

— 佐賀県総合計画 2019 —

人を大切に、
世界に誇れる佐賀づくりプラン

令和元年 7 月 策定



<http://www.pref.saga.lg.jp/>

序章

はじめに

ここでは、計画策定の趣旨、計画の位置付け、計画の期間を示します。

1 計画策定の趣旨

「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」

今、時代は大きく変わろうとしています。そして、そうした動きはわれわれ佐賀県にとって大きな飛躍のチャンスとなっています。グローバル・ボーダレス化の中でヒトやモノが世界を行き交い、東アジアの交流や交易も活発化しています。また、IoT、ロボット、AI、ビッグデータ等の技術革新が進み、こうした技術を活用した「Society5.0」の実現に向けた取組が進展しつつあります。

地理的に見ても、アジアが成長し日本の軸足が東日本から大陸に近い九州へと移ろうとしている中で、佐賀県は、九州の中でも中心に近く、大陸にも近い優位な場所にあります。そして、福岡都市圏に近く、可住地面積率が高く、人口密度は全国16位です。そして、何よりも幕末から明治維新にかけて、ヒトづくりやモノづくりでこの国を牽引してきた歴史を持っています。その頃、「日本は佐賀を見ていた、佐賀は世界を見ていた」のです。

さらに、高度経済成長期とは様相が変わり、人の想いや置かれている状況も多様化し、田園地域の価値や文化的価値が大切になってきました。葉隠、伊万里・有田焼、佐賀牛、佐賀海苔など世界に誇るべき「和」の文化、歴史、伝統、食を有し、三夜待や生産組合など、元来人と人の結びつきが強く、豊かな地域力を持っている佐賀県にとって、その潜在力を発揮する環境が整ってきたものと確信しています。

こうした時代を切り開いていく中で、大切なものは県民の力、県民の志です。昨年は明治維新150年でした。「肥前さが幕末維新博覧会」では県民に未来への勇気や連携を、そして子どもたちの志への種を蒔くことができました。さらに、県外に佐賀県の志を広げ、佐賀県の誇りや勢いを示すこともできました。

今後、「2019 さが総文」、九州新幹線西九州ルート開業、2023年の「国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会」など、佐賀が高く羽ばたくチャンスが到来します。

私たちが育んできた佐賀の真の豊かさ、素晴らしさを磨き上げ、多くの人々が佐賀を訪れ、人と人が出会う「交流」を生み出すことで、佐賀発展の原動力としていきます。

また、様々な災害が続く中でも、人々の命や川・大地・海へと連なる豊かな暮らしを守るため、その基となる「山」を大切にしてまいります。

今般、「さがの未来を語ろう 2018」をはじめ、分野や地域を問わず様々な場面で、県民の皆さんから伺った御意見を踏まえ、「－佐賀県総合計画 2019－ 人を大切に、世界に誇れる佐賀づくりプラン」を創り上げました。

「志」を原点に、「人」をすべての政策の基軸に置き、真摯に、ひたすらに、そしてまっすぐに、佐賀の飛躍を目指す。

まさに、「佐賀の時代」を皆様と共に創ってまいります。

佐賀県知事 山口 祥義

2 計画の位置付け

この計画は、佐賀の目指す将来の姿を見据え、その実現に必要な4年間の県の方策を明らかにするものです。

また、県が県民やCSO※1、企業、市町等とともに協働して取り組んでいくための共通の指針となるものです。

併せて、社会経済情勢の変化等に適切に対応していくため、毎年度実施するマネジメントサイクル※2により見直しや新たな取組等の企画立案を行い、それを計画に反映させていく「進化型の総合計画」とします。

なお、本計画は、

- ・まち・ひと・しごと創生法第9条に基づく佐賀県のまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画
- ・佐賀県知的財産の創造等に関する基本条例第4条第2項に基づく基本構想
- ・教育基本法第17条第2項に基づく佐賀県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画

とします。

3 計画の期間

4年間（2019（令和元）年度から2022（令和4）年度）

※1 CSO

Civil Society Organization（市民社会組織）の略で、佐賀県では、NPO法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTAといった組織・団体を含めて、「CSO」と呼称。

※2 マネジメントサイクル

「計画（Plan）」、「実施（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Action）」の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法。

第1章

今後の社会の変化

この章では、時代の潮流や佐賀県の特徴を示します。

1 時代の潮流

(1) 人口の変動

<現状>

本県の総人口は、戦後の1955年に一旦ピークを迎えた後、1975年まで減少し、その後1995年まで再度増加してきました。しかし、1995年を境に人口減少の局面に突入しています。併せて、高齢化も進展しています。

その要因としては、社会増減が1994年と1995年を除き一貫して減少していることと、自然増減が増加から減少に転じるとともに、その減少数も大きくなってきていることが挙げられます。

一方、佐賀県内の在留外国人が増加し続けており、国籍別ではベトナムが増加しており、在留資格別では技能実習が増加しています。

図1 本県の人口の推移

(出典：総務省統計局「国勢調査」)

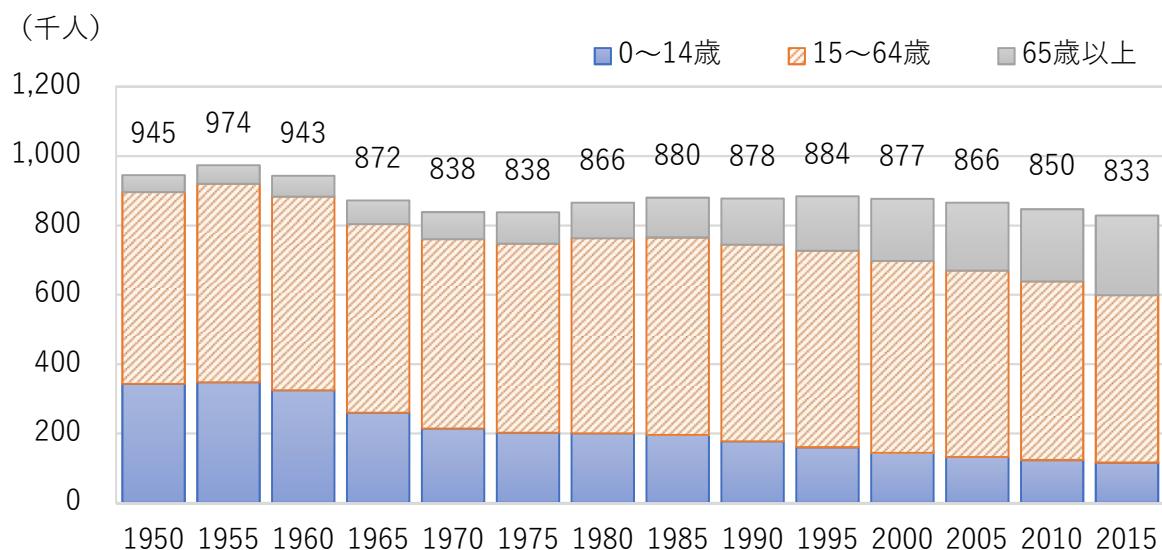


図2 本県の人口動態

(出典：佐賀県総務部「平成30年度 推計人口」)

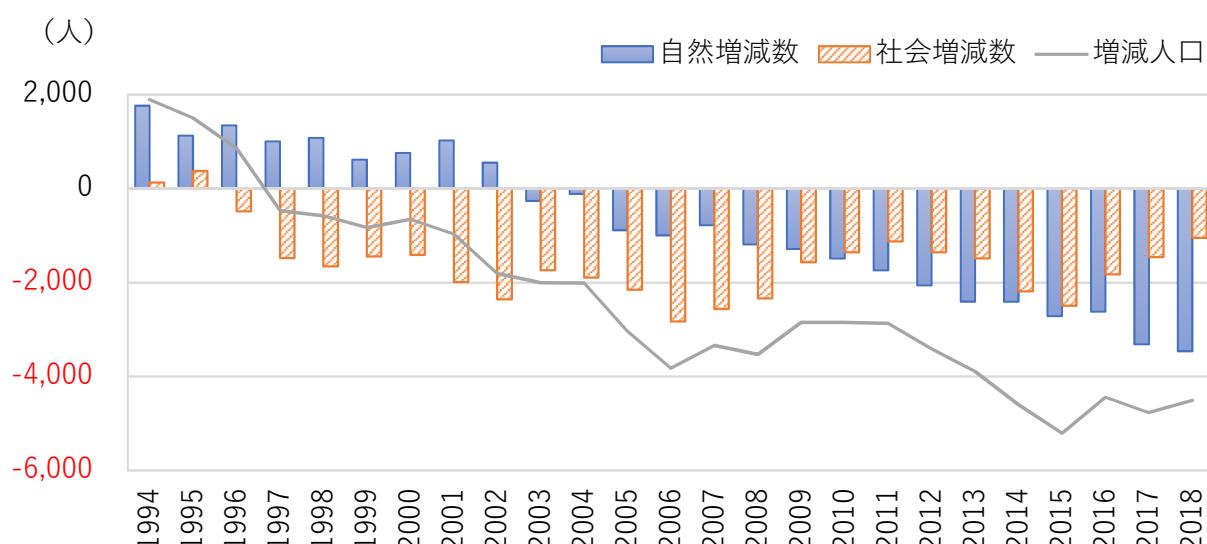
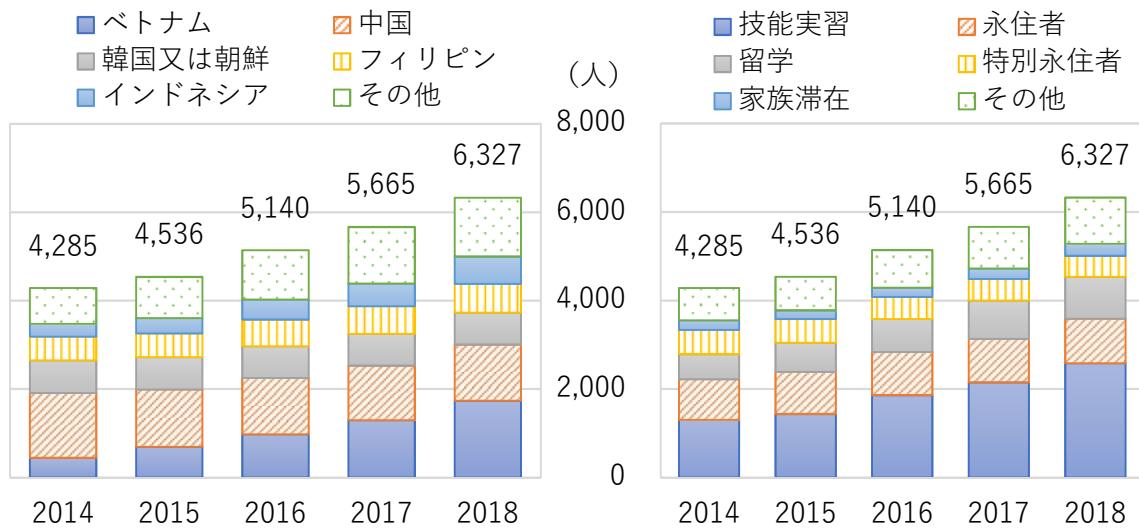


図3 本県の在留外国人数の推移（左：国籍別、右：在留資格別）

（出典：佐賀県地域交流部国際課「佐賀県内の在留外国人数」）



<将来予測>

過去のトレンドの延長線上で推移すると仮定すると、今後、人口減少がこれまで以上のペースで進むことが予測されます。

特に、本県では15歳から29歳の若年層の県外流出が続いていること、人口減少と高齢化に拍車がかかる懸念があります。

また、新たな外国人材受け入れのための在留資格「特定技能」が創設されたことにより、引き続き在留外国人が増加することが見込まれます。

図4 本県の将来推計人口

（出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」）

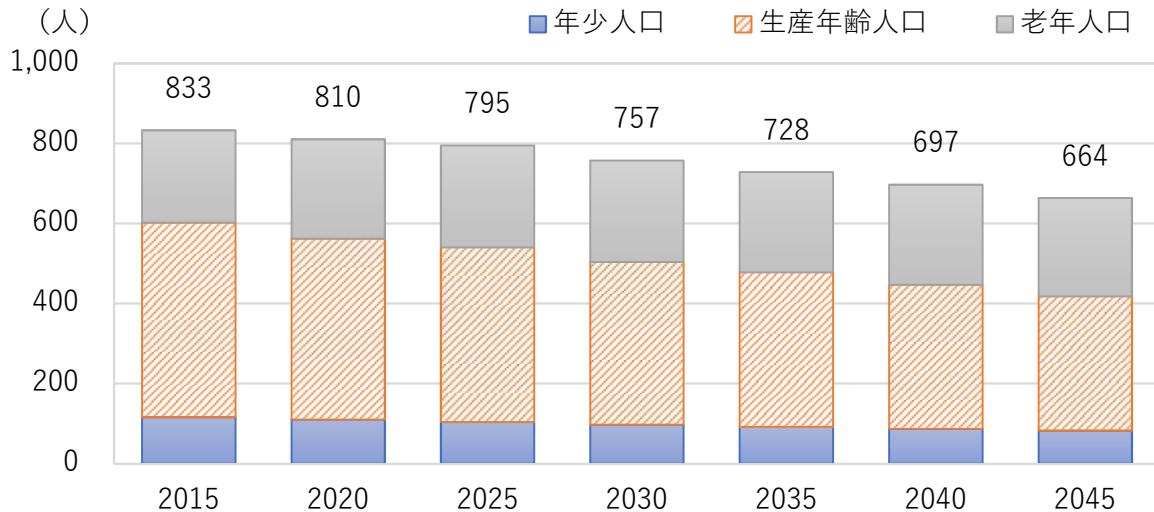
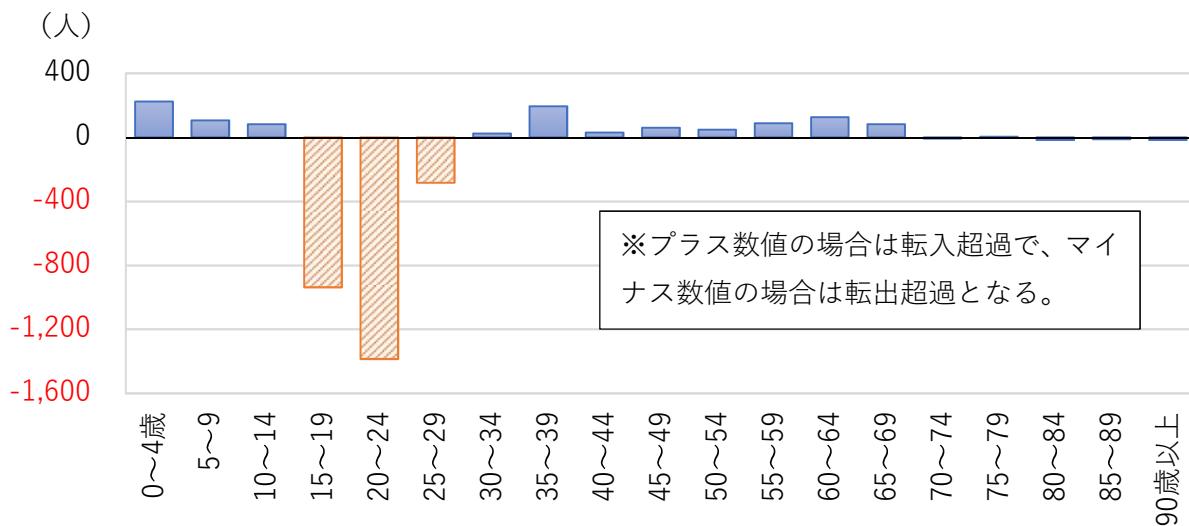


図5 本県の男女別5歳階級別の日本人移動数の推移
(出典: 総務省「平成30年 住民基本台帳人口移動報告」)



(2) 経済環境の変化

①産業

<現状>

県内産業においては、雇用及び県際収支（所得が域外から獲得しているのか、域外に流出しているのか）の両面から見ると、電子部品や飲食料品、輸送機械等はじめとした「製造業」が基盤産業である。

図6 本県の産業別事業従事者の状況
(経済産業省「平成28年経済センサス・活動調査」から佐賀県作成)
※横軸: 事業従事者数の修正特化係数の対数値、縦軸: 事業従業者数

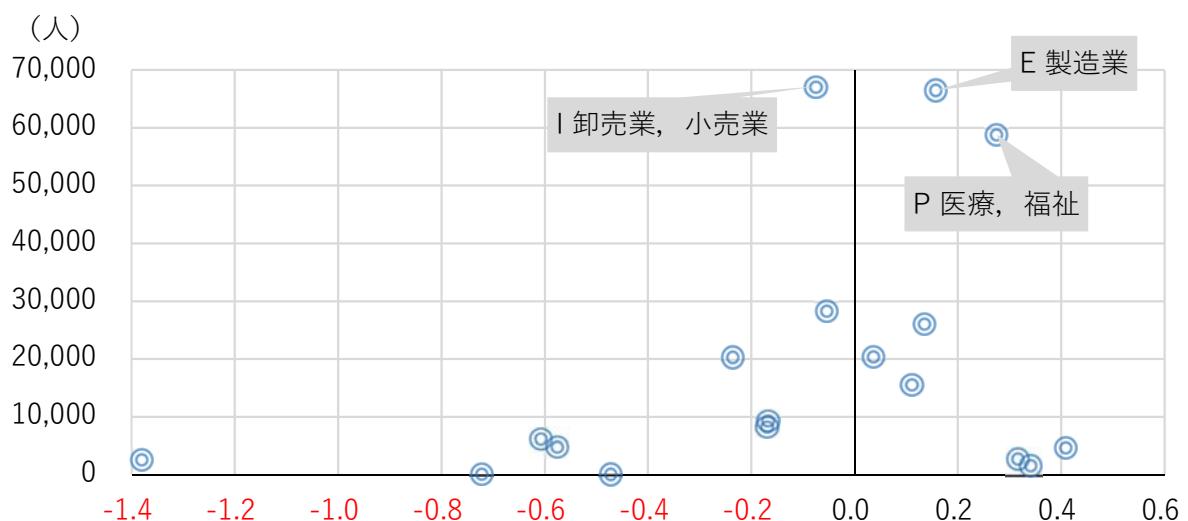


表1 本県の県際構造
(佐賀県総務部「平成23年佐賀県産業連関表」から作成)

産業部門		県際収支※(百万円)
上位5部門	電子部品	89,669
	飲食料品	84,599
	輸送機械	71,979
	運輸・郵便	41,892
	農林水産業	40,904
下位5部門	鉄鋼	-62,267
	商業	-62,602
	対事業所サービス	-63,723
	情報通信	-92,039
	石油・石炭製品	-102,277

※ 県際収支

域外からの移輸入と域外への移輸出との差のこと。

<将来予測>

IoT やビッグデータ、AI、ロボット等に代表される技術革新の進展により、今後、本県でも多くの企業が様々な情報をデータ化し、管理することで、生産効率の向上や需要予測の精緻化、サプライ・チェーンの効率的な運用が可能となるなど、新技術を活用した事務の効率化やサービスの提供等の実現が大いに期待されます。

こうした技術革新を活かし、本県の基盤産業である「製造業」をはじめとする既存産業の稼ぐ力を高めるとともに、新たなビジネスの創出や市場開拓につなげていくことが重要です。

②グローバル経済

<現状>

「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づく国全体でのインバウンド観光の推進により、本県の観光入込客数も大きく増加しています。

我が国は、2018（平成30）年12月に「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11）」が発効し、2019（平成31）年2月に「日EU経済連携協定（日EU・EPA）」が発効するなど、自由貿易と経済連携が進展しています。また、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）等のその他の経済連携の交渉も続いている。

<将来予測>

2020（令和2）年の東京2020大会の開催により、我が国を訪れる外国人旅行客はさらに増加することが見込まれます。

また、アジア太平洋地域や東アジア地域、欧州等の諸外国との経済連携の進展により、今後、通関手続きの迅速化など各種手続きの簡素化・標準化、投資ルールの明確化等が図られ、海外進

出のハードルが著しく低下することで、これまで様々なリスクを懸念し海外展開に踏み切れなかった県内の中堅・中小企業が輸出に参加することが容易になると見込まれます。

図7 本県の外国人延べ宿泊者数の推移
(出典：国土交通省観光庁「宿泊旅行統計調査」)

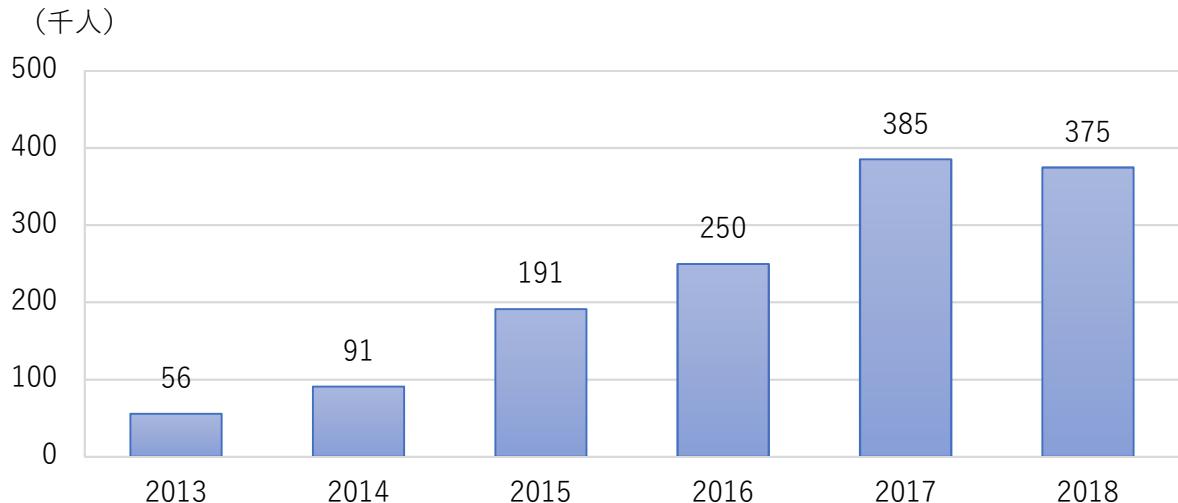
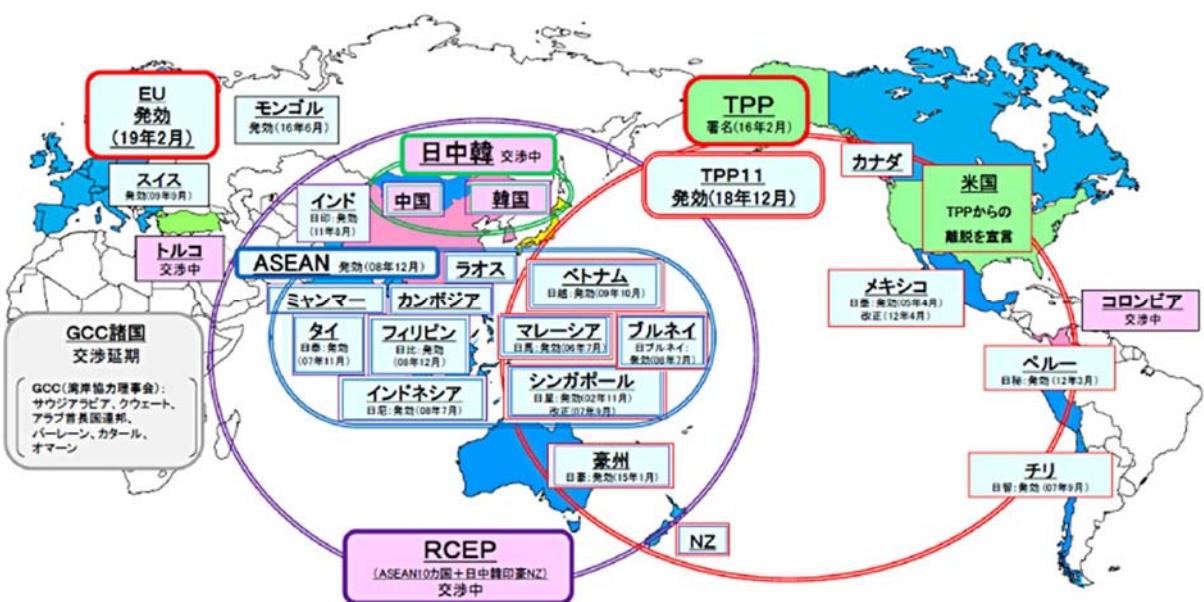


図8 我が国の経済連携協定の状況
(出典：経済産業省ホームページ)



③労働力

<現状>

女性の就業状況は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描きますが、M字の底は上昇傾向にあります。

このように働く女性の割合は増えてきている一方、人口減少・高齢化に伴い、本県の労働力人口は減少傾向となっています。

また、全国的に人手不足感がほとんどすべての産業に広がっています。

<将来予測>

人口減少や生産年齢人口の減少により、労働力人口が今後も減少することから、引き続き、多くの企業において人手不足感が強まることで、企業経営への影響が深刻さを増していくことが懸念されます。

図9 本県の労働人口と男女別労働力率の推移

(出典：総務省「国勢調査」)

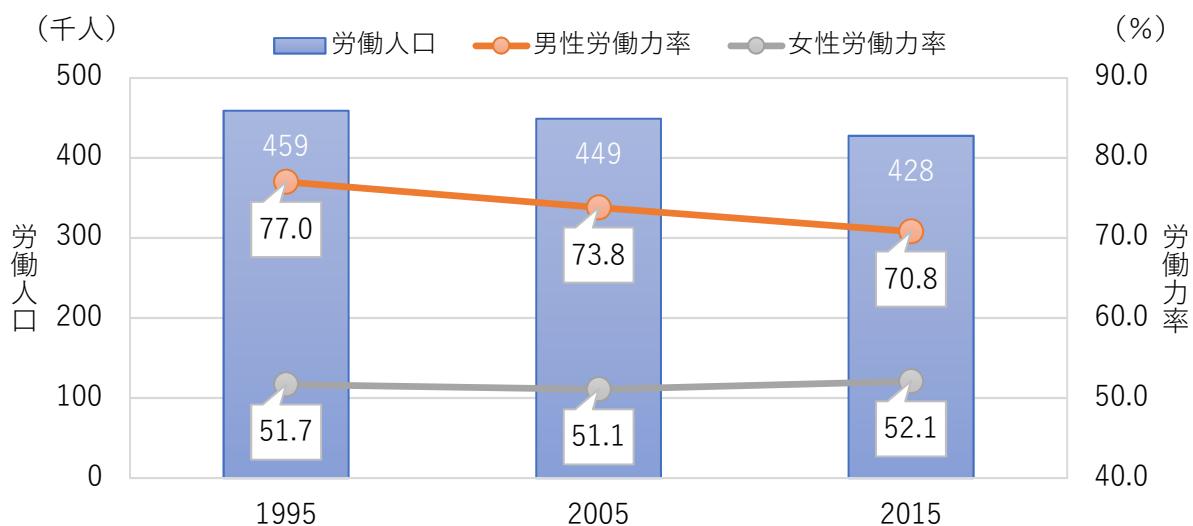


図10 本県の年齢5歳階級別の女性労働力率の推移

(出典：総務省「国勢調査」)

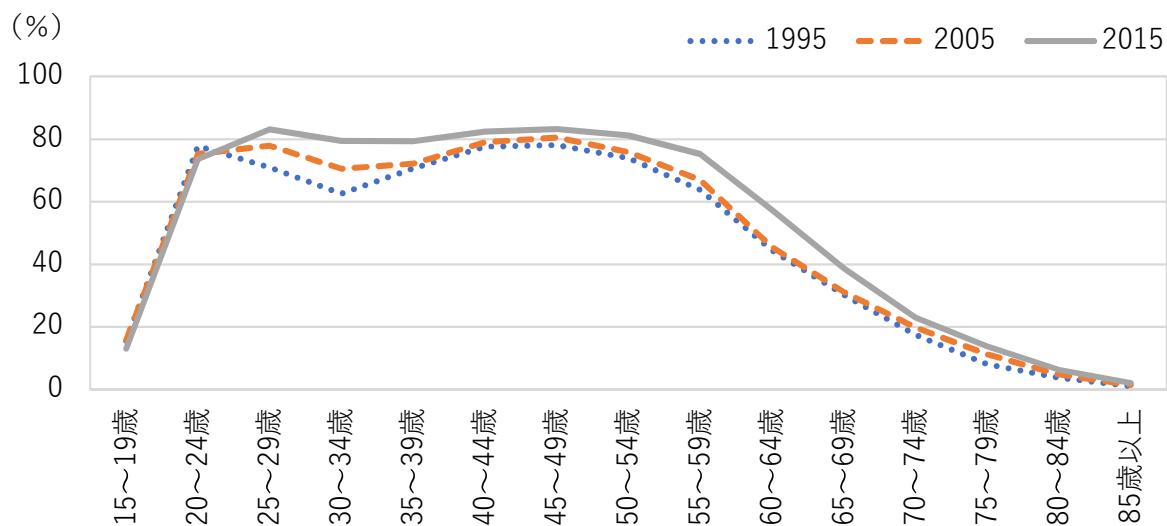
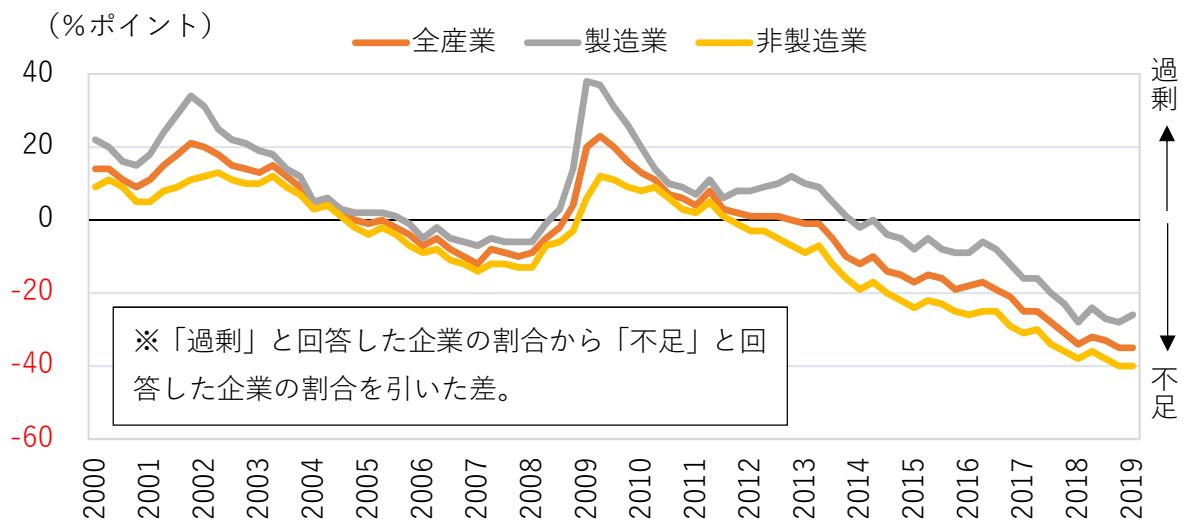


図 11 我が国の雇用判断 D.I.の推移（全規模合計）
(日本銀行「全国企業短期経済観測調査」から佐賀県作成)



(3) 生活環境の変化

①災害

<現状>

平成29年7月九州北部豪雨や平成30年7月豪雨をはじめ、大雨や短時間強雨が発生するなど、大規模災害が頻発化・激甚化する傾向にあります。

<将来予測>

今後も、短時間に集中した降雨の増加などにより、災害が頻発化・激甚化する懸念があります。

図 12 本県の年平均気温の経年変化
(出典：気象庁福岡管区気象台「九州・山口県の気候変動監視レポート 2017」)

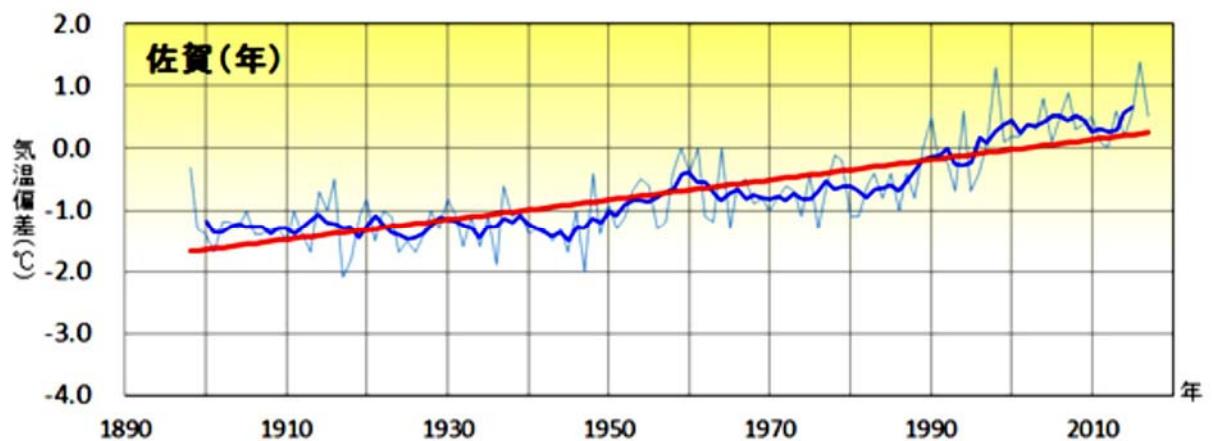
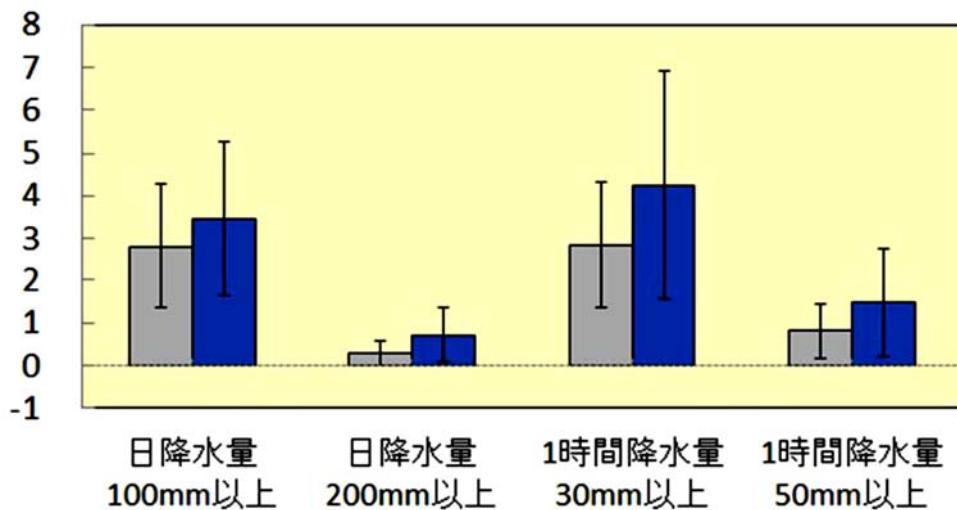


図 13 本県の大雨・短時間強雨の年間発生回数（灰色：現在気候、青色：将来気候）

（出典：気象庁福岡管区気象台「九州・山口県の地球温暖化予測情報第2巻」）

（回/地点）



②社会保障

<現状>

我が国の人一人当たりの社会保障給付費は、国民所得額の増加とともに、高齢化等の影響により、その額は増加し続けています。

<将来予測>

少子高齢化の一層の進展により、高齢者を支える現役世代の相対的な割合は減少するため、社会保障制度を支える現役世代の負担が、今後とも増加することが懸念されます。

図 14 我が国の社会保障給付費の推移

（出典：財務省「財政制度等審議会財政制度分科会（平成31年4月23日開催）配布資料」）

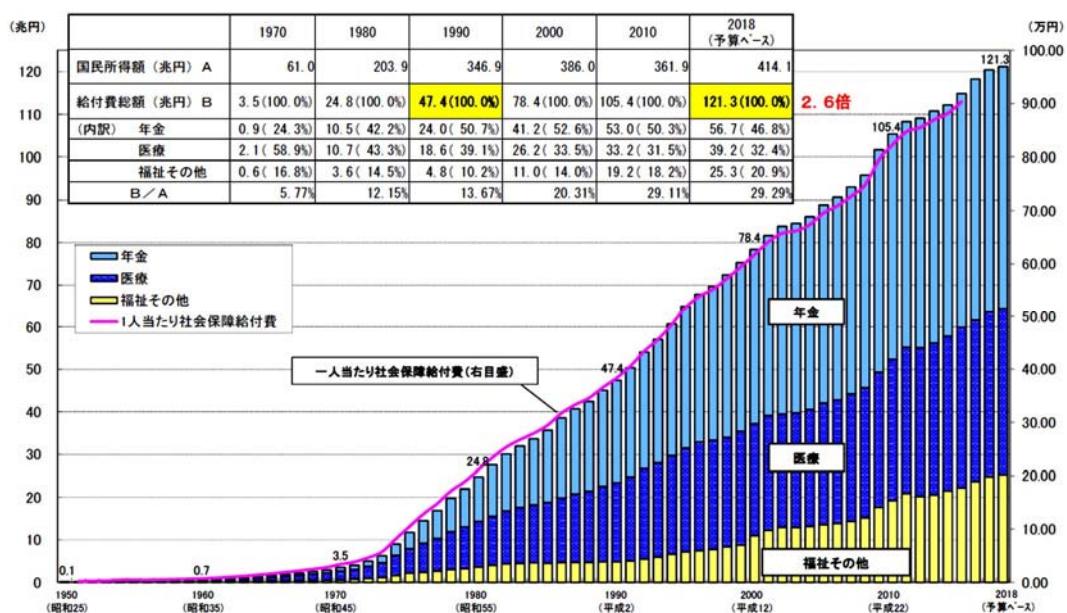
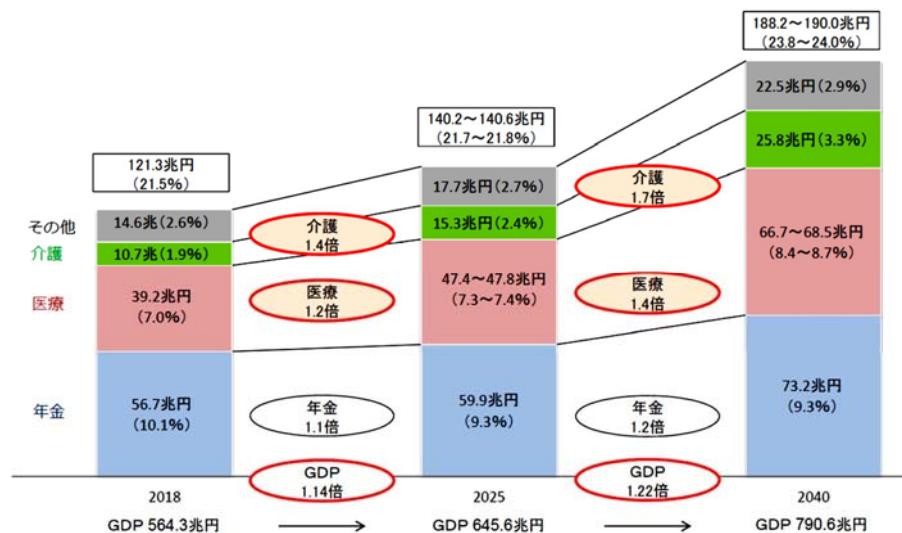


図 15 将来の社会保障給付費の見通し（経済：ベースラインケース）
 (出典：財務省「財政制度等審議会財政制度分科会（平成 31 年 4 月 23 日開催）配布資料」)



③ライフスタイル

<現状>

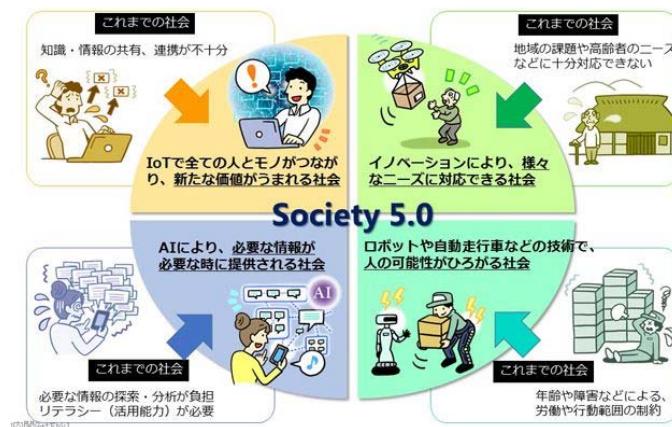
政府は、2016（平成 28）年 1 月に閣議決定された「第 5 期科学技術基本計画」において、必要なモノ・サービスを、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢や性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、活き活きと快適に暮らせる「Society 5.0（超スマート化社会）」の実現を掲げています。

<将来予測>

IoT やビッグデータ、AI、ロボット等の革新技術の進展により、経済発展と共に、人口減少・高齢化をはじめとする様々な社会課題の解決にも資する新たな製品やサービス等の実用化が進むことが見込まれます。

図 16 Society 5.0 で実現する社会

(出典：内閣府ホームページ)



2 佐賀県の特徴

(1) 地理的・地勢的特徴

本県は、日本列島のほぼ西の端に位置し、朝鮮半島とは 200km 余りと、東アジアと近接しており、大陸文化の窓口として歴史的、文化的に重要な役割を果たしてきました。大阪・ソウルが 500km 圏、東京・上海が 1,000km 圏、北京・台北が 1,500km 圏にあり、日本、韓国、中国、台湾の主要都市の中間に位置しています。また、本県は九州の高速道路や鉄道の、縦のライン（福岡～鹿児島）と横のライン（大分～長崎）がクロスする交通の要衝として地理的に優れた特性を持ち、今後も、九州新幹線西九州ルートや西九州自動車道、有明海沿岸道路の整備により、交通の要衝にある本県のポテンシャルがますます高まることが期待されます。

自然・地理的特徴として、有明海・玄界灘という対照的で豊饒な海、緑豊かな天山・多良岳等の山々、その裾野に広がる豊かな平野、美しい眺望と特色のある歴史・文化を築いてきた玄海諸島等を有し、県民の生活・産業・文化面に豊かな恵みをもたらしています。

(2) 豊かな歴史・文化

本県には、幕末維新期に先駆的な役割を果たしてきたことをはじめとした、連綿と続く歴史があります。

また、吉野ヶ里遺跡をはじめとする貴重な文化財や、伊万里・有田焼などの焼き物文化などの文化資源を有しているとともに、ユネスコ無形文化遺産「唐津くんちの曳山行事」や「見島のかせドリ」といった伝統的催事や伝承芸能等、世界に誇る多彩な地域文化が根付いています。

さらに、世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である三重津海軍所跡や、景観の美しい地区や地域の象徴的な建造物を県が認定する「22世紀に残す佐賀県遺産」等、県内各地に県民が身近に文化に触れる機会が拡大しています。

(3) 多様な産業

本県は、佐賀平野を中心とした穀物の生産や有明海でのノリ養殖、玄界灘に面した地域での園芸や畜産など、豊かな自然の恵みを受けた農業や水産業が盛んとなっています。工業の分野では陶磁器産業、家具産業、製菓業といった特色ある地域産業と技術力の高い企業が数多く立地しています。特徴的な分野としては、江戸時代に長崎街道を伝って砂糖が豊富に流通したことから製菓業が盛んであり、また、全国でも有数の米どころであることから清酒の醸造も盛んとなっています。

このような多様な産業の魅力を高めるために、県産品のブランド化や技術開発、人材育成などの取組や、産官学連携による支援が進められています。

(4) 人の絆

本県には、「三夜待（さんやまち）」といった地域の寄り合いを定期的に行う風習があり、消防団員の組織率が 23 人（2018（平成 30）年 4 月 1 日、人口千人当たり）で全国 1 位であるなど、地域の絆の強さは貴重な財産です。人口減少社会を迎え、地域コミュニティの維持が課題となっている中で、地域づくりをはじめ、防災や福祉、子育て、産業振興、文化・スポーツ、多文化共生などの様々な分野で、こうした絆の強さを活かした取組が重要となっています。

(5) 今後について

本県では、今後、以下のことを予定しており、これらの機会を活かして、交流を一層促進し、県勢の発展につなげていくことが重要です。

- 2019 さが総文（第43回全国高等学校総合文化祭） 〈2019（令和元）年7～8月〉
- 東京2020大会（オリンピック・パラリンピック） 〈2020（令和2）年7～9月〉
- 九州新幹線西九州ルートの開業 〈2022（令和4）年度予定〉
- SAGAサンライズパークの整備 〈2022（令和4）年度予定〉
- 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀大会（佐賀国スポ・全障スポ）
〈2023（令和5）年度予定〉

第2章

基本理念と佐賀県の目指す将来像

この章では、時代の潮流や佐賀県の特徴を踏まえ、本計画の基本理念、10年後の佐賀県の目指す将来像を示します。

県政を進めていくためには、人に寄り添い、人と対話し、これまで受け継がれてきた人の「想い」を感じ取りながら、次の世代へ繋げていくことが大切です。また、佐賀には、連綿と続く歴史や文化、地域の絆、農林水産品、陶磁器など、「本物」の地域資源があります。これらの“佐賀らしさ”的価値を私たち自身が再認識するとともに、世界に自信を持って誇れる佐賀をつくりたいという想いを込め、「**人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり**」を引き続き基本理念に掲げます。

また、基本理念に掲げる佐賀県を目指すため、

(1 安全・安心のくらし さが)

○ 県民の命や豊かな暮らしの礎である「山」を守るなど、自然災害等を未然に防止する対策が進むとともに、県民全体で事故や犯罪等の防止に取り組んでいる。また、それらが発生した場合でも、人と人との強い結びつきを背景に、全国一位の高い組織率を誇る消防団活動や、迅速かつ的確に対応できる体制の整備と不断の見直し等により、被害の拡大を防止する対策が進んでいる。こうしたことにより、県民が安心して暮らしている**「安全・安心のくらし さが」**

(関連する SDGs の目標)



(2 楽しい子育て・あふれる人財 さが)

○ 田園地域の価値や文化的な価値などの“佐賀らしい”価値を活かし、子育てし大県“さが”プロジェクトの取組が進み、子育て世代の移住者が増加するとともに、安心して子どもを産み、楽しく育てることができている。また、県民の多様な個性・能力が培われるとともに、佐賀への誇りを胸に、佐賀や世界で活躍する「志」を持った骨太な子どもが育っている**「楽しい子育て・あふれる人財 さが」**

(関連する SDGs の目標)



(3 人・社会・自然が結び合う生活 さが)

○ 年齢、性別、障害のあるなし等に関わらず誰もが、社会で活躍し、住み慣れた地域の中で多様な人々の想いに寄り添いながら、思いやりをもって行動している。また、森・川・海とつながる豊かな自然環境の中で、いきいきと暮らしている。さらに、若い頃からの予防対策も含め、がん等の疾病予防が進み、県民が健康的に暮らしている**「人・社会・自然が結び合う生活 さが」**

(関連する SDGs の目標)



(4 豊かさ好循環の産業 さが)

○ 起業・創業や企業立地、イノベーションによる産業の創出が進み、佐賀で働き、佐賀で活躍できている。また、幕末維新期の日本をけん引してきた歴史を持つものづくり産業

をはじめとする地域の産業が持続的に発展し、佐賀段階などで全国に名を馳せた農林水産業が活性化するとともに、佐賀牛や有田焼などの佐賀の誇るべき県産品の販路が国内外に拡大している「**豊かさ好循環の産業 さが**」

(関連する SDGs の目標)



(5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが)

- 佐賀の「和」の文化、歴史、伝統などの魅力が世界に発信され、東アジアや福岡都市圏に近いという地理的特性を活かし、国内外からの交流人口が増えるとともに、訪れる方が心地よく感じるまちづくり・地域づくりが浸透している。また、県民の誰もが文化やスポーツに親しみ、楽しむ風土が形成され、地域内外の人と人がつながる「交流」の拠点となっている「**文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが**」

(関連する SDGs の目標)



(6 自発の地域づくり さが)

- 快適なまちづくりが進むとともに、「山」が大切にされ、中山間地域や過疎地域、離島等にも元気があふれている。また、地域間や国内外との人・物・情報の交流が盛んになるとともに、元来の地域力を生かし、誰もが様々な形で参加しながら自発的な地域づくりが進んでいる「**自発の地域づくり さが**」

(関連する SDGs の目標)



の 6 つを 10 年後の佐賀県の目指す将来像として政策の柱に置き、政策を推進していきます。

さらに、政策の推進に当たっては、

- 佐賀県にある本物の地域資源の磨き上げや、女性が活躍する社会づくりの推進などにより、雇用や新しいひとの流れ、子育てしたいと思ってもらえる環境、時代に向き合う地域社会を作り出す「**さが創生**」
- 県産品や街並みなどの「モノ」と、社会のシステムやサービスなどの「コト」を磨き上げ、新たな価値を付与することにより、人のくらし、まち・地域を心地よくし、豊かなものにする「**さがデザイン**」

の 2 つの視点を入れて、取り組んでいきます。

また、国際社会全体の目標である「**持続可能な開発目標 (SDGs)**」については、その「誰一人取り残さない」という理念は、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」という基本理念と方向性が同じであることから、SDGs を意識しながら、政策や施策に取り組んでいきます。

«参考» 「持続可能な開発目標（SDGs）」について

「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」は、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っています。



〈SDGsの17のゴール〉 出典：外務省（仮訳）

- 目標1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
- 目標2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
- 目標3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
- 目標4 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
- 目標5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
- 目標6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
- 目標7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
- 目標8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
- 目標9 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
- 目標10 各国内及び各国間の不平等を是正する。
- 目標11 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
- 目標12 持続可能な生産消費形態を確保する。
- 目標13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
- 目標14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
- 目標15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
- 目標16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
- 目標17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

第3章－1

分野ごとの施策

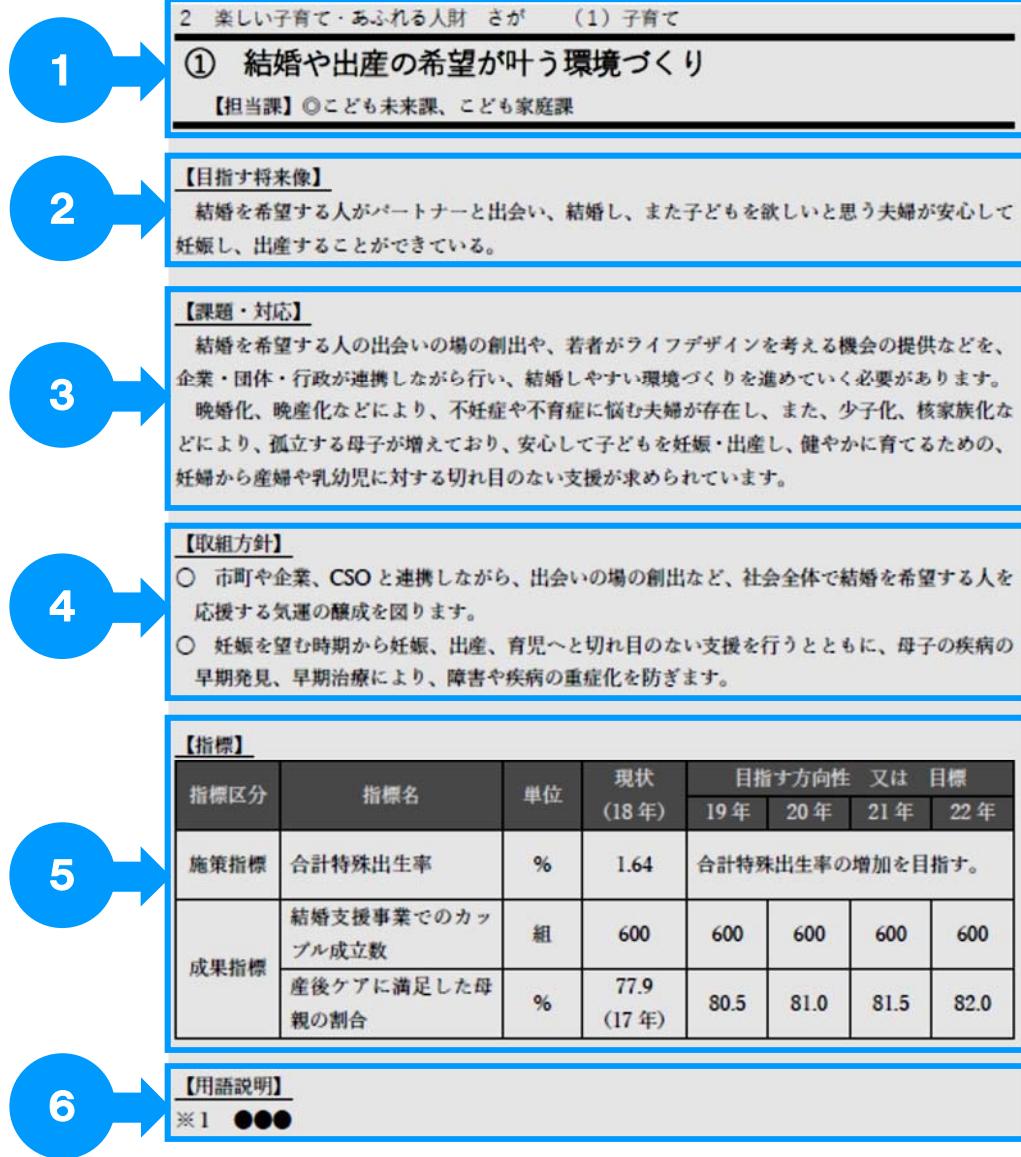
この章では、基本理念及び佐賀県の目指す将来像を踏まえた施策を網羅的に展開するため、行政分野を25の施策分野に分け、政策の柱に沿って体系化します。併せて、それぞれの施策ごとに、目指す将来像、課題・対応、取組方針、指標を示します。

施策体系

政策の柱	施策分野	施策名
1 安全・安心のくらし さが	(1)防災・減災・県土保全	① 防災・減災等の体制づくり
		② 玄海原子力発電所の安全対策
		③ 治水対策の推進
		④ 土砂災害防止対策の推進
		⑤ 海岸保全対策の推進
		⑥ 農地を潤すクリークやため池の防災・保全の推進
		⑦ 道路の防災対策の推進
		⑧ 建築物の耐震化の推進
	(2)くらしの安全・安心	① 交通安全対策の推進
		② 犯罪の起きにくいまちづくりと犯罪被害者等支援の充実
		③ 消費生活の安定向上
		④ 食品等の安全・安心の確保
		⑤ 生活衛生対策等の推進
		⑥ 水資源の安定確保の推進
2 楽しい子育て・あふれる人財 さが	(1)子育て	① 結婚や出産の希望が叶う環境づくり
		② 子ども・若者を支え育てる環境づくり
		③ 配慮が必要な子ども・若者や家庭に寄り添う環境づくり
	(2)教育	① 志を高める教育の推進
		② 確かな学力を育む教育の推進
		③ 豊かな心を育む教育の推進
		④ 健やかな体を育む教育の推進
		⑤ 多様なニーズに対応した教育の推進
		⑥ 教育を支える人材の育成と環境の整備
		⑦ 私立学校の魅力づくり
		⑧ 高等教育機関の充実
	(3)生涯学習	① ライフステージに応じたまなびの環境づくり
3 人・社会・自然が結び合う生活 さが	(1)福祉	① 住民とともに支える地域福祉の充実
		② 高齢者福祉の充実
		③ 障害者福祉の充実
		④ 障害者の就労支援
	(2)健康	① 生涯を通じた健康づくりの推進
		② がん対策の強化
		③ 感染症対策の強化
		④ 難病対策の充実
	(3)医療	① 医療提供体制の充実
		② 安全有効な医薬品等の安定供給の推進
		③ 国民健康保険制度の運営の安定

政策の柱	施策分野	施策名
4 豊かさ 好循環の産業 さが	(4)環境	① 地球温暖化対策の推進
		② 生活環境の保全
		③ 自然環境の保全・継承
		④ 有明海の再生
		⑤ 多様な森林（もり）・緑づくり
		⑥ 廃棄物の減量化・リサイクルと適正処理の推進
	(5)人権・共生	① 県民一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の実現
		② 男女共同参画社会づくり
		③ さがすたいいるの推進
	(1)雇用・労働	① 佐賀の産業を支える人材の確保と労働環境の整備
	(2)農業	① 稼げる農業の確立
		② 活力ある農村の実現
	(3)林業	① 魅力ある林業と活力ある木材産業の展開
	(4)水産業	① 玄海・有明海における活力ある水産業の展開
	(5)企業立地・商工業	① 企業誘致の推進
		② テクノロジーと起業・創業を通じたイノベーションの推進
		③ ものづくり産業の振興
		④ 中小企業の持続的発展に向けた支援
		⑤ 地域資源を活用した産業の振興
	(6)エネルギー	① 再生可能エネルギー等先進県の実現
	(7)流通	① 佐賀県産品の国内外での販売促進
	(8)情報発信	① 地域資源の魅力創出・発信
5 文化・スポーツ・観光の交流 拠点 さが	(1)文化	① 多彩な文化芸術の振興
		② 豊かな文化・歴史の継承と魅力発信
	(2)スポーツ	① トップアスリートの育成と地域が元気になるスポーツの推進
	(3)観光	① 魅力ある観光地域づくり
6 自発の 地域づくり さが	(1)地域づくり	① 自発の地域づくりの推進
		② 快適で暮らしやすいまちづくり
		③ 美しい景観づくり
	(2)交通	① 幹線道路ネットワークの整備
		② くらしに身近な道路の整備
		③ 地域における多様な移動手段の確保
		④ 鉄道による交流の促進
		⑤ 九州佐賀国際空港の発展
		⑥ 唐津港・伊万里港等の利活用及び機能強化の推進
	(3)県民協働	① 多様な主体による協働社会づくり
	(4)国際化	① 世界と行き交う佐賀づくり

施策ページの見方



<各部分の説明>

①	施策体系に基づく施策番号と施策名を記載します。また、施策の担当課を記載し、施策管理課に「◎」を付しています。
②	10年後を想定し、佐賀県の目指す将来像を記載しています。
③	目指す将来像を実現するための課題とその対応を記載しています。
④	課題や対応を踏まえ、施策の取組方針を記載しています。
⑤	施策における指標を記載しています。施策指標については、施策全体の進捗を測るもので、4年後の目指す方向性を記載しています。また、成果指標については、施策内の取組の進捗を測るもので、各年（度）の目標値を記載しています。 なお、本表内の年（度）は西暦の下2桁で記載しています。
⑥	専門的な用語や独自に定義付けした用語の説明を記載しています。

① 防災・減災等の体制づくり

【担当課】◎消防防災課、福祉課、警備第二課、庁内各課（室）

【目指す将来像】

風水害、震災、火災、原子力災害、武力攻撃災害等に対して、自助、共助、公助※1の適切な連携により迅速かつ的確に対応でき、県民の安全・安心を確保し、救える命を救う防災・減災体制となっている。

【課題・対応】

平成30年7月豪雨など近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策を確立することが求められています。

しかし、市町の発令する避難指示に対し、実際に避難する人の割合が極端に少ないとからも、県民の防災意識が非常に低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、県民一人ひとりの防災意識の向上が必要です。

また、災害時は地域の助け合いが大切であり、訓練や研修等による地域の災害対応力の強化に取り組む必要があります。

加えて、近年の災害においても、要介護高齢者や障害者など避難行動要支援者※2が亡くなる割合が多いことから、要支援者への避難対策を更に充実させることが求められています。

原子力発電所立地県である佐賀県は、福島第一原子力発電所における事故の教訓等を踏まえ、原子力災害対策重点区域を30km圏内に拡大し、防災資機材の配備や避難計画の策定などに取り組んでいますが、実効性を向上させるため、不断の見直しを行っていく必要があります。

災害対応に当たっては、初動段階での状況把握が何より重要です。その際、県が自らの判断で情報収集を行うことができるヘリコプターを保有しておくことは、初動対応の大きな力となります。また、大規模災害時には、他県・他機関から多くのヘリコプターが応援のために飛来することから、その効率的なオペレーションのため、受援計画の策定等、航空消防防災体制の整備に取り組む必要があります。

災害時は迅速な情報収集・伝達が必要なことから、防災行政無線の設備機器等や消防防災ヘリコプターテレビシステムの受信局等の整備に取り組む必要があります。

【取組方針】

- 災害に対する日頃の備えや災害時における適切な避難行動等につながるよう、防災に係る啓発を強化するとともに、危機事象発生時の対処訓練を充実させ、県民の防災意識や災害対応力の向上に取り組みます。
- 地域の防災力の充実強化のため、地域防災力の中核を担う消防団員の確保に各市町と連携・協力して取り組むとともに、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る各市町の取組を支援します。
- 避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市町における避難行動要支援者の名簿の

充実や名簿の適切な活用、個別計画の充実などを支援します。

- 原子力防災対策の更なる実効性向上のため、訓練を通して課題や問題点を検証し地域防災計画の改善を図るなど、不断の見直しを行っていきます。
- 初動段階で上空からの情報収集により迅速に事態を把握するため、消防防災ヘリコプターを導入するとともに、大規模災害時に他県・他機関から飛来する応援ヘリコプターの効率的なオペレーションのため、航空消防防災体制の整備に取り組みます。
- 防災行政無線の安定性・信頼性を向上させるため、通信機器の処理能力や回線容量を増加させるとともに、主要回線が途絶した場合でも迂回して通信を行うループ化や非常用電源等の整備を行うことにより、災害時オペレーションにおける県、市町、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の伝達・収集を確保し、地域防災力の充実・強化を図ります。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	風水害・地震などによる人的被害	—	—	最小限化を目指す			
成果指標	「日ごろから地震や台風など災害への備えをしている」県民の割合	%	—	前年度より増加	前年度より増加	前年度より増加	前年度より増加
	人口千人あたりの消防団員数	人	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0
	避難行動要支援者の個別計画策定完了市町数	市町	5	9	13	17	20
	消防防災ヘリコプターを活用した航空消防防災体制の整備	—	拠点施設調査・設計	—	隊の発隊準備	運航開始	—
	無線通信回線の伝送容量増大及び無線中継所の耐災性の強化	消防防災ヘリ映像設備	—	総合設計	工事	工事	運用開始
		防災無線設備	—		更新工事	更新工事	更新工事



～国土強靭化を推進し、「強さ」と「しなやかさ」を持った 佐賀県を構築します～

近年、台風の大型化や集中豪雨の多発化、地震等による災害発生リスクの高まりから、大規模自然災害等に備え、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な県土・地域・経済社会を構築するため、佐賀県国土強靭化地域計画を策定しています。

この計画は、佐賀県の地理的特性や過去の災害被害を踏まえ、想定されるリスクと大規模災害に対する脆弱性を評価し、「起きてはならない最悪の事態」に備え、国土強靭化に関する施策を総合的、計画的に推進するものです。

佐賀県総合計画 2019 のマネジメントサイクルの実施と合わせ、施策の進捗や社会経済情勢の変化を踏まえた不断の見直しを行っていきます。



地域防災力の強化



土砂災害の防止

【用語説明】

※1 自助、共助、公助

自助は自らの命は自らで守ること、共助は隣近所が助け合って地域の安全を守ること、公助は自治体や警察・消防等による救助活動や支援物資の提供等の公的支援

※2 避難行動要支援者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人。

② 玄海原子力発電所の安全対策

【担当課】 ◎原子力安全対策課、消防防災課

【目指す将来像】

玄海原子力発電所の安全性向上対策への不断の取組が行われており、県民の安全が保たれている。

【課題・対応】

玄海原子力発電所3、4号機は、福島第一発電所の事故後、新規制基準に基づく様々な安全対策が実施され、現在営業運転が行われています。

玄海原子力発電所1号機については、2017（平成29）年7月から廃止措置作業が行われています。また、玄海2号機については廃止方針が事業者から示されました。

更なる安全性向上対策として、特定重大事故等対処施設や緊急時対策所の整備が今後進められこととなっているほか、使用済燃料貯蔵対策として乾式貯蔵施設の設置などが計画されています。

原子力発電所については安全性向上対策への不断の取組を行っていくことが求められており、その取組を継続して確認していく必要があります。

福島第一原子力発電所事故の発生後、県民の放射線、放射性物質に対する関心は高いことから、玄海原子力発電所周辺の環境放射能について継続して広く県民に情報提供する必要があります。

【取組方針】

- 国や事業者に対して更なる安全性向上に向けた不断の取組を求めるとともに、安全対策の実施状況や廃止措置の実施状況を確認していきます。
- 玄海原子力発電所周辺の放射線・放射能調査を適切に実施し、分かりやすい形で情報提供していきます。

※原子力防災対策については、「1 (1) ①防災・減災等の体制づくり」を参照。

③ 治水対策の推進

【担当課】◎河川砂防課、城原川ダム等対策室、下水道課、消防防災課

【目指す将来像】

洪水や高潮等による災害を防止するための施設整備や水防情報の適切な提供※1などの治水対策が進み、大雨等に対する安全性が向上している。

【課題・対応】

近年、全国各地で集中豪雨による洪水被害が多発化・激甚化しており、県民の生命財産を守るために、河川整備等によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった治水対策を進めることができます。

河川整備にあたっては、景観や自然環境の保全を考慮して進めることができます。また、県民が安心した暮らしを実感できるよう、「緊急性」「必要性」「効果」の観点から総合的に判断し、整備を行うことが必要です。

関係機関からなる「県管理河川大規模氾濫に関する減災協議会」の取組を通じて、住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組や、要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進めることができます。

今後、老朽化により機能低下のおそれがあるダムや排水機場等の河川管理施設については、長寿命化計画に基づいた施設の延命化と機能確保のための適切な維持管理が必要です。

これらの治水対策を進めていくために、行政のみならず、県民自身が河川に関わり、県民に森・川・海の自然のつながりや河川の大切さを再認識していただき、防災意識の向上につなげていくことが必要です。

【取組方針】

- 河川が氾濫した場合の地域への影響や近年に浸水被害があった河川などを中心に河川整備を進めしていくとともに、河川の適正な維持管理を行います。
- 災害に対する日頃の備えや災害時における適切な避難行動等につながるよう、防災に係る啓発を強化するとともに、危機事象発生時の対処訓練の充実や県民自身の河川に関わる機会の創出などにより、県民の防災意識や災害対応力の向上に取り組みます。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	住家の浸水総棟数	棟	99 (15~ 18年度 の総棟数 の平均)	豪雨により浸水被害を受ける住家の 棟数の減少を目指す。			
成果指標	河川の整備延長	km	519.8	521.8	523.8	525.8	527.8
	「日ごろから地震や台 風など災害への備えを している」県民の割合	%	—	25	30	40	50

【用語説明】

※1 水防情報の適切な提供

水防法に基づく水位情報の関係機関への通知、一般の方への水位情報の周知、水防警報の発令、並びに浸水想定区域の指定、公表及び関係する市町への通知。

④ 土砂災害防止対策の推進

【担当課】◎河川砂防課、消防防災課

【目指す将来像】

大雨等による土砂災害を防止するための施設整備や土砂災害情報の適切な提供※1などの土砂災害防止対策が進み、土砂災害に対する安全性が向上している。

【課題・対応】

近年、全国各地で集中豪雨等による土砂災害が多発化・激甚化しており、県民の生命財産を守るために、土砂災害防止施設整備によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった土砂災害防止対策を進めることができます。

土砂災害防止施設の整備にあたっては、「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、整備を行う必要があります。

住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組や、要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進めることができます。

今後、老朽化により機能低下のおそれがある土砂災害防止施設については、長寿命化計画に基づいた施設の延命化と機能確保のための適切な維持管理が必要です。

【取組方針】

- 「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、土砂災害防止施設の整備を進めていくとともに、整備した施設の適正な維持管理を行います。
- 住民自らの避難行動や、要配慮者利用施設等の所有者又は管理者が利用者を安全に避難させる行動に結び付くよう、適切に土砂災害情報を提供するとともに、県民の防災意識の向上を図ります。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	土砂災害の発生件数	件	8 (15~ 18年度 の総発生 件数の平 均)	土砂災害の発生件数の減少を目指す。			
成果指標	土砂災害防止施設の整備状況(人家5戸以上等の要対策箇所 3,610 箇所の整備率)	箇所 (%)	982 (27.2)	984 (27.3)	989 (27.4)	998 (27.6)	1,012 (28.0)
	土砂災害に関する防災訓練等を定期的に実施することを定めている市町数	市町	6	7	10	15	20

【用語説明】

※1 土砂災害情報の適切な提供

気象庁と連携した土砂災害警戒情報の発令及び土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定・公表及び関係する市町への通知。

⑤ 海岸保全対策の推進

【担当課】◎河川砂防課、農山漁村課、港湾課

【目指す将来像】

高潮や津波等による災害を防止するための施設整備や水防情報の適切な提供^{※1}など海岸保全対策が進み、高潮や津波等に対する安全性が向上している。

【課題・対応】

近年、全国各地で高潮による災害が多発化・激甚化しており、佐賀県沿岸の低平地においても高潮や津波等の被害を受けやすいことから、海岸堤防の早期整備が必要です。

また、住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組や、要配慮者利用施設等の所有者又は管理者と連携し利用者を安全に避難させるための取組を進めることができます。

海岸侵食が著しい唐津湾海岸において、唐津湾海岸侵食対策調査検討委員会からの提言を踏まえた海岸保全対策の実施と適切な順応的管理が重要です。

今後、老朽化により機能低下のおそれがある海岸保全施設については、施設の延命化と機能確保のため長寿命計画に基づく適切な維持管理を行うことが必要です。

【取組方針】

- 高潮対策等の海岸堤防の整備を進めていくとともに、整備した施設の適正な維持管理を行います。
- 唐津湾海岸侵食対策調査検討委員会からの提言を踏まえた海岸侵食対策の実施と適切な順応的管理を進めています。
- 住民自らが避難行動を起こすための取組として、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域（高潮浸水想定区域）を指定公表し、ハザードマップ^{※2}により広く住民等へ周知されるよう関係する市町への支援を進めます。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	高潮による浸水被害戸数（床上・床下）	戸	0	高潮による浸水被害戸数 0 の維持を目指す。			
成果指標	海岸堤防の整備率	% (km)	92.2 (77.3)	92.5 (77.6)	92.9 (77.9)	93.5 (78.3)	94.0 (78.8)
	高潮浸水想定区域の指定公表		—	高潮浸水想定区域図作成	高潮浸水想定区域図公表	(関係市町によるハザードマップ作成)	(関係市町によるハザードマップ作成)

【用語説明】

※ 1 水防情報の適切な提供

水防法に基づく水位情報の関係機関への通知、一般の方への水位情報の周知、水防警報の発令、並びに浸水想定区域の指定、公表及び関係する市町への通知。

※ 2 ハザードマップ

自然災害に備えて住民が迅速に避難できるように、想定される災害や避難に関する情報を記載した地図。

⑥ 農地を潤すクリークやため池の防災・保全の推進

【担当課】◎農山漁村課、農地整備課、林業課

【目指す将来像】

排水機能が低下したクリークや老朽化し危険となったため池の整備が進み、豪雨や地震による自然災害が未然に防止され、農地等が安全に保全されている。

【課題・対応】

佐賀平野において国営及び県営事業で土水路として整備されたクリークは、経年変化により法面崩壊が進行し排水機能が低下したことから、周辺農地等の浸水被害が増加するとともに、隣接する農地の営農や道路の安全通行に支障が生じているため計画的な護岸整備が必要です。

また、築造後の経年変化により老朽化したため池は、豪雨や地震により決壊するリスクが高まっており、下流地域の農地等に被害が及ぶため早急な整備が必要です。整備を必要とするため池は数が多く、整備には相当の期間を要するため、防災重点ため池※1については関係市町がハザードマップの作成を進めており、県は市町と連携・協力して危険の周知や避難行動につながる取組を進めていく必要があります。

【取組方針】

○ 関係市町や土地改良区などと協力して、排水機能が低下したクリークの護岸整備や危険なため池の整備を推進します。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	保全される農地等面積及び割合	ha (%)	27,304 (75)	保全される農地等面積及び割合の増加を目指す。			
成果指標	クリークの護岸整備延長と農地等保全面積(累計)	km	1,127	1,169	1,212	1,255	1,298
		ha	12,316	12,787	13,258	13,729	14,200
	ため池の整備箇所数と農地等保全面積(累計)	箇所	847	853	858	862	866
		ha	14,988	15,024	15,169	15,195	15,275

【用語説明】

※1 防災重点ため池

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池のこと。

⑦ 道路の防災対策の推進

【担当課】道路課

【目指す将来像】

落石や土砂崩壊等の災害や道路施設（橋梁、道路附属物等）の老朽化による崩壊等のおそれがある道路※1の防災対策が施され、道路の安全性・信頼性が向上している。

【課題・対応】

重要インフラの緊急点検※2の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靭化※3のために緊急性の高いところから優先的に取り組む必要があります。

県管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所が多数存在するため、計画的に防災対策に取り組む必要があります。

県が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要があります。

県が管理する道路附属物等※4においては、これまでの点検結果を維持管理に反映させながら、継続的な老朽化対策に取り組む必要があります。

また、近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要があります。

【取組方針】

- 県管理道路のうち、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路について優先的に防災対策を行います。
- 県管理道路のうち、緊急輸送道路以外の道路についても、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から防災対策を行います。
- 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、橋長 15m 以上の早期補修が必要な橋梁の補修（判定III※5 の橋梁補修）を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行します。
- 県が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、継続的な老朽化対策に取り組みます。
- 緊急輸送道路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などの路面下空洞調査を優先的に実施するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組みます。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	県管理道路の防災点検における要対策箇所(614箇所)の整備率	%	80.6	整備率の向上を目指す。			
成果指標	緊急輸送道路における要対策箇所(126箇所)の整備率	%	91	94	96	98	100
	緊急輸送道路以外の道路における要対策箇所(488箇所)の整備率	%	78	82	85	89	94
	橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕実施率(橋梁 15m以上で判定IIIの橋梁補修:62橋)	%	44	84	100		
	橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕実施率(419橋)	%	25	40	50	64	77

【用語説明】

※1 落石や土砂崩壊等の災害や道路施設(橋梁、道路附属物等)の老朽化による崩壊等のおそれがあった道路

県管理道路のうち災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路及びこれ以外の道路における要対策箇所。県管理道路のうち橋梁長寿命化計画に基づく計画的な修繕を行う橋梁。

※2 重要インフラの緊急点検

平成30年7月豪雨、平成30年台風21号、平成30年北海道胆振東部地震等、最近の災害に鑑み、電力インフラ、交通インフラを始めとする重要インフラの機能確保について、「重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議(2018(平成30)年9月21日)」における総理指示に基づいた点検。

※3 国土強靭化

「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築。

※4 道路附属物等

標識、照明施設、道路情報管理施設等の構造物。

※5 判定III

4段階の健全性判定区分の一つ。道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に対策を講ずべき状態を指す。

⑧ 建築物の耐震化の推進

【担当課】建築住宅課

【目指す将来像】

住宅・建築物の耐震化※₁の進展により、大規模地震発生時に建築物の倒壊等の被害が軽減されるとともに、発災後に人命救助や消火活動などの拠点となる建築物の機能が保たれている。

【課題・対応】

近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しています。

佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっています。

このため、県及び市町では、建築物の耐震化を2025（令和7）年度までに概ね完了することを目指した耐震改修促進計画を策定のうえ、特に耐震化が必要な「大規模建築物※₂」、「防災拠点建築物※₃」、「沿道建築物※₄」に対する耐震診断の義務化や、耐震化に必要な支援の実施により耐震化の促進を図っています。

また、県民に最も身近な住宅については、佐賀県は全国に比べ耐震化が遅れている状況を踏まえ、県民に対し、耐震化の必要性の一層の普及啓発を行うとともに、耐震化に必要な支援を併せて実施することにより、耐震化を促進することが必要です。

【取組方針】

- 県と市町が連携しながら、耐震診断が義務化された「大規模建築物」「防災拠点建築物」「沿道建築物」の耐震化を促進します。
- 県と市町が連携し、耐震化に関する普及・啓発に取組み住宅の耐震化を促進します。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	大規模建築物及び防災拠点建築物の耐震化率	%	64	耐震化率の増加を目指す。			
成果指標	沿道建築物耐震診断実施率（累計）	%	10	30	40	55	100
	大規模建築物耐震化率（累計）	%	75	78	81	84	87
	防災拠点建築物耐震化率（累計）	%	45	50	55	65	75
	耐震化未実施の住宅に対する戸別訪問等の実施戸数（累計）	戸	1,500	3,500 (2,000)	6,000 (2,500)	9,000 (3,000)	12,500 (3,500)

【用語説明】

※1 住宅・建築物の耐震化

1981(昭和 56)年の建築基準法改正前の耐震基準により建築された建築物(1981(昭和 56)年5月 31 日以前に建築工事に着手した建築物(以下旧耐震基準))のうち現行の耐震基準(以下新耐震基準)を満足しない建築物を新耐震基準と同等の性能にするために耐震改修等を行うこと。

※2 大規模建築物

耐震改修促進法に基づき耐震診断を義務化した一定規模以上の建築物。

※3 防災拠点建築物

「佐賀県地域防災計画」において、特に耐震化を促進することが必要な建築物のうち、耐震性不明又は耐震性が無い建築物を「佐賀県耐震改修促進計画」において指定することで耐震診断を義務化した建築物。

※4 沿道建築物

佐賀県緊急輸送道路のうち、災害時の避難や緊急車両等の通行を妨げる恐れのある路線を「佐賀県耐震改修促進計画」において指定した道路沿いにある一定高さ以上の建築物のうち、耐震性不明又は耐震性が無い建築物の耐震診断を義務化した建築物。

① 交通安全対策の推進

【担当課】◎くらしの安全安心課、道路課、交通企画課、交通規制課

【目指す将来像】

県民一人ひとりの交通安全意識が高まり、交通事故が少ない安全・安心な社会となっている。

【課題・対応】

佐賀県の人口 10 万人当たりの人身交通事故発生件数は、依然としてワーストレベルであり、発生件数を少なくするためには、約半数を占める追突事故や、割合が高い高齢者事故への対策が喫緊の課題です。

県民の交通ルールやマナーに対する意識が低いことや交差点事故が多いことから、道路管理者や警察などが連携して、道路環境整備や啓発活動などに取り組み、交通安全に対する県民の意識を変えていく必要があります。

【取組方針】

- 幼児から高齢者まで世代の特徴に応じたきめ細やかな交通安全教育や広報啓発活動を推進し、県民の交通安全意識の高揚を図ります。
- 交差点付近を重点とした路面表示（カラー化や横断歩道）などのハード整備と注意喚起・啓発などのソフト対策を一体的に取り組み、県民の交通安全に対する行動変容を図ります。
- 交通事故の実態分析に基づく交通指導取締りを始めとした交通街頭活動を、関係機関と連携して取り組みます。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	人口 10 万人当たりの人身交通事故発生件数	件	694.8	人口 10 万人当たりの人身交通事故発生件数の減少を目指す。			
成果指標	人身交通事故発生件数	件	5,725	5,135	4,606	4,132	3,706

② 犯罪の起きにくいまちづくりと犯罪被害者等支援の充実

【担当課】◎くらしの安全安心課、生活安全企画課、広報県民課、関係各課（室）

【目指す将来像】

県民全体で犯罪を防ぎ、安全で安心に暮らしている。

また、犯罪被害者等が必要な支援を受けながら、平穏に暮らしている。

【課題・対応】

県内において今後も、社会情勢の変化により、犯罪の多様・高度化が予想されるため、県民一人ひとりの自主防犯意識の醸成を図るとともに、関係機関が連携して、見守り活動への参加等や防犯カメラの設置等、ソフト・ハード両面からの防犯環境整備を充実させ、安全で安心に暮らせるまちづくりを行う必要があります。

薬物乱用を未然に防止するため、規制・取締りにより薬物の流通、乱用の抑止を図るとともに、青少年を中心とした防止教育等を通じて、薬物乱用を拒絶する規範意識を醸成していく必要があります。

犯罪被害者等が必要な援助を受け、二次的被害を受けることなく、早期に平穏な生活を送れるよう、県民への理解を促すとともに、犯罪被害者を取り巻く支援を充実させます。

【取組方針】

- 県民総ぐるみによる自主的な防犯活動の拡大や犯罪の防止に配慮した生活環境の整備など、犯罪の防止に取り組みます。
- 薬物乱用を許さない社会環境をつくるため、規制・取締りにより薬物乱用の未然防止を図るとともに、青少年への薬物乱用防止教育を充実させ、薬物乱用の未然防止と薬物乱用防止意識の醸成を推進します。
- 犯罪被害者等への支援の強化や各種講座の開催等により、県民への犯罪被害者等支援の理解促進を図ります。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	刑法犯認知件数	件	約 4,600 (15~18 年 の平均値)	年間の刑法犯認知件数 4,000 件 以下を目指す。			
成果指標	防犯ボランティア研修会等への参加者数	人	270	300	300	300	300
	県内小・中・高等学校における薬物乱用防止教育の実施率	%	98.7	100	100	100	100
	犯罪被害者等の日常生活支援や裁判所等への付き添いにも対応できる直接支援員等の数の確保	人	19	20	24	28	32

③ 消費生活の安定向上

【担当課】◎くらしの安全安心課、情報課

【目指す将来像】

消費生活に関するトラブルの未然防止と十分な救済が図られ、県民が安心して自立した消費生活を送っている。

【課題・対応】

高齢化や国際化の進展に伴い、社会構造が多様化・複雑化していくとともに、ICTの進展などによりサービスの高度化・複雑化がますます進んでいくことから、すべての消費者の被害防止や救済のため、相談窓口の体制整備、及び情報提供・啓発の充実に取り組む必要があります。

成年年齢の引き下げによる若者の消費者被害を防ぎ、持続可能な社会づくりを進めていくためには、一人ひとりが自立した消費者となり、適切な消費行動を行うことができるよう、学校における消費者教育を充実させる必要があります。

【取組方針】

- 県民からの消費生活相談について適切な助言を行い、またあっせんによる消費者被害の回復に努めます。また被害の未然防止のために、寄せられた相談内容の分析を踏まえた啓発活動並びに事業者指導の一体的な展開に取り組みます。
- 高等学校段階までに契約に関する基本的な考え方や、契約に伴う責任を理解するとともに、エシカル消費など、消費者として主体的に判断ができるような能力を育むための消費者教育の充実に取り組みます。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	消費生活相談のあっせんによる救済金額	千円	90,243	被害回復額や未然防止額の増加を目指す。			
成果指標	消費生活相談のあっせんによる解決率	%	94.5	95 以上	95 以上	95 以上	95 以上
	架空請求被害額	千円	89,964 (15~18 年の平均 値)	72,000 以下	72,000 以下	72,000 以下	72,000 以下
	専門教材を活用した消費者教育を実施した高等学校の割合	%	63	100	100	100	100

④ 食品等の安全・安心の確保

【担当課】◎くらしの安全安心課、関係各課

【目指す将来像】

食品の安全性を確保するための衛生管理や適正な表示が徹底されており、県民が安心して食生活を送っている。

【課題・対応】

食は、人の生命と健康を支える根源であり、食品の安全・安心についての消費者の関心は非常に高いものがある一方で、国内では、腸管出血性大腸菌を原因とした広域的な食中毒の発生や食中毒発生数の下げ止まり、異物混入など、食による健康被害への対応が依然として課題となっています。

このため、生産から製造、流通、販売、消費の各段階において、食の安全・安心の確保に向けた取組を推進する必要があります。

食品関連事業者※1の食品表示ルールについての理解は十分でないため、講習会や立入検査などで適正な食品表示を推進することが重要です。また、食品リスクに関する消費者等の正しい理解を促進する必要があります。

【取組方針】

- 小規模な食品事業者について、危害分析重要管理点方式（HACCP）※2に対する正しい理解を深め、手引書を活用したHACCP導入を進めます。
- 小規模な食品関連事業者に食品表示ルールを周知し、適正な食品表示の徹底を推進するとともに、消費者への理解促進に取り組みます。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	食中毒発生件数	件	14	食中毒発生件数の減少を目指す。			
成果指標	HACCPに着手した小規模な食品等事業者数	－	143	300	500	700	900
	農産物直売所等における食品表示適正率※3	%	87	88	89	90	91

【用語説明】

※1 食品関連事業者

食品の製造、加工、輸入を業とする者又は食品の販売を業とする者のこと。

※2 危害分析重要管理点方式（HACCP）

食品の安全を確保するための衛生管理手法の一つで、原料から最終製品までの工程において重要な管理点を特定し、それを連続的に監視することによって、製品の安全性を保証する衛生管理手法のこと。

※3 食品表示適正率

販売されている生鮮食品、加工食品のうち、食品表示法に基づく適正な食品表示がされている食品の割合。

⑤ 生活衛生対策等の推進

【担当課】◎生活衛生課、薬務課

【目指す将来像】

旅館、興行場、公衆浴場、理容、美容、クリーニング等の生活衛生関係営業施設及び温泉施設について、県民がいつでも安全に安心して利用できている。

また、正しい知識と理解による動物愛護が行われている。

【課題・対応】

生活衛生関係営業（理容、美容、クリーニング等）及び温泉施設は、県民の日常生活に密接に関連する分野であり、監視指導を適時適切に行い、衛生水準等が一定のレベルに確保される必要があります。また、住宅宿泊事業については、違法民泊の防止及び周辺住民の生活環境の確保等を図ることが重要です。さらに、限りある資源である温泉を保護するとともに、温泉に可燃性天然ガスや硫化水素などが含まれている場合、事故防止の対策が必要です。

また、着実に犬猫の捕獲・引取頭数は減少しており、犬と比較して猫の引取頭数が依然として多いことから、飼い猫に限らず、飼い主のいない猫も含めて、猫の適正な飼養管理についての一層の普及啓発が必要です。

【取組方針】

- 生活衛生関係営業施設及び温泉施設について、適時適切な監視指導と事故に繋がる事案に対する速やかな初動対応を行うとともに、温泉資源の保護を推進します。
- ボランティア及び市町と協働して、地域猫活動※1を普及・定着させ、猫に起因する生活環境被害の軽減及び猫の引取数の減少を図ります。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	県内の生活衛生関係営業施設に起因する健康被害の発生件数（レジオネラ属菌感染症等）	件	0	発生件数0の維持を目指す。			
	犬猫の殺処分数	頭	344	犬猫の殺処分数の減少を目指す。			
成果指標	生活衛生関係営業の営業停止、営業許可取消等の件数	件	0	0	0	0	0
	犬猫の引取数	頭	717	700	680	665	650

【用語説明】

※1 地域猫活動

地域住民が主体となり、一定の合意の元に野良猫への餌やりやトイレ設置などのルールを定め、不妊去勢手術等の管理を適正に実施して、野良猫の排除に拘らないで問題の解決を図る活動のこと。

⑥ 水資源の安定確保_{※1}の推進

【担当課】◎城原川ダム等対策室、生活衛生課、農地整備課、河川砂防課

【目指す将来像】

河川の水利用調整や水資源開発施設の管理運用が適切に実施され、河川環境の維持や県民の日常生活、農業・工業などの産業活動の源となる水を安定的に供給している。

【課題・対応】

渴水時には、関係者が緊密に連携し、水利用調整等を十分に図っていく必要があります。

筑後川水系では、10年に一度の渴水に対応する用水の確保が遅れており、数年に一度の渴水時には、河川環境の保全や用水の取水等に支障を来していることから、関係機関との調整を十分に行い、ダム等の水資源開発による水源確保を図っていく必要があります。

確保された水資源を安定して確実に上水や農業用水などに利用するため、施設の整備や計画的な機能維持を図っていく必要があります。

【取組方針】

- 渴水時には、渴水調整会議を開催し、関係者の水利用調整を図ります。
- 農業用水の配水施設の整備により、用水の安定的供給を図ります。
- ダム施設の更新・修繕を行い、適切な管理運用を推進します。
- 上水道施設の耐震化計画策定を推進します。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	渴水による上水等の断水件数	件	0	断水件数0の維持を目指す。			
	農業用水の確保が十分でない農地(1,505ha)に対し、十分な用水の安定供給を可能とする面積の割合	%	65	68	70	77	89
成果指標	ダムの長寿命化計画(18年度策定)に基づくダム施設の更新等に着手したダム数	箇所	1	1	2	4	5
	水道施設の耐震化計画策定期率	%	33	33	55	64	73

【用語説明】

※1 水資源の安定確保

10年に1回規模の渇水時においても、河川の環境の維持や農水、上水等の利用に必要な水が確保されている。

① 結婚や出産の希望が叶う環境づくり

【担当課】◎こども未来課、こども家庭課

【目指す将来像】

結婚を希望する人がパートナーと出会い、結婚し、また子どもを欲しいと思う夫婦が安心して妊娠し、出産することができている。

【課題・対応】

結婚を希望する人の出会いの場の創出や、若者がライフデザインを考える機会の提供などを、企業・団体・行政が連携しながら行い、結婚しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

晩婚化、晩産化などにより、不妊症や不育症に悩む夫婦が存在し、また、少子化、核家族化などにより、孤立する母子が増えており、安心して子どもを妊娠・出産し、健やかに育てるための、妊婦から産婦や乳幼児に対する切れ目のない支援が求められています。

【取組方針】

- 市町や企業、CSO と連携しながら、出会いの場の創出など、社会全体で結婚を希望する人を応援する気運の醸成を図ります。
- 妊娠を望む時期から妊娠、出産、育児へと切れ目のない支援を行うとともに、母子の疾病の早期発見、早期治療により、障害や疾病の重症化を防ぎます。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	合計特殊出生率	%	1.64	合計特殊出生率の増加を目指す。			
成果指標	結婚支援事業でのカップル成立数	組	600	600	600	600	600
	産後ケアに満足した母親の割合	%	77.9 (17年)	80.5	81.0	81.5	82.0

② 子ども・若者を支え育てる環境づくり

【担当課】◎こども未来課、産業人材課、まなび課、生活安全企画課、関係各課

【目指す将来像】

保育サービスや放課後児童クラブをはじめ、家庭や学校、企業、CSO、行政などが連携し、社会全体で子どもや若者を支え育てる環境が充実し、安心して子育てができている。

【課題・対応】

核家族化や共働き家庭の増加などにより、子育て支援サービスを必要とする子どもが増えており、保育所や放課後児童クラブなどの充実を図る必要があります。

また、子ども・若者を社会全体で支え育てていくためには、行政だけでなく、企業、CSO など関係機関が連携する必要があります。

さらに、近年、スマートフォン利用の低年齢化が進む中で、子どもたちが犯罪に巻き込まれたり、SNS を介したいじめの被害にあったりするケースが増加しており、そうしたことから子どもたちを守る取組が必要です。

【取組方針】

- 市町と連携し、保育所や放課後児童クラブなど子どもたちの受入施設を整備するとともに、保育士、放課後児童支援員等の担い手確保に向けた支援を行います。
- 幼児期における質の高い教育・保育を行うため、幼稚園教諭、保育士、保育教諭などの人材育成を総合的に推進します。
- 市町と連携し、病児・病後児保育、延長保育、一時預かり、障害児への対応等の保育サービスの充実を図ります。
- 学校や企業、CSO、市町などと連携しながら、様々な体験・交流活動を行い、子どもたちが骨太で健やかに学び育つ環境づくりを推進します。
- 子ども・若者の育成支援や子育て世帯への支援の充実を図るとともに、県民が子育てを応援する機運を醸成します。
- スマートフォン等による SNS などの適正利用の普及啓発やインターネット上の有害情報、犯罪等から子ども・若者を守る取組を行います。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	子育て環境に対し「満足している」「まあ満足している」と回答した人の割合	%	45.8	「満足している」「まあ満足している」と回答した人の割合の増加を目指す。			
成果指標	保育所待機児童数	人	33	20	8	0	0
	放課後児童クラブを利用できなかった児童数	人	264	198	132	66	0
	病児・病後児保育施設数	施設	16	17	19	20	21
	子育て応援宣言事業所登録数	事業所	903	950	1,000	1,050	1,100
	情報モラル講座の参加者数	人	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000
	防犯ボランティア研修会等への参加者数	人	270	300	300	300	300

③ 配慮が必要な子ども・若者や家庭に寄り添う環境づくり

【担当課】◎こども家庭課、こども未来課、関係各課

【目指す将来像】

配慮が必要な子どもや若者、ひとり親家庭等に対するきめ細かな支援が充実し、次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育まれる社会となっている。

【課題・対応】

児童虐待相談対応件数が増加傾向にあり、市町を含めた早期発見・早期対応のための体制強化が必要です。また、社会的養護が必要な子どもたちの生活は家庭的な環境であることが望ましいため、里親やファミリーホームなどの家庭的養護をより推進していく必要があります。

ひとり親家庭は、生活が不安定な家庭が多く、安心して子育てと仕事の両立ができるよう実情に応じた支援が必要です。また、子どもの貧困に対する取組も必要です。

妊娠、出産、育児に不安を抱える妊産婦、医療的ケアが必要な児童、ニートやひきこもりなど、さまざまな困難を抱えた子ども・若者やその家族については、関係機関との連携強化と切れ目ない支援が必要です。

【取組方針】

- 市町と児童相談所の体制強化、警察などとの連携の強化、児童福祉司等の資質向上を図り、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に努めます。また、里親制度の理解促進を図るとともに、児童養護施設の小規模化を進め、家庭的養護を推進します。
- ひとり親家庭に対する就業支援、生活支援、経済的支援など、きめ細かな支援を行うとともに、市町や企業、CSOと連携し、子どもの貧困対策を推進します。
- 妊娠、出産、育児に不安を抱える妊産婦や小児慢性特定疾病等で日常生活が困難な児童とその家族が、安心して生活が送れるよう、関係機関との連携強化を図り、支援内容を充実します。
- 子ども・若者支援地域協議会※1を中心に、ニートやひきこもりなど、さまざまな困難を抱えた子ども・若者の社会参加や就労につながる支援を行います。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	子育て環境に対し「満足している」「まあ満足している」と回答した人の割合	%	45.8	「満足している」「まあ満足している」と回答した人の割合の増加を目指す。			
成果指標	里親委託及びファミリーホーム入所児童数	人	62	64	66	68	70
	県事業によるひとり親家庭の就職者数	人	84	90	100	110	120
	小児慢性特定疾病児童等レスパイト訪問看護事業※ ₂ の登録訪問看護ステーション数	施設	21	22	23	24	25
	子ども・若者総合相談センターの訪問支援(アウトリーチ)件数	件数	4,600 (17年)	4,600	4,600	4,600	4,600

【用語説明】

※1 子ども・若者支援地域協議会

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かした発達段階に応じた支援を効果的かつ円滑に実施する仕組みとして、子ども・若者育成支援推進法の規定に基づいて設置する機関。

※2 レスパイト訪問看護

在宅で小慢児童を介護する家族に対し、訪問看護師が一定時間介護を代替し、家族に休養を与えることにより、小慢児童の療養生活の確保とその介護者の福祉の向上を図る。

① 志を高める教育の推進

【担当課】◎学校教育課、教育振興課、全国高総文祭推進室、関係各課（室）

【目指す将来像】

子どもたちが佐賀への誇りを胸に、未来の佐賀や世界で活躍する姿を思い描きながら、高い志をもって生き生きと活動している。

【課題・対応】

少子高齢化や人口減少、また IoT、AI 等をはじめとする技術革新、グローバル化の一層の進展など大きな社会の変化が予想される中、子どもたちが志を持って可能性に挑戦できるよう、確かな学力を身に付けさせ、家庭や地域とも連携しながら、自己肯定感・自己有用感などを育み、自らの将来を主体的に創造できる力を育成することが必要です。

肥前さが幕末維新博覧会などを通して、先人の功績や佐賀のよさについて理解が深まっており、引き続き、郷土学習の充実を図る必要があります。

社会生活において求められる知識や技能、技術に関する教育の充実を図ることにより、自分の夢や目標を意識し、より高い目標の実現に向けて意欲的に取り組もうとする原動力を育成することが必要です。

学校では、郷土学習や地域の教育資源などを活用した体験活動が行われていますが、自分の夢や目標を高めるために、児童生徒自らが、2019 さが総文をはじめ地域や全国で行われる様々な体験活動の機会を活用し、さらに活動の幅を広げようと努力する気持ちを醸成する必要があります。

【取組方針】

- 児童生徒の夢や目標の実現の基盤となる児童生徒の「知識・技能」や「思考力・判断力・表現力」、「主体的な学習態度」の育成を目指し、授業改善や指導力向上などの取組を推進します。
- 小・中・高等学校の発達段階に応じた郷土学習を推進することにより、ふるさと佐賀への誇りや愛着を持ち、佐賀のよさを語ることができる人材の育成に引き続き取り組みます。
- 子どもたちが社会的・職業的自立に向け、自らの生き方について考え、希望する進路を実現できるよう、県内産業界との連携を図りながら、キャリア教育の充実に取り組みます。
- 海外を含む様々な地域の人々との交流により、多様な価値観や文化に触れ、広い視野を持ち自分の活躍の場を考えられる人材の育成に取り組みます。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	全国調査の生徒質問紙の「将来の夢や目標を持っている」への回答で肯定的な回答をした中学3年生の割合	%	71.3 (全国 72.4)	全国平均以上を目指す。			
成果指標	自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	%	小学校 83.5 (全国 84.0) 中学校 78.9 (全国 78.8)	全国 平均 以上	全国 平均 以上	全国 平均 以上	全国 平均 以上
	ふるさと佐賀への誇りや愛着がある生徒の割合	%	85.2	85	85	85	85
	県内高校生の県内就職率	%	57.0 (※)	58.0	59.0	60.0	60.0
	国公立大学の現役合格者数の卒業生に対する割合	%	18.1	18.1	18.1	18.1	18.1
	地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある生徒の割合	%	39.5	45	50	55	60

※ 3月31日現在の内定者率（「高等学校卒業者の就職状況に関する調査（文部科学省）」）の数値。今後、5月1日現在の就職率（「学校基本調査（文部科学省）」）が公表され次第、当該数値に更新予定。



～さがを誇りに思う教育を推進します～

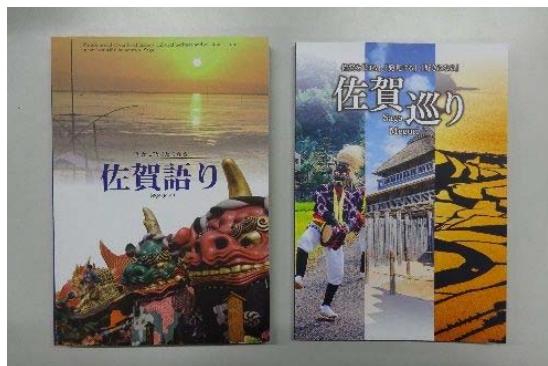
県民の皆様が、佐賀の持つポテンシャルや魅力に気づき、そこから生まれる佐賀への誇りを未来に向けたエネルギーにしたいとの想いで開催した「肥前さが幕末維新博覧会」では、「これから生まれ、育つ若者たち、そして県民の皆さんのが、未来に向かって『志』を持って生きてほしい。」という願いをメッセージとして送りました。

佐賀県では、県民一人一人に強い志を持ってもらうために様々な取組を進めており、県教育委員会では、ふるさと佐賀への誇りや愛着を持ち、よさを語ることができる人材の育成を目指して「さがを誇りに思う教育」に取り組んでいます。

県立高校や公立中学校において、「佐賀語り」や「佐賀巡り」などを用いた郷土学習や県内の児童生徒を対象とした「佐賀県児童生徒ふるさと学習コンクール」を実施するなど、佐賀の歴史や文化、自然の素晴らしさに対する理解を深めています。



「佐賀語り」を用いた郷土学習



郷土学習資料「佐賀語り」「佐賀巡り」

② 確かな学力を育む教育の推進

【担当課】◎教育振興課、教職員課、学校教育課、教育情報化支援室

【目指す将来像】

すべての子どもたちが、自分のよさや可能性に気付き、学校や家庭、地域において、主体的に学習活動を行い、確かな学力を身につけている。

【課題・対応】

全国調査や県調査を活用した学力向上対策に取り組んでいますが、今なお地域間の学力差があり、授業改善が十分に進んでいない学校があることから、各学校における学力向上のPDCAサイクルを徹底し、授業改善をさらに推進していく必要があります。

児童生徒の学ぶ意欲を高め、基礎的・基本的な知識・技能の習得に加え、これらを活用し、自ら考え、判断し、表現する力を育成することが必要です。

学力向上に係る児童生徒一人一人の目標や課題に応じた教育活動が組織的かつ効果的に展開できるよう学習環境を整備する必要があります。

【取組方針】

- 児童生徒の確かな学力の育成に向け、各学校における学力向上の検証・改善サイクルの徹底を図ります。
- 新学習指導要領を踏まえ、教育の工夫や主体的・対話的で深い学び等を取り入れた各学校の指導法改善の取組を推進します。
- 家庭学習の充実等、家庭・地域の教育力向上に取り組みます。
- きめ細かな指導による学力向上を目指した学習環境の整備・充実を図ります。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	佐賀県小・中学校学習状況調査（12月調査）で、「おおむね達成」に達している児童生徒の割合	%	小学校 68.1 中学校 63.2	割合の増加を目指す。			
成果指標	全国調査で、全国上位の県との各教科の平均正答率の差の校種毎の平均値	-	小学校 6.5 中学校 7.3 (17年)	小学校 前年度 より縮 小	小学校 前年度 より縮 小	小学校 前年度 より縮 小	小学校 前年度 より縮 小
	全国調査の児童生徒への質問で、話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている児童生徒の割合	%	小学校 76.5 中学校 78.4 (17年)	小学校 78.0 中学校 80.0	小学校 79.0 中学校 81.0	小学校 80.0 中学校 82.0	小学校 81.0 中学校 83.0
	全国調査の児童生徒への質問で、授業時間以外に、普段、1日に1時間以上学習する児童生徒の割合	%	小学校 64.6 中学校 64.3 (17年)	小学校 65.0 中学校 65.0	小学校 66.5 中学校 68.0	小学校 68.0 中学校 70.0	小学校 69.5 中学校 72.0
	中学校第1学年での小規模学級又はTTによる指導の選択制を実施した学校アンケートの「個別の学習支援が必要な生徒に対して、きめ細かな指導ができた」という項目に對し、「そう思う」と回答した学校の割合	%	77.8%	前年度 以上	前年度 以上	前年度 以上	前年度 以上
	小学校第2学年での小規模学級又はチームティーチングの選択制対象校へのアンケート項目「生活習慣・学習習慣の定着ができている」の平均点	点	3.5	3.6	3.6	3.6	3.6

③ 豊かな心を育む教育の推進

【担当課】◎学校教育課、人権・同和教育室、人身安全・少年課、こども家庭課

【目指す将来像】

子どもたちが、自他の生命を尊重する心、他者への思いやりや社会性、倫理観や正義感、感動する心など、豊かな心を身に付けています。

【課題・対応】

学校は、道徳教育や体験活動、人権・同和教育などを中心とした教育活動全体を通して、児童生徒の豊かな心の育成に取り組んでいます。今後も、社会の中で、様々な人々と互いに尊重しながら生きることや、他者と協働しながらよりよい社会の実現を図ることが求められていることから、家庭・地域と連携しながら、取組の充実を図る必要があります。

子どもたちが抱える課題は複雑化・多様化しており、そのため、不登校の児童生徒数は、増加傾向にあります。不登校への対応にあたっては、児童生徒一人一人に寄り添った支援が大切であり、家庭や地域、関係機関等と連携しながら支援していく必要があります。また、いじめは、周囲から見えにくい形で行われるなど、顕在化しにくくもあります。そのため、いじめは「どの子どもにも起きるもの」という認識に立ち、子どもの様子の変化などに早いうちから気づき、対応しています。さらに、いじめを早期に発見するためには、教職員と児童生徒が日頃から信頼関係を築き、気軽に相談できる雰囲気づくりに努めることが必要です。

【取組方針】

- 家庭・地域と連携しながら、引き続き、道徳教育や体験活動、人権・同和教育を核とした学校教育全体での心の教育の充実を推進します。
- 不登校の未然防止、早期対応及びいじめの未然防止、早期発見・早期対応、再発防止を柱として、学校が組織的に適切に対応できるよう、生徒指導体制や教育相談体制の整備及び家庭・関係機関との連携等、児童生徒一人一人に寄り添った支援の充実に取り組みます。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	規範意識や思いやる心を持っている児童生徒の割合	%	小学校 70.3 (全国 68.0) 中学校 71.1 (全国 71.6)	全国平均以上を目指す。			
成果指標	公立小中学校の学校評価「心の教育」に関する項目の平均	-	3.3	3.5	3.5	3.5	3.5
	小学校、中学校の不登校児童生徒数の割合	%	小学校 0.59 中学校 3.74	前年度 以下	前年度 以下	前年度 以下	前年度 以下
	いじめ問題への対応に関する学校評価の状況	点	3.4 (17年)	3.4	3.4	3.4	3.4

④ 健やかな体を育む教育の推進

【担当課】 ◎保健体育課

【目指す将来像】

子どもたちが、生涯にわたってたくましく生きるために、必要な健康や体力並びに自らの安全を守るための能力を身につけている。

【課題・対応】

全国体力調査における体力合計点では、2018（平成30）年度は全調査対象において全国平均値を上回ったものの、特に小学生女子において、全国平均値を下回る状況が続いてきました。運動を日常的に行わない児童生徒に対して、授業等を通して運動の特性に触れさせるとともに運動の習慣化を図るために、小学校から高等学校までの継続的な取組を推進していくことが必要です。

生涯にわたってたくましく生きるために、健全な食習慣を身に付けることが重要ですが、食がもたらす健康への影響を意識していない児童生徒もいることから、児童生徒自身が望ましい食習慣の形成が大切である、という意識の定着につながるよう、学校の教育活動全体を通した食育を推進するとともに、各学校で家庭や地域との関わりを充実し特色豊かな食育に取り組む必要があります。

感染症、アレルギー疾患、性に関する問題等、学校だけでは解決できない現代的な健康課題に対応していくためには、学校、家庭、地域が連携した指導の充実を図る必要があります。

登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要があります。

【取組方針】

- 各学校で、児童生徒の体力・運動能力の向上に係る取組が行われるように支援するとともに、学校体育の充実や、合理的かつ効率的・効果的な運動部活動の推進を図ります。
- 安全で安心な学校給食の実施や学校の教育活動全体を通した食育を行うとともに、各学校で家庭や地域との関わりを充実し特色豊かな食育の取組の推進を図ります。
- 児童生徒の健康の保持増進を図るため、家庭や地域の関係機関等との連携により、学校保健計画に基づき、保健管理や保健教育等の充実に取り組みます。
- 児童生徒自身がその生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるよう、学校における安全教育を推進します。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	全国体力調査における体力合計点	点	小5男子 54.79 (全国 54.21) 小5女子 55.94 (全国 55.90) 中2男子 43.04 (全国 42.18) 中2女子 51.08 (全国 50.43)	全国平均値以上を目指す。			
成果指標	「健康に食事は大切である」と考える児童生徒の割合	%	小5男子 91.0 (全国 91.5) 小5女子 90.6 (全国 92.7) 中2男子 90.3 (全国 90.3) 中2女子 88.4 (全国 88.2)	全国平均値以上	全国平均値以上	全国平均値以上	全国平均値以上
	学校保健委員会を年1回以上実施する学校の割合	%	99.7	100	100	100	100
	モデル地域として災害安全教育に取り組む市町教育委員会の数	市町	2	4	6	8	10

⑤ 多様なニーズに対応した教育の推進

【担当課】◎特別支援教育室、教育総務課、教育振興課、学校教育課、関係各室

【目指す将来像】

障害のある子どもたちが、住み慣れた地域で一人一人のニーズに対応したきめ細かな支援を受け、自立と社会参加ができる力を身に付けています。

次代を担う子どもたちが、国際化や情報化など社会情勢の進展に対応した資質、知識、技能、課題解決力を身に付け、多様な価値観を認め合っている。

【課題・対応】

特別支援教育に関する理解の啓発とともに、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の増加等に対応しながら、一人一人のニーズに応じたきめ細かな支援を行い、自立と社会参加を促進するため、特別支援教育の更なる充実を図る必要があります。

近年の在留外国人の増加等グローバル化が加速する社会において、国際的な視野を持ち、外国語によるコミュニケーション能力を備えたグローバル社会を生きぬく人材の育成が求められるとともに、多様な人々との共生を可能とする資質と能力を育成する必要があります。

情報化、グローバル化が進展していくこれからの中等教育において必要となる情報活用能力の育成や分かりやすく深まる授業の実現等、教育の質を向上させるため、小学校から高等学校の各段階に応じたICTの効果的な活用を図る必要があります。

【取組方針】

- 特別支援学校の教育環境の整備や職業教育の充実、教職員等の専門性の向上、特別支援学校と小・中学校等との交流及び共同学習の実施、特別支援教育の理解啓発などの取組を推進します。
- 海外からの留学生や学校交流等の受入れを促進するとともに、引き続き、海外留学や海外研修に係る経費の支援を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ります。また中高生の体験的英語活動を推進するとともに、教員の海外研修や国際化に対応した教育方法の調査・研究を行います。
- 教育の更なる質の向上に向け、現場の検証・改善を行いながら、更にICT利活用教育を推進します。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	特別支援学校高等部の生徒における就職者率	%	37.2	現状の就職者率の維持を目指す。			
成果指標	特別支援学校児童生徒の居住地校交流実施率	%	26.4	28.0	29.0	30.0	31.3
	海外からの留学生（1か月以上）の受入れ数	人	12	12	14	16	18
	県立学校の ICT 利活用教育に関する取組目標の達成率	%	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0

⑥ 教育を支える人材の育成と環境の整備

【担当課】◎教育総務課、教育振興課、教職員課、学校教育課、関係各課（室）

【目指す将来像】

優秀な教職員が確保・育成されているとともに、安全・安心で質の高い学習環境が確保されるなど、子どもたちの「生きる力※1」を育む教育を支える環境が整備されている。

【課題・対応】

国際化や高度情報化、いじめ等の諸課題へ対応していくため、健康的でやりがいのある職場環境を整備し、教職員の多忙化の軽減を図るとともに教育に対する使命感・情熱に加え、豊かな人間性や実践的な指導力を備えた教職員の確保・育成が必要です。

児童生徒の学習及び生活の場としての安全・安心で質の高い環境づくりや教育内容・指導方法の高度化等に対応した学校施設・設備の充実が必要です。

今後の更なる生徒減少や社会経済情勢の変化、生徒のニーズの多様化等の課題に対応するため、その時々の教育課題に係る検証・改善を行い、学校の活性化を図る必要があります。

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を核とした学校と地域の連携・協働を図ることで、地域とともにある学校づくりを進める必要があります。

【取組方針】

- 教員採用選考方法を改善し、優秀な人材を確保するとともに、大学と連携し、指導力のある教員を養成します。
- キャリアステージに応じた研修や教育課題に応じた研修などを実施し、教員の資質向上に取り組みます。
- 学校現場における業務改善に取り組みます。
- 安全安心な学校施設、学習環境を整備します。
- 県立高校と市町等が協働し、地域活性化に資する取組等を行うことにより、生徒に地域を愛する心を育み、魅力と活力ある高校づくりを推進します。
- 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の導入促進に取り組みます。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	特別支援学校教諭免許状※ ₂ を持つ職員数	人	1,126	人数の増加を目指す。			
成果指標	中堅教諭等資質向上研修受講後アンケートにおいて、研修で学んだ内容を「大いに実践できた」「実践できた」と回答した受講者の割合	%	—	90	90	90	90
	県立学校校種別教職員月間平均時間外勤務時間数	時間	55	50	45	45	45
	コミュニティ・スクール導入校の割合	%	20.3	21.5	23.0	24.5	26.0

【用語説明】

※1 生きる力

児童生徒一人一人が、高い志と理想を持って、困難に立ち向かい克服していくための力。

※2 特別支援学校教諭免許状

特別支援学校において、担任や教科担当をするために必要な免許状。発達障害等特別な配慮を要する児童生徒数や特別支援学級数の増加に伴い、特別支援学校以外の学校においても、特別支援教育に関する専門性をもった教員数の増が求められている。

⑦ 私立学校の魅力づくり

【担当課】◎私立中高・専修学校支援室

【目指す将来像】

公教育の一翼を担っている私立学校が、自らの創意工夫により特色ある学校づくりを進めており、今まで以上に子どもたちが行きたくなるような「魅力ある学校」になっている。

【課題・対応】

私立高等学校は、私学の柔軟性や独自性を生かして、各校が工夫を凝らして私学の魅力を打ち出してきましたが、少子化に伴う県全体の生徒数が減少する中、進学に伴う県外流出も続いている、今後、学校の規模が縮小し、学校の活力や教育の効果等の面で問題が生じてくるおそれがでてきてています。

県公教育の発展及び進学に伴う県外流出防止のためには、各校の魅力ある学校づくりを促すとともに、県民への魅力の発信に努めるなど、私立高等学校の特色ある教育活動を支援していく必要があります。

また、ほぼすべての子どもが高等学校に進学する中で、就学支援金の支給等により私立高等学校の保護者負担は軽減されているものの、いまなお授業料等の負担が残っているため、その支援の在り方を検討する必要があります。

私立専修学校（専門課程）は、各校が実践的・専門的な職業教育を取り組んでいますが、県内職業人材の確保や高等学校卒業時の県外流出の防止のためには、さらにその機能を高めるとともに、職業教育の価値向上及び県民への魅力の発信を支援する必要があります。

また、私立専修学校（高等課程）は、制度の柔軟性を生かして、高等学校中退者や不登校経験者等を受け入れ、高等学校と同等の教育機会を提供しており、生徒の目線に立った多様な学びが実現できるよう支援していく必要があります。

【取組方針】

- 私立高等学校の創意工夫による特色ある学校づくりが行えるよう運営費助成等の充実に努め、私立高等学校が優秀な教職員の確保やICT利活用教育の推進、スポーツ・文化活動の充実、支援を要する生徒の受け入れなど、教育条件の維持・向上や特徴的で魅力ある学校づくりに向け取り組み、魅力の発信に努めるよう促します。
- 私立高等学校等の保護者負担について、国の動向を注視し、国に就学支援金制度等の拡充を求めていきます。
- 私立専修学校（専門課程）の県内産業界とのさらなる連携等を促し、また、各校の魅力の発信の支援に努め県内職業人材の確保に繋げます。
- 私立専修学校（高等課程）のさらなる教育条件の向上等を支援し、「学びのセーフティネット」としての機能の充実を図ります。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	15歳～24歳の転出超過数	人	2,322	転出超過の減少を目指す。			
成果指標	県内私立高校募集定員充足率	%	86.1	現状を維持	現状を維持	現状を維持	現状を維持
	専修学校（専門課程）の卒業者の県内就職率（医療系除く）	%	67.7	現状を維持	現状を維持	現状を維持	現状を維持



～私立学校を支援し、多様な人材育成を進めます～

変化する県民ニーズに対応し、その柔軟性や独自性を活かして様々な特色ある教育活動を行っている私立学校を支援し、県内の多様な人材育成を進めます。

私立高等学校については、施設・設備や教育条件の向上、文化・スポーツ活動などの学校の魅力づくり、及び私立高等学校が持つ魅力の発信に向けた取組を支援します。

また、専修学校（専門課程）については、地域や産業界との連携や教員のスキルアップなどの学校の取組を支援するとともに、広報やガイダンスの開催等を通じた高校生やその保護者に対する学校の魅力の発信に取り組みます。

また、専修学校（高等課程）については、高等学校中退者、不登校経験者等の学校に行きたいという希望を叶え、生きる力、前に進む力を育てるために、教育研究活動など学校の教育条件の向上に向けた取組を支援します。



「私立高等学校」の授業風景



「専門課程」の授業風景



「高等課程」の生徒

⑧ 高等教育機関の充実

【担当課】◎企画課、産業人材課

【目指す将来像】

県内の高等教育機関へ入学する者が増え、県の発展を支える高度で専門的な人材が育成されており、佐賀への誇りと志を持った多くの若者が佐賀県に定着し、様々な分野で活躍することで地域に活力をもたらしている。

【課題・対応】

日本は、長期の人口減少過程に入っていますが、2029（令和 11）年に人口 1 億 2,000 万人を下回った後も減少を続け、2053（令和 35）年には 1 億人を割って 9,924 万人となると推計されています。

また、佐賀県における 18 歳人口は、2017（平成 29）年の 9,058 人であったものが 2040（令和 22）年には 6,371 人と約 3 割減少するという将来推計もあり、人口減少が進行すると、地域経済が縮小し、地域社会の様々な基盤の維持が困難となるため、地方においては、人口減少の克服が、喫緊の課題となっています。

しかし、佐賀県においては、2018（平成 30）年 3 月に県内の高等学校を卒業して 4 年制大学に進学した者の多くは福岡県の大学に進学しており、県内大学へ進学した割合は 16.8% と極めて低い状況です。

このため、県内の大学等の高等教育機関を選択できるような環境を整えるため、学部（学科）の新設や高等教育機関の新設・誘致を検討するとともに、高等教育機関においては、地域貢献や地域の問題解決に資する協働事業や協働研究などの取組を加速させることで、進学を希望する高校生などにとって魅力的な「知の拠点」となる必要があります。

さらには、県内 4 年制大学の卒業生が県内企業に就職した割合が 3 割程度にとどまっていることから、卒業後の県内定着を図るため、産学官で連携して県内就職の促進を図る必要があります。

【取組方針】

- 高等教育機関の設置・誘致の検討を行うとともに、設置に対する必要な支援についても検討を行うことで、学びの選択肢の拡大を図り、県内高等教育機関への進学者を増やします。
- 高等教育機関と地域の連携により、地域との連携、地域に貢献する教育・研究を促進することで、県内高等教育機関の魅力向上・充実に取り組みます。
- 高等教育機関と地元企業等が連携した人材育成・確保を促進し、若者の県内定着に取り組みます。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	15歳～24歳の転出超過数	人	2,322	転出超過の減少を目指す。			
成果指標	自県大学進学率※1	%	16.8 (17年度 卒)	17.0 (18 年度 卒)	17.5 (19 年度 卒)	18.0 (20 年度 卒)	19.0 (21 年度 卒)
	県内大学生の 県内就職率(医 学部除く)	大学	%	31.0	30 以上	30 以上	30 以上
		短期 大学		71.7	70 以上	70 以上	70 以上
	県内大学・短期大学と の協定等に基づく連携 事業※2数 (延べ新規取 組)	件	—	1	3	5	10

【用語説明】

※1 自県大学進学率

県内の高等学校を卒業して4年制大学に進学した者のうち県内の4年制大学に進学した者の割合

※2 県内大学・短期大学との協定等に基づく連携事業

「佐賀県・佐賀大学連携調整会議（仮称）」及び「九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム（略称：QSP）」において県と大学・短期大学が新たに取り組む地域に貢献する事業

① ライフステージに応じたまなびの環境づくり

【担当課】◎まなび課、学校教育課

【目指す将来像】

学びたい人がライフステージに応じて、自ら主体的に学ぶことができ、学んだことを活かして活躍することができている。

【課題・対応】

まもなく到来すると言われる「人生100年時代」においては、生涯にわたって学び、一人一人が学んだことを活かして活躍できる社会の実現が求められています。

このためには、県民のニーズやライフステージに応じた様々な学びの機会を充実させ、県民が、いつでもどこでも、自ら主体的に学ぶことができる環境づくりに引き続き取り組むことが必要です。

加えて、佐賀の若者が自らの可能性を広げ夢に向かって志を立てる学びの場の提供により未来を担う人材を育成していくことや、豊かな自然に立地する少年自然の家での体験活動の推進及び乳幼児期からの読み聞かせをはじめとする発達段階に応じた読書推進等により子どもたちが豊かな心で健やかに学び育つ環境づくりが重要となっています。

さらに、県立図書館は県の中核図書館としての役割を果たし、県民が生涯にわたり学び続けていく「知の拠点」として、利用しやすい魅力ある施設にする必要があります。

【取組方針】

- ライフステージに応じた様々な学びの機会を充実させ、生涯にわたって学び続けることができる環境づくりに取り組むとともに、自ら考え行動し未来を開拓する人材の育成を目指す講座を開催するなど、多様な学びの場を提供します。
- 少年自然の家の利用促進を図るとともに、地域における様々な体験・交流活動を支援し、子どもたちが地域で健やかに学び育つ環境づくりを推進します。
- 市町関係課職員、公民館職員等の生涯学習・社会教育関係者を対象とした講座を開催するなどして資質向上を図ります。
- 県立図書館が中核図書館としての役割を果たすとともに、市町立図書館との連携強化をさらに進めることにより、県民誰もがいつでもどこでも読みたい本が手に取れる環境づくりを図ります。
- 県立図書館における新刊児童書全点購入により子どもの読書環境の充実を図るとともに、子どもの発達段階（乳幼児期、小学生期、中学生期、高校生期）に応じ、地域、家庭、学校と連携して、読書への関心を高め、読書習慣の形成を図ります。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	県が実施する生涯学習に係る事業への参加者数	人	174,343	生涯学習に取り組む県民の数の増加を目指す。			
成果指標	県民カレッジへの延べ入学者数	人	31,613	32,400	33,200	34,000	34,800
	小・中学校をはじめとする県内団体の県少年自然の家の利用団体数(累計)	団体	1,198	1,225	1,250	1,275	1,300
	県立図書館の相互貸借冊数	冊	15,050	16,000	17,000	18,000	19,000
	県立図書館の児童書貸出冊数（県から市町への相互貸借冊数を含む）	冊	117,261 (17年、18年の平均値)	124,000	130,000	136,000	142,000

【用語説明】

※1 県民カレッジ

県民の多様化・高度化する学習ニーズに応じるため、県内の生涯学習関連機関・団体が実施している講座やセミナーなどを総合的に体系化し、生涯学習の情報と機会を効果的に県民に提供するとともに、学んだことを評価・活用するためのシステム。誰でも随時入学でき、実施機関（地方公共団体（教育委員会など）、教育機関、公益法人、民間カルチャーセンターなど）が登録する講座を受講して単位を取得すれば、所要単位に応じて認定証を交付。県立生涯学習センターが運営。http://www.avance.or.jp/kenmin_college.html

※2 相互貸借

県立図書館を含む県内公共図書館が、それぞれが保有している蔵書を相互に貸し借りする制度。県立図書館、市町図書館 29 館、大学図書館 7 館、公民館図書室等 19 施設の計 56 施設が利用している。

① 住民とともに支える地域福祉の充実

【担当課】◎福祉課

【目指す将来像】

高齢者、障害者、子どもなど、誰もが住み慣れた地域の中で、気軽に集い交流し、情報交換できる居場所があり、自分らしく安心して暮らしている。また、犯罪や非行をした人が社会の中で孤立することなく、再び社会復帰している。

生活困窮者に対する自立支援がなされ、生活困窮者の尊厳を保ちつつ暮らしている。

【課題・対応】

高齢化の進行や人口減少などの社会変化の中で、家庭や地域の相互扶助の機能は弱体化し、地域住民相互のつながりも希薄化しています。

一方、人々が互いの多様な在り方を尊重し、対等な関係を築く「共生」の考え方方が広がっている中、すべての人に「居場所と出番」のある住民主体の地域社会づくりやサービス提供体制づくりが求められています。

そのために、住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員及び社会福祉事業者などと連携して、地域福祉の推進を図っていく必要があります。

その際の重要な拠点の一つである、地域共生ステーションには、高齢者を対象とした「宅老所」と高齢者、障害者、子どもなど誰もが利用できる「ぬくもりホーム」があり、これまで以上に地域の拠点として定着するため、「ぬくもりホーム」を増やし、多様なサービスの充実を図る必要があります。

また、犯罪や非行をした人が、社会の中で孤立することなく、再び社会復帰することができるようにしていく必要があります。

生活困窮者は自尊感情や自己有用感を喪失し、自ら SOS を発することが難しいため、地域に潜在化しており、必要な支援が届きにくくなっています。県民が生活保護に至る前の段階から早期に支援を行い、生活困窮状態からの脱却を図ることが必要です。

【取組方針】

- 地域福祉に対する理解促進や地域のつながりの強化を図るとともに、誰もが安心して利用できる交流拠点「ぬくもりホーム」の設置数を増やし、サービス内容の充実を図ります。
- 関係機関・団体等と連携し、就労や住居確保、保健医療・福祉サービス利用の支援など出所者等の円滑な社会復帰・自立を支援することで再犯防止につなげていきます。
- 各種相談窓口や関係機関等との連携を図り生活困窮者の早期発見に努めるとともに、生活困窮者に対する自立相談、家計改善、就労準備などの支援を通じ、生活困窮者の自立の促進を図ります。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	地域共生ステーションが整備された小学校区の割合	%	64.0	地域共生ステーションが整備されている小学校区の数の増加を目指す。			
成果指標	「ぬくもりホーム」の設置数	箇所	81	86	91	96	101
	県内の再犯者数	人	786	754	722	690	658
	生活困窮者自立支援法に基づくプランの作成件数	件	128	130	130	130	130

② 高齢者福祉の充実

【担当課】◎長寿社会課、地域包括ケア推進室、福祉課、医務課、健康増進課

【目指す将来像】

高齢者が健康でいきいきと暮らしている。また、地域包括ケアシステムが深化・推進され、介護が必要な高齢者や認知症の方が、人格と個性を尊重され、可能な限り住み慣れた地域で暮らしている。

【課題・対応】

2025（令和7）年に佐賀県の高齢者数がピークとなり、介護を必要とする高齢者の増加が見込まれるため、高齢者が元気に活躍する社会づくりと自立支援を充実させるなど「地域包括ケアシステム」の深化・推進が必要です。

介護が必要な高齢者や認知症の方が、住み慣れた地域の中で安心して生活できるよう介護保険サービスの充実と介護の質の向上が必要です。

高齢者人口がピークを迎える2025（令和7）年に、県内で約600人の介護人材が不足すると見込まれており、人材の確保に向けた総合的な取組が必要です。

【取組方針】

- 高齢者の積極的な社会参加を推進するとともに、市町の介護予防事業を支援します。
- 在宅生活を希望する要介護高齢者などを支える介護保険サービス及び生活支援サービスの充実を図ります。
- 認知症の人とその家族を支える体制づくりと早期診断・早期対応といった医療的な支援を促進します。
- すべての高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らしていくよう、医療と介護の連携による切れ目ないサービスが提供される体制の構築を目指します。
- 介護事業者、医療・教育・労働分野等の関係機関と緊密な連携を図りつつ、「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」の観点から、総合的かつ計画的に介護人材の確保に取り組んでいきます。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	健康寿命と平均寿命の差（年）	歳	男性 1.21 女性 2.7 (17年)	健康寿命と平均寿命の差の縮小を目指す。			
成果指標	元気高齢者社会参加活動推進制度によるボランティア登録者数	人	1,345	1,470	1,840	1,850	1,860
	介護予防のための地域ケア個別会議の取扱事例数	件	301	—	798	※	※
	在宅生活を支えるサービス事業所数	箇所	68	—	88	※	※
	住民主体の通いの場の個所数	箇所	278	—	637	※	※
	認知症カフェ等の設置市町数	市町	16	—	20	※	※
	医療機関看取り率	%	80.2 (17年)	—	現状より低下	※	※
	人材不足を感じている事業所の割合	%	56.7	前年より減少	前年より減少	前年より減少	前年より減少

※ 次期佐賀県高齢者保健福祉計画・佐賀県介護保険事業支援計画（2020（令和2）年策定予定）で設定する目標値を踏まえ設定

③ 障害者福祉の充実

【担当課】 ◎障害福祉課

【目指す将来像】

障害のあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重しながら、住み慣れた地域でともに暮らしやすい共生社会となっている。

【課題・対応】

障害のあるなしにかかわらず、お互いにその人らしさを認め合い、交流し、支え合う、誰もが暮らしやすい社会を作っていく必要があります。

障害のため意思疎通を図ることに支障がある方のため、手話など障害特性に応じた意思疎通手段を普及させる必要があります。

障害者が身近な地域において安心して暮らすことができる環境づくりを行う必要があります。

そのため、障害者の住まいの場であるグループホームの整備や、自宅で暮らす障害者の緊急時受入体制の整備等が求められています。

医療的ケア児者の介護者が一時休息（レスパイト）できる環境の整備が求められています。

発達障害児者は年々増加傾向にありますが、発達障害の専門医療機関は限られており、診断結果が出るまでの間、本人や家族への支援をしっかりと行うことが求められています。

人や社会との関係づくりが苦手な方が多い精神障害者に対し、寄り添う姿勢で対象者のペースに合わせた支援が必要です。

【取組方針】

- 障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例やヘルプマーク等の普及をおした障害（者）に関する理解啓発、障害のある方との交流を推進します。
- 手話通訳や要約筆記、盲ろう者向け通訳・介助員や失語症者向け意思疎通支援といった、障害特性に応じた意思疎通手段を普及させます。
- 一人で生活することが困難な障害のある方の住まいの場であるグループホームの整備を促進します。また、自宅で生活する障害者の緊急時の受入等の支援を行う地域生活支援拠点等の整備を促進します。
- 医療的ケア児者の介護者がレスパイトできるよう、医療型短期入所事業所の整備を促進します。
- 発達障害の診断や相談ができる体制の整備に引き続き取り組むとともに、診断前の支援として、発達障害児者をもつ親や家族に対して、子どもとの接し方等を専門的に学べる環境を整備します。
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律における措置入院者の意向に沿った退院後支援計画を策定し、医療、保健、福祉の連携により療養生活を支援します。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	福祉施設の入所者の地域生活への移行	%	2.3	身近な地域で安心して暮らす障害児者の増加を目指す。			
成果指標	障害(者)に関する理解啓発・交流事業に取り組む障害者福祉関係団体及び障害福祉サービス事業所の数	箇所	73	75	75	80	85
	手話奉仕員等・要約筆記者の登録者数 ・手話奉仕員等 ・要約筆記者	人	87 31	95 33	100 35	105 37	110 40
	グループホームの個所数	箇所	253	275	295	305	315
	地域生活支援拠点等の整備数	圏域	3	4	5	5	6
	医療型短期入所事業所の整備数	箇所	6	6	6	6	7
	ペアレントトレーニング等の開催箇所数	箇所	県：6 市町：2 5	県：6 市町： 10	県：6 市町： 15	県：6 市町： 20	県：6 市町：
	退院後支援を開始した対象者数	人	15	16	18	21	24



～障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県を目指します～

障害を理由とする差別の解消を推進するため、「障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」が2018（平成30）年9月に制定されました。

この条例においては、県や事業者が障害を理由とする差別の解消に努めることはもちろん、県民、地域コミュニティ、障害のある人がそれぞれの立場でできる配慮や支援をすることで、障害を理由とする差別の解消を進めていくこととしています。

また、同じく2018（平成30）年9月には、「佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例」が、県民の代表である県議会議員による提案で制定されました。

この条例は、手話が言語であるとの認識を共有するとともに、すべての県民が聴覚障害の有無によって分け隔てられることなく、共に安心して暮らすことができる地域社会づくりを推進するものです。

これら二つの条例の制定により、県民みんなで、障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県としていくための、新たなスタートをしたいと思っています。



知事の車いす体験



手話言語条例制定

④ 障害者の就労支援

【担当課】 ◎就労支援室

【目指す将来像】

障害者の働く場が確保され、必要な収入を得ながら地域で自立した生活を送っている。

【課題・対応】

民間企業における障害者雇用率は、2.55%（2018（平成30）年6月1日現在）で全国4位となっており、働いている障害者の総数は過去最高となっています。障害者の雇用は着実に増えていますが、まだ多くの障害者が職を求めており、福祉施設から一般就労への移行等を更に進める必要があります。

さらに、障害福祉施設で働く障害者が地域で自立した生活を送るためには、更なる工賃の向上も必要です。

【取組方針】

- 障害者就労支援コーディネーター等がハローワーク等就労支援機関と連携し、福祉施設利用者等の一般就労支援を推進します。
- 佐賀県工賃向上支援計画に基づき、経営コンサルタント派遣事業や農福連携推進事業などに取り組み、各事業所における工賃向上の取組が効果的に実施されるよう支援を行います。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	雇用されている障害者の数	人	2,439.5	雇用されている障害者の増加を目指す。			
成果指標	法定雇用率達成企業の割合	%	66.3	68.2	70.1	72.0	73.9
	就労継続支援B型等の平均工賃月額	円	18,912	20,260	21,180	22,100	23,020

① 生涯を通じた健康づくりの推進

【担当課】◎健康増進課、くらしの安全安心課、保健体育課、障害福祉課

【目指す将来像】

食生活や運動などの生活習慣や社会環境の改善が進み、健康寿命と平均寿命との差が縮小し、健康長寿の社会に近づいている。

【課題・対応】

平均寿命（H28：男 80.75 歳、女 86.99 歳）と健康寿命（H28：男 79.59 歳、女 83.85 歳）の差（男：1.16 歳、女 3.14 歳）が拡大すると寝たきりや要介護状態の期間が長くなることから、両者の差を縮小させ、健康な期間が長くなるように様々な健康づくりの取組を推進していく必要があります。

主要な生活習慣病（がん、循環器疾患、糖尿病及び COPD（慢性閉塞性肺疾患））による死亡割合が約 60% を占めることから、県民自らが健康への意識を高め、食生活の改善、運動習慣の定着、口腔の健康保持、禁煙の取組により、生活習慣病の発症予防と重症化予防に努める必要があります。

併せて、地域と職域が連携し、県民の生涯を通じた健康づくりを支える環境を整備することが必要です。

また、食生活の改善にあたっては、子どもの頃に身についた食習慣を大人になってから改めることは困難であるため、子どもへの食育の取組を確実に推進していく必要があります。

さらに、健康的な生活を営むためには、心の健康の保持・増進は欠かせません。

「依存症は病気であり誰でも陥る可能性がある」ということを県民に認識してもらうことが必要です。また、治療提供体制の整備と相談体制の充実が必要です。

ひきこもりに至る要因の多様化やその期間が長期化することによる高年齢化が指摘されており、自立に向けた支援の強化と家族への支援が必要です。

自殺者数は減少していますが、年代別にみると若年層は横ばいで推移していることから、特に学校関係者と連携した支援を進めていく必要があります。また、高齢者の占める割合が他県と比較して高いことから、介護関係者とも連携した支援を進めていく必要があります。

【取組方針】

- 県民自らが「歩く」こと等の運動習慣を身に付け、併せて食生活の改善や口腔機能の維持による生活習慣病の発症予防に取り組む環境づくりに努めるとともに、生活習慣病患者の重症化を予防するため医療機関、保険者等の関係機関の連携強化を図ります。
- 一人ひとりが健康的な生活を送れるよう、職域での健康経営、ヘルシーメニューの提供や店内全面禁煙に取り組む飲食店の登録などへの支援により社会環境の整備を推進します。
- 次世代を担う子どもたちの健全な育成のため、学校等における食育の充実を図るなど、生涯にわたるライフステージに応じた食育を推進します。
- 講演会等による依存症の理解啓発に取り組むとともに、依存症に対応できる専門医療機関との連携、相談対応できる人材育成を図ります。

- ひきこもりの状態にある人やその家族が気軽に相談できるようひきもこり地域支援センターの周知や市町等の相談窓口の充実とともに、自立に向けて、その状態に応じた支援を行います。
- 講演会や研修会等によるセルフケア力及び相談対応力の向上に取り組むとともに、児童生徒の自殺予防につながる教育や高齢者の社会参加の推進など、若年・高齢層支援の強化を図ります。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	健康寿命と平均寿命の差（年）	歳	男性 1.21 女性 2.7 (17年)	健康寿命と平均寿命の差の縮小を目指す。			
成果指標	肥満（BMI25 以上）の人の割合(40歳～69歳)	%	男性 33.6 女性 20.4 (17年)	現状より減少 (18年)	現状より減少 (19年)	現状より減少 (20年)	現状より減少 (21年)
	「健康に食事は大切である」と考える児童生徒の割合	%	小5男子 91.0 (全国 91.5) 小5女子 90.6 (全国 92.7) 中2男子 90.3 (全国 90.3) 中2女子 88.4 (全国 88.2)	全国平均値以上	全国平均値以上	全国平均値以上	全国平均値以上
	依存症専門医療機関登録数（延べ）	箇所	5	6	7	8	9
	自立に向けた支援を受けたひきこもり状態にある人やその家族の数（実人数）	人	332	380	415	432	450
	人口 10万人対自殺死亡率	人	14.8 (17年)	14.5	14.0	13.5	13.0

【用語説明】

※1 セルフケア力

個人が自身のストレスに気づき、これに対処するための知識・方法を身に付け実践する力。

② がん対策の強化

【担当課】 ◎がん撲滅特別対策室、健康増進課

【目指す将来像】

県民ががんをはじめとする生活習慣病の予防に努め、がんになりにくい生活を送っているとともに、定期的にがん検診を受診している。

また、がんになっても、早期に適切な治療を受けることができ、療養生活と社会生活を両立している。

【課題・対応】

我が国では2人に1人ががんになり、3人に1人ががんで亡くなると言われており、佐賀県でもがんは県民の疾病による死亡の最大の原因となっています。がんの罹患者数や死亡者数を減少させるため、避けられるがんを防ぐとともに、がんの早期発見・早期治療を促進する必要があります。

特に、佐賀県では肝がんの死亡率（粗死亡率）が19年連続で全国ワーストであることから、肝がんの主な原因であるウイルス性肝炎などの肝疾患対策を更に進めることができます。

また、女性のがん（乳がん、子宮がん）の死亡率は全国ワースト上位を推移しており、40歳前後が罹患のピークであることから、働き盛りの女性や主婦層のがん検診受診を促進するなど女性のがん対策が必要です。

がん患者とその家族は、身体的及び精神的な苦痛のほか、仕事と治療の両立が困難等の社会的苦痛も抱えていることから、苦痛を軽減するとともに、がんになっても安心して暮らせる社会の構築が必要です。

【取組方針】

- がんをはじめとする生活習慣病の予防に取り組む機運を高め、がん検診の受診率を向上させます。
- 死亡率が全国ワーストの肝がんの予防の一環として、働く世代の肝炎ウイルス検査の促進、定期検査の受診促進など、ウイルス性肝炎・肝がん対策を更に進めます。
- がん検診の充実や受診促進など、女性のがん対策を推進します。
- 仕事と治療の両立をはじめとする様々な相談支援の充実を図ります。また、がん医療の充実に向けて重粒子線がん治療をはじめとしたがん先進医療の普及啓発を図ります。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	がんの死亡率(75歳未満年齢調整死亡率、人口10万人対)	人	79.8 (16年)	がんの死亡率の減少を目指す。			
	がん検診受診率	%	大腸がん 38.3 (16年) 胃がん 43.0 (16年) 肺がん 47.4 (16年)		大腸がん 44.1 (19年) 胃がん 46.5 (19年) 肺がん 48.7 (19年)		
成果指標	肝炎ウイルス検査陽性者の精密検査受診率(累計)	%	57.8 (17年)	70	75	80	85
	女性のがん検診受診率	%	乳がん 42.5 (16年) 子宮がん 42.0 (16年)		乳がん 46.2 (19年) 子宮がん 46.0 (19年)		
	がん検診向上サポーター企業登録数(累計)	件	2,010	2,050	2,100	2,150	2,200

③ 感染症対策の強化

【担当課】 ◎健康増進課

【目指す将来像】

感染症に対する医療や疫学調査・検査機能が充実し、感染症の発生の予防とまん延の防止が図られるとともに、感染症に関する偏見や差別のない正しい知識の普及啓発が進み、県民が安全・安心な生活を送っている。

【課題・対応】

グローバル化した現代社会において、人・物の交流、移動の増大により、様々な感染症が県内に侵入し、まん延する可能性があります。このため、県民の健康を守る“健康危機管理”的観点に立った迅速かつ的確な対応が求められており、普段から事前対応型の対策を推進する必要があります。

感染症は、適切な防疫措置を講じなければ感染が拡大していく可能性があり、特に麻疹、風疹、結核等の集団感染が懸念される感染症の発生に備えて、適宜、専門家等の助言を受け、総合的な対策の推進を図る必要があります。

感染症を予防し、感染症に対する偏見や差別の解消を図るため、日頃から感染症に対する県民への知識の普及啓発を推進する必要があります。

【取組方針】

- 感染症発生時に迅速かつ的確に対応するため、日頃から感染症の発生状況等の把握に十分努めるとともに、疫学的視点を重視しつつ、関係者が適切に連携し対応できる体制を整備します。
- 結核、麻疹風疹等の特に集団感染が懸念される感染症の発生の予防及びまん延防止のため、情報の収集・分析、相談対応、人材の育成確保及び資質の向上など必要な対策の推進を図ります。
- 感染症についての情報提供、相談等を行い、特にエイズや性感染症の予防についての正しい知識の普及啓発及び患者等への偏見や差別の解消を図ります。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	疫学調査専門家チーム（ささっと）のチームリーダー養成数	人	15	チームリーダー養成数の増加を目指す。			
成果指標	社会福祉施設等感染症予防巡回指導件数	件	125	120	120	120	120
	結核り患率（人口 10万人対り患率）	人	12.8 (16年)	10 以下	10 以下	10 以下	10 以下
	エイズ相談件数	件	865 (17年)	800 以上	800 以上	800 以上	800 以上

④ 難病対策の充実

【担当課】 ◎健康増進課、就労支援室

【目指す将来像】

医療機関のネットワークや療養生活環境が整えられ、難病患者とその家族が地域で安心して暮らしている。

また、事業所の難病に対する理解が進み、就労を希望する難病患者が就労できている。

【課題・対応】

難病対策に係る制度が大きく変わり、難病患者や家族の相談内容は医療、保健、福祉、就労など、これまで以上に多岐にわたっているため、患者等が安心して相談できるよう、窓口となる難病拠点病院や難病相談支援センターの相談体制を整え、支援の充実を図ることが必要です。

難病拠点病院に難病医療コーディネーターを設置したことにより、医療機関のネットワークが構築され、協力医療機関やレスパイト入院先が順調に確保されていますが、医療機関等とのネットワークの強化、難病患者の療養生活の質の向上を、より一層推進していくことが必要です。

就労意欲があるても、身体的理由や勤務条件等様々な要因により就労に至っていない難病患者がいるため、難病患者への就労支援と併せて、事業所に対しても難病患者に対する正しい理解の促進を図ることが必要です。

【取組方針】

- 難病患者やその家族が安心して相談できるよう、難病相談支援センターによる訪問相談の実施や保健福祉事務所への保健師などの専門職員の配置などにより体制の充実を図ります。
- 難病拠点病院に設置した難病医療コーディネーターによる相談対応や協力医療機関との連携などレスパイト入院先の確保を行うとともに、患者、家族の希望に応じたレスパイト入院等の調整を行います。
- 難病相談支援センターにおいて就労相談支援を行い、支援事業所の開拓と就労者数の増加を図ります。また、県民や事業所に対し、難病患者への理解を深めるための周知を行います。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	難病相談支援センターの相談受付件数	件	6,594	現状の相談受付件数の維持を目指す。			
成果指標	難病相談支援センターの訪問相談件数	件	294	300	300	300	300以上
	難病医療コーディネーターの相談受付件数	件	357	350以上	350以上	350以上	350以上
	難病相談支援センターの支援による難病患者の就労者数	人	19	20	20	20	20

① 医療提供体制の充実

【担当課】 ◎医務課、薬務課、地域包括ケア推進室

【目指す将来像】

住み慣れた地域において、良質かつ適切な医療が提供できる体制が整っている。

【課題・対応】

団塊の世代が全員 75 歳以上になる 2025 (令和 7) 年を見据え、地域における医療提供体制の充実・確保等を図るために、地域医療構想に基づく病床機能の分化・連携を推進していく必要があります。

佐賀県の医師数は、全国と比べると充足しているものの、救急、産科、小児科などの診療科ごとや地域ごとに医師の不足がみられることから、医師の診療科偏在や地域偏在を解消する必要があります。また、患者の高齢化に伴う在宅医療の需要に対応するため、訪問看護師などの看護職員の確保や医療従事者の資質向上を図る必要があります。

災害時における医療（原子力災害医療を含む。）について、対応力の向上や体制の整備を図る必要があります。

【取組方針】

- 医療機関が自らの立ち位置を判断できるよう、医療需要の予測等の情報を提供するなど、二次医療圏で病床が不足している高度急性期及び回復期への転換を促し、病床機能等の分化・連携を推進します。
- 医療・介護など多職種の連携や在宅医療の充実による地域包括ケアシステムの深化・推進に努めます。
- 地域の実態に応じて、県、大学、地域の医療機関等が相互に連携しながら、不足する診療科等の医師の育成・確保に努めます。
- 新人看護職員、訪問看護師等に対する研修により資質向上や、再就業などの促進により看護職員の確保に努めます。
- 災害時医療従事者の養成・研修等を実施し、災害時の対応力を高めます。
- 原子力災害医療に必要な資器材の整備や、原子力災害拠点病院を中心とした原子力災害医療体制の強化、研修の受講機会の確保を図り、対応力を高めます。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	病床機能毎の病床数	床	高度急性期 207 急性期 5,745 回復期 1,753 慢性期 4,670 合計 12,375 (17年)	今後、過剰となることが見込まれる急性期や慢性期の病床を転換することにより、高度急性期及び回復期の病床を確保する。			
成果指標	高度急性期病床及び回復期病床の充足数	床	高度急性期 207 回復期 1,753 (17年)	—	—	—	高度急性期 452 回復期 2,426
	医療施設従事医師数	人	2,292 (16年)	—	—	—	(19年度内に設定)
	看護職員就業者数	人	16,042 (16年)	—	—	—	(19年度内に設定)
	災害医療従事者研修等受講者数	人 () 内は累計	121 (455)	120 (575)	120 (695)	120 (815)	120 (935)

② 安全有効な医薬品等の安定供給の推進

【担当課】 ◎薬務課

【目指す将来像】

安全で有効な医薬品（血液製剤を含む。）等が安定的に供給されている。

【課題・対応】

日本が PIC/S_{※1}に加盟していることから、医薬品の製造業者は、グローバルな医薬品製造規制に対応した製造及び品質管理_{※2}を実施していくことが求められており、より質の高い人材の確保・育成を行っていく必要があります。また、監視指導を行う県の薬事監視員についても資質の向上を図る必要があります。

抗インフルエンザウイルス薬については、薬物耐性や患者の状態等に応じた服用方法に対応するため、複数の種類の薬剤を備蓄しておくことが必要です。また、災害時のリスク分散及び医薬品等の迅速な供給のため、医薬品等を分散して備蓄しておくことが必要です。

血液製剤を製造するために必要な献血可能者数が少子高齢化等により減少傾向にあるため、献血者を確保するため啓発を行う必要があります。

【取組方針】

- 医薬品の製造及び販売に係る現状の監視指導体制を維持するとともに、医薬品の製造及び品質管理の高度化を支援する体制づくりを行います。
- 抗インフルエンザウイルス薬や災害時緊急医薬品_{※3}等を計画的に備蓄し、国、九州各県、関係団体と協力して緊急時の円滑な医薬品の供給を図ります。
- 県内の医療機関で必要な血液製剤を安定的に供給するため、広報やイベントなどの普及啓発により、献血者の確保を図ります。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	医薬品等の製造、販売に係る許可等取消し、業務停止命令等、大きな問題の発生件数	件	0	業務停止命令等の大きな問題の発生件数0の維持を目指す。			
成果指標	医薬品等の製造、販売に係る立入検査施行施設数	件	398	360 以上	360 以上	360 以上	360 以上
	抗インフルエンザウイルス薬や災害時緊急医薬品等の備蓄計画に対する達成割合	%	100	100	100	100	100
	県内医療機関の血液製剤需要に対する県内献血による供給割合	%	100	100	100	100	100

【用語説明】

※1 PIC/S

医薬品査察協定及び医薬品査察協同スキーム (The Pharmaceutical Inspection Convention and Pharmaceutical Inspection Co-operation Scheme) の呼称。

各国の医薬品の「製造管理及び品質管理の基準」と「基準への適合性に関する製造業者の調査方法」について、国際間での整合性を図る団体で、欧州、アメリカ、カナダ、オーストラリア、日本及び韓国など多くの国が加盟している。

※2 グローバルな医薬品製造規制に対応した製造及び品質管理

医薬品の製造管理及び品質管理の基準は、GMP (Good Manufacturing Practice の略称) と呼ばれ、各国で定められている。PIC/S では、国際間の整合性を図るために PIC/S GMP ガイドラインを定めている。

日本では、「医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準」が定められているが、この基準の実施に当たっては、PIC/S GMP ガイドラインを踏まえることが必要となっている。そのため、日本の医薬品の製造業者も、PIC/S に加盟する他国と同等の製造管理及び品質管理が求められている。

※3 災害時緊急医薬品

1995（平成7）年の阪神・淡路大震災を受け、九州・山口各県で地震等の大規模災害が発生した際、初動期（被災後48時間以内）の医療救護に要する医薬品等を提供することを目的に備蓄している

③ 国民健康保険制度の運営の安定

【担当課】◎国民健康保険課、健康増進課

【目指す将来像】

国民健康保険制度が将来にわたって持続可能な制度として安定的に運営され、県民が良質かつ適切な医療を受けられている。

【課題・対応】

国民健康保険制度については、無職者・低所得者等の加入が多いことや佐賀県の医療費水準が全国ワースト1位と高いことに加え、今後も少子高齢化の進展により被保険者数が減少するなど構造的な課題を抱えています。このため、適正な保険税の賦課・徴収や医療費の適正化などにより、安定的な運営を確保していくことが必要です。

【取組方針】

- 市町と連携した特定健康診査、特定保健指導などの保健事業の充実・強化及び被保険者の医科・調剤レセプトデータを活用した重複服薬対策や後発医療品の使用促進、糖尿病等の重症化予防の取組などにより、医療費の適正化を推進します。
- 保険税収入の安定的な確保のため、市町に対し必要な助言・支援を行います。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	国保の収支均衡が図られている市町数	市町	9	収支均衡が図られている市町数の増加を目指す。			
成果指標	市町国保の一人当たり医療費水準の全国順位(年齢調整後)	位	ワースト1	ワースト1脱却	ワースト1脱却	ワースト1脱却	ワースト1脱却
	国保税の収納率 95%以上を達成している市町	市町	15	15	16	16	17

① 地球温暖化対策の推進

【担当課】◎環境課、新エネルギー産業課、関係各課（室）

【目指す将来像】

省資源・省エネルギー型のライフスタイル及びワークスタイルが県民に浸透し定着とともに、再生可能エネルギー等が普及拡大し、着実に低炭素社会に向けて歩みを進めている。

気候変動による避けることができない自然や社会への影響にも適応してきている。

【課題・対応】

地球温暖化対策を進めるためには、県民一人ひとりが地球温暖化対策の重要性について理解を深め、日々の生活や事業活動においてエネルギー消費を少なくし、温室効果ガスの排出をできるだけ抑制していく緩和策を進めが必要です。

県民の生活や事業活動においては、東日本大震災以降、エネルギーのうち特に電気について、節約する動きが広くみられるようになっています。このような動きを持続して広げていき、環境を前提としたライフスタイル、ワークスタイルを確立することが必要です。

一方、低炭素化に有効な再生可能エネルギーは、固定価格買取制度により急速に設備導入量が増えているものの、気象条件に大きく左右されること、コストが高いことなど様々な課題があります。

こうした現状を踏まえ、県では2018（平成30）年3月に「佐賀県再生可能エネルギー等先進県実現化構想」を策定し、県内発や県にゆかりある人・企業・技術・製品等で日本・世界の再生可能エネルギー等の普及拡大に貢献できるような取組を進めています。

特に産業分野では、将来的には企業活動におけるCO₂排出量が取引先の選別基準として用いられることが懸念されることから、早期に産業用燃料の低炭素化を進める必要があります。

今後、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、海面の上昇などが生じる可能性があり、災害、食料、健康などの様々な面で影響が現れることが予想されています。このため、緩和策を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や今後中長期的に避けることのできない自然や社会への影響を軽減する適応策を計画的に進めが必要です。

【取組方針】

- 温室効果ガス削減のため、家庭や事業所等における省エネ・省資源等を促進する緩和策を推進します。
- 熱源を中心とした産業用燃料について、環境負荷の高いエネルギー源から、より環境負荷の低いエネルギー源への転換を促進します。
- 温暖化に伴う気候変動によって生ずる影響を軽減するため、水災害に対する治水対策、農作物の高温障害対策等のそれぞれの事象に応じた適応策を推進します。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	温室効果ガス総排出量	千t-CO ₂	7,734 (13年)	温室効果ガスの総排出量の減少を目指す。			
成果指標	1世帯当たりの二酸化炭素排出量	t-CO ₂ ／世帯	4.8 (13年)	4.4 (17年)	4.3 (18年)	4.2 (19年)	4.1 (20年)
	佐賀県の事業所の平均床面積(298m ²)当たりの二酸化炭素排出量	t-CO ₂ ／298m ²	49 (13年)	44 (17年)	43 (18年)	42 (19年)	41 (20年)
	自動車1台当たりの二酸化炭素排出量	t-CO ₂ ／台	2.2 (13年)	2.06 (17年)	2.02 (18年)	1.98 (19年)	1.95 (20年)
	重油等からガス燃料への転換等の事例件数	件		—	—	—	1

② 生活環境の保全

【担当課】◎環境課、循環型社会推進課、下水道課

【目指す将来像】

大気や水、土壌などの生活環境が適正に保全され、すがすがしい空気、良質な水質等が維持されている。

【課題・対応】

大気環境や水環境などについては、おおむね良好な状態を保っていますが、健康被害が憂慮されている微小粒子状物質（PM2.5）や光化学オキシダントについては、大陸からの越境汚染の可能性が考えられており、県レベルでの解決は難しい状況にあります。

また、事故や災害などにおける大気や水質に関する危機事象の発生時には、迅速な対応が求められます。

さらに、大気汚染や水質汚濁などに関する公害苦情相談は、2001（平成13）年をピークに減少しているものの、快適な生活環境を維持するためには、迅速かつ適正な対応が求められます。

生活排水処理については、汚水処理人口普及率※1は8割を超ましたが、未普及地域においては、未処理の生活排水が直接水路等に流れ込んでおり、さらに整備を推進していくことが重要です。

また、今後は人口が減少し、老朽化施設が増大していく中、市町の実情に応じて下水道や浄化槽の維持管理などが適正に継続できるよう経営基盤を強化することが必要です。

【取組方針】

- 大気環境については、その状況を把握するとともに、工場・事業場など発生源対策に取り組み、また、光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM2.5）の高濃度時には、注意報発令等の迅速な情報提供を行います。
- 水環境（河川、湖沼、海域、地下水）及び土壌環境については、その状況を把握するとともに、工場・事業場の排水対策及び生活排水対策に取り組みます。
- また、土砂等の埋立て等に対する許可制や命令などによる規制及び事業者の監視・指導等により地下水及び土壌環境の保全並びに土砂等の流出防止に取り組みます。
- 地盤環境については、地盤沈下の状況を把握するとともに、地下水採取規制等による地盤沈下防止に取り組みます。
- 環境保全に関する危機事象や公害苦情相談については、適正に対応する体制の充実を図ります。
- 生活排水処理については、人口減少や厳しい財政事情等の社会情勢を踏まえ、集合処理区域※2から個別処理区域※3へ適切に見直すよう市町に働きかけるとともに、生活排水処理の最適化に向け対策を行う市町を支援します。
- さらに、各事業の特性や市町の実情を踏まえ、その地域に適した方法により、普及率や接続率の向上に取り組みます。下水道等の施設については、適切な維持管理が図られるように、各

市町でストックマネジメント計画を策定し、計画的な取組を促進します。

- 生活排水処理事業における各市町の良好な事業運営を継続するため、生活排水処理の広域化計画を市町とともに策定し、取組を推進します。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	公害苦情相談件数(人口10万人当たり)	人	42件 (17年)	40件台以下の維持を目指す。			
成果指標	大気環境基準(二酸化窒素、二酸化いおう)達成率	%	100 (17年)	100	100	100	100
	河川(BOD※4)水質環境基準達成率	%	100 (17年)	100	100	100	100
	ダイオキシン類環境基準達成率	%	100 (17年)	100	100	100	100
	年間最大地盤沈下量	mm	11.8 (17年)	10	10	10	10
	汚水処理人口普及率	%	82.8 (17年)	85.8	87.0	88.1	89.1

【用語説明】

※1 汚水処理人口普及率

下水道、農業集落排水施設等及びコミュニティプラントを利用できる人口に合併処理浄化槽を利用している人口を加えた値を、総人口で除して算定した値であり、生活排水処理施設の普及状況を表すもの。

※2 集合処理区域

主に市街地など比較的人口が密集している地域において生活排水を纏めて処理する区域。

※3 個別処理区域

主に家屋が散在する地域において、生活排水を各戸で処理する区域（浄化槽区域のこと。）

※4 BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物などの汚濁物質を、微生物が分解するときに必要とする酸素の量で表したもの。一般に、BODの値が大きいほどその水質は悪い。

③ 自然環境の保全・継承

【担当課】◎有明海再生・自然環境課

【目指す将来像】

自然環境保全への県民意識が高まり、地域の至るところで佐賀県の優れた自然環境に親しむ“人と自然のふれあいの場”※₁が形成され、自然環境が地域とともに未来へ引き継がれている。

【課題・対応】

県民意識調査では、環境保全に必要なものとして、優れた自然環境の保全を求める声が全体の36%を占めています。

人口減少、高齢化、IT化等社会情勢の変化に伴い、自然公園※₂及び九州自然歩道※₃等の利用者数は減少しています。自然環境の保全の県民意識を高めるためには、自然とふれあう場を形成することが必要です。

国の特別名勝に指定された「虹の松原」(総面積 216ha)は、国が防風林として管理しています。県は国と協定を締結し、虹の松原保護対策協議会（以下「協議会」）とともに白砂青松の再生に取り組み、今後は、持続可能な取組となるよう保全策を検討する必要があります。

また、外来種や盗掘等により希少野生動植物の生態系が脅かされています。地域と連携し、自然保護の普及啓発を図る必要があります。

【取組方針】

- 生態系の保全を図るため、希少野生動植物等の保護に取り組みます。
- 自然公園等の利用促進を図り、自然環境保全への意識の向上を目指します。
- 国の特別名勝に指定された「虹の松原」の保全に地域協働で取り組みます。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	人と自然のふれあいの場利用者数	千人	6,264	人と自然のふれあいの場の利用者の増加を目指す。			
成果指標	巡視員・監視員の自然保護活動	回	684	700	750	800	850
	人と自然のふれあいの場利用者数	千人	6,264	6,265	6,266	6,267	6,268
	地域協働による虹の松原の保全活動回数	回	285	290	295	300	305

【用語説明】

※1 人と自然のふれあいの場

自然公園・九州自然歩道及び佐賀県の条例に基づき、自然環境を保全することが特に必要な区域として指定された自然環境保全地域を言う。

※2 自然公園

優れた自然の風景地を保護するとともに、野外レクリエーションなど自然のふれあい増進を目的とするもの。

※3 九州自然歩道

九州を一周する長距離自然歩道で多くの人が四季を通じて手軽に楽しくかつ安全に国土の優れた風景地等を歩くことにより沿線の自然環境や自然景観、さらには歴史や文化に触れ、国土や風土を再認識し、併せて自然景観に対する意識を高めることを目的とするもの。

④ 有明海の再生

【担当課】 ◎有明海再生・自然環境課、水産課、下水道課、河川砂防課、関係各課（室）

【目指す将来像】

有明海の海域環境が保全・改善されるとともに、水産資源の回復等による漁業の振興が進むなど、関係者が一丸となった取組により、有明海が豊かな海※1として再生しつつある。

【課題・対応】

有明海は、広大な干潟と独特の生態系を有する豊かな海ですが、近年は、赤潮の多発、貧酸素水塊（海中に酸素が少ない状態）の発生など海域環境が悪化しています。

環境変化の原因究明について、国の調査においても定性的な解明にとどまっており、各要因の影響の度合いや範囲などを定量的に解明する必要があります。漁業者をはじめ地元が求めてきた開門調査の実施は非常に厳しい状況ですが、県としては、引き続き開門調査を含む環境変化の原因究明と効果的な改善策の提示などを国に求めるとともに、県自らも再生に向けた取組を進めています。

さらに、海域環境の悪化等により漁獲量は減少し、漁家経営は厳しい状況が続いていることから、今後とも、水産資源の回復に向けた取組を進める必要があります。

また、有明海の再生に向け環境負荷を軽減するには、行政や漁業者など関係者の取組だけではなく、流域で生活する住民や事業者などが一体となり、森、川、海にわたる環境保全活動の取組を一層推進する必要があります。

【取組方針】

- 有明海における環境変化の原因究明を国に求めるとともに、海域環境の改善※2や水産資源の回復に向けた種苗生産や放流、これらに関係する技術開発を国や漁業者との連携の下に進めます。
- 有明海再生の機運を高めるため、啓発活動の一層の充実を図ることにより県民の有明海に対する関心や理解を深め、環境保全活動等への積極的な参加や海域環境への負荷軽減に向けた取組を促進します。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	佐賀県有明海沿岸漁家の生産額	百万円	25,108 (17年)	現状の生産額の維持を目指す。			
成果指標	有明海の漁船漁業における主要な貝類・水産動物の漁獲量	トン	3,412	3,618	3,870	4,323	5,275
	有明海の再生につながる環境保全活動への参加者数	人	147,600	147,800	148,700	149,500	150,400



～有明海の海域環境の改善と二枚貝類の回復を目指します～

有明海の海域環境の改善と二枚貝類の回復を図るために、海水の濾過などの水質改善機能を持つカキ礁について、その環境改善効果を明らかにするとともに、カキ礁再生に向けた県民協働の取組を進めます。

また、カキのほかにも、有明海の主要な二枚貝であるサルボウについて、稚貝が付着する採苗器（河川区域等に繁茂している「メダケ（竹の一種）」）の安定供給体制を構築し、漁場への採苗器の設置数を増やすことによって、貝類資源の回復を進めます。



有明海のカキ礁



サルボウ

【用語説明】

※ 1 豊かな海

健全な海域環境から生み出される水産資源により、安定的な漁家経営が図られている状態

※ 2 海域環境の改善

赤潮や貧酸素水塊発生の減少、主要魚介類や二枚貝類等が安定的に生育可能となる環境への回復など

⑤ 多様な森林（もり）・緑づくり

【担当課】◎森林整備課、林業課

【目指す将来像】

県民協働による森林（もり）・緑づくりが進み、安全な飲み水や豊かな海を育む水が供給され、災害に強く地球温暖化防止にも役立つ多様な森林（もり）・緑^{※1}ができつつある。

【課題・対応】

近年、局地的豪雨が頻発する傾向にあり、県内でも山地災害が多発していることから、間伐等の森林整備を実施し、健全で災害に強い森林（もり）づくりが必要です。

また、木材価格の長期低迷、林業の担い手不足、森林所有者の高齢化等により森林管理が行き届いていない森林が見られることから、森林所有者、林業事業体^{※2}、CSO 等の森林ボランティア団体及び市町・県がそれぞれの役割に応じた県民協働による森林（もり）・緑づくりが必要です。

【取組方針】

- 森林所有者による間伐を促進するとともに、佐賀県森林環境税^{※3}及び森林環境譲与税^{※4}などを財源とした公的森林整備^{※5}を推進します。
- 県民と森林とのふれあいを一層進め、森林と川、海のつながりや森林・林業・山村への理解を深めるとともに、市町や関係団体、CSO との連携を強化して県民協働による森林（もり）づくりや平坦地の緑づくりを推進します。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	多様な森林（もり）・緑づくりに取り組む面積	ha	2,901 (15~18 年度の平 均値)	多様な森林（もり）・緑づくりに取り組む面積の増加を目指す。			
成果指標	間伐面積	ha	1,988 (15~18 年度の平 均値)	2,000	2,100	2,200	2,300
	森林ボランティア活動者数	人	10,862	10,900	11,000	11,100	11,200

【用語説明】

※1 多様な森林（もり）・緑

森林の持つ水源の涵養、土砂の流出防止、二酸化炭素の吸収、美しい景観を形成するなど

の多面的機能を発揮する、間伐などの手入れの行き届いた人工林、広葉樹林、針広混交林（針葉樹と広葉樹が混じり合った林）のこと。

※2 林業事業体

他者からの委託又は立木の購入により造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者などのこと。

※3 佐賀県森林環境税

2008（平成20）年から開始した佐賀県独自の県税のこと。さがの森林（もり）を県民みんなで支えていくことを目的として、個人は年額500円、法人は資本金の額に応じて、1,000円から40,000円を負担いただいているものであり、それを財源として、荒廃森林の再生を行っている。

※4 森林環境譲与税

「パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図ること」を目的として、2024（令和6）年から県民一人あたり年間1,000円を徴収する国税であり、全額、市町村及び都道府県に譲与される。

なお、譲与は2019（令和元）年から行われ、2023（令和5）年までの5年間は、暫定的に交付税及び譲与税特別会計における借入により対応される。

※5 公的森林整備

県や市町など公的機関が行う森林の整備のこと。

⑥ 廃棄物の減量化・リサイクルと適正処理の推進

【担当課】◎循環型社会推進課

【目指す将来像】

廃棄物の減量化・リサイクルと適正処理が進み、環境への負荷の少ない循環型社会が形成されている。

【課題・対応】

一般廃棄物については、これまでの3R※1の取組によって、ごみの総排出量は近年減少傾向にあり、1人1日当たりごみ排出量では全国に比べると低い水準を維持しているが、3Rの取組の中でもごみの発生・排出抑制を第一に位置づけ、県民、CSO、事業者、行政が連携・協働して「もったいない心」で3Rの推進に取り組んで行くことが必要です。

近年、相次いで大規模災害が発生しており、一般廃棄物である災害廃棄物が大量に発生する恐れがあります。そのため災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行う処理体制の確保が必要です。

産業廃棄物については、産業廃棄物税の導入やその税収を活用した事業の実施により、リサイクル率の上昇や最終処分量の削減など一定の効果はあったものの、引き続き、排出抑制、減量化及びリサイクルを推進し、最終処分量を削減していくことが必要です。

産業廃棄物の野外焼却や不法投棄の不適正処理は、依然として発生しており、引き続き、監視・指導体制の強化、排出事業者等への3Rの促進や発生抑制に対する支援、排出事業者責任の徹底、公共関与型廃棄物処理施設（クリーンパークさが）での高度処理の実施など適正処理をより推進することが必要です。

【取組方針】

- 県民、CSO、事業者、行政の各主体の連携により、更に3R（発生抑制、再使用、再生利用）を推進します。
- 循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）ができない廃棄物については、処理体制を確保し、適正処理を推進します。
- 循環型社会形成のための基盤整備を推進します。
- 産業廃棄物の適正処理を推進するため、公共関与型廃棄物処理施設（クリーンパークさが）の円滑な運営について支援します。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	一般廃棄物の最終処分量	t	10,033 (16年)	最終処分量の削減を目指す。			
	産業廃棄物の最終処分量	t	67,560 (16年)	最終処分量の削減を目指す。			
成果指標	一般廃棄物排出量	千t	269 (16年)	256.4	252	※	
	産業廃棄物排出量	千t	3,119 (16年)	3,041	3,029	※	
	廃棄物不法投棄発生件数（10t以上）	件	1	0	0	0	0
	一般廃棄物リサイクル率	%	20.7 (16年)	21.3	21.9	※	
	産業廃棄物リサイクル率	%	50.1 (16年)	52.6	53.0	※	

※ 次期佐賀県廃棄物処理計画（2020（令和2）年策定予定）で設定する目標値を踏まえ設定

【用語説明】

※1 3 R

3 R は、Reduce（廃棄物の発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用）の3つの英語の頭文字を表したもの。

① 県民一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の実現

【担当課】◎人権・同和対策課、人権・同和教育室

【目指す将来像】

性別、国籍、世代など様々な違いを越えて、すべての人の人権が尊重され共に支えあい、共に生きることができる「共生社会」の実現に近づいている。

【課題・対応】

近年の社会経済情勢の変化は、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、外国人、障害者などに関する様々な人権問題を複雑、かつ、多様にしています。特にいじめや匿名性を悪用したインターネットによる差別表現、誹謗中傷などが新たな社会問題になってきています。

また、犯罪被害者とその家族、ホームレス、性的指向・性自認、北朝鮮当局による拉致問題等の人権課題、個人情報の保護などへの対応も求められています。

このような中、2016（平成28）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」※1、「部落差別の解消の推進に関する法律」の三つの法律が施行され、一層の人権教育・啓発の推進、相談体制の充実が求められています。

これら、人権問題の解決に当たっては、県民一人ひとりが自らの問題として取り組む姿勢がこれまで以上に重要になっています。

【取組方針】

- 子どもから大人まで、あらゆる年齢層に対し、様々な場を通じて人権教育・啓発を積極的に行い、県民の人権意識の高揚に取り組みます。また、とりわけ日頃から人権擁護に深い関わりを持つ県職員については、常に人権尊重の視点に立った行政が確保されるよう、職員一人ひとりがあらゆる人権問題を自らの問題として正しく理解し、認識を深める取組を推進します。
- 様々な人権問題に迅速かつ適切に対応するため、県民の利用しやすい相談・支援体制の整備を推進するとともに、人権侵害事案が生じた際には速やかな救済が図られるよう関係機関との連携に努めます。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	人権侵犯事件の受理・処理件数	件	135 件	人権問題が多様化する中においても、減少を目指す。			
成果指標	人権・差別問題に「関心がない」「あまり関心がない」の割合	%	31.5% (13年)	-	-	25%	-

【用語説明】

※1 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）の解消に向けた取組を推進するために国及び地方公共団体の責務や講ずるべき施策について定めた法律。

② 男女共同参画社会づくり

【担当課】◎男女参画・女性の活躍推進課、産業人材課、こども家庭課、関係各課

【目指す将来像】

女性の社会参画が進み、家庭、職場、地域などのあらゆる分野において、男女間のあらゆる暴力を許さないことはもとより、男女がともに個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成が進んでいる。

【課題・対応】

男女が互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合うという「男女共同参画」の認識が十分広がっておらず、男女の固定的性別役割分担意識が依然根強くあることから、継続した啓発が必要です。そのためにも、政策決定過程をはじめ、あらゆる分野への女性の参画促進の重要性・必要性についての理解促進と意識・行動改革を図る必要があります。

また、その一方で、女性に対する育児・家事といった役割の偏りや男性の長時間労働による育児・家事への参画の難しさがあることから、仕事と家庭・地域のバランスの取れたライフスタイルが実現できるように支援していく必要があります。

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪等の暴力を根絶するためには、人権尊重意識や男女共同参画の意識を高める啓発が必要です。

また、被害者が安全に相談や支援を受けることができ、自立した生活を送ることができるよう、関係機関が緊密に連携した支援体制を充実していく必要があります。

【取組方針】

- 男女共同参画の視点に立った意識づくりを進めます。
- 女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革を進めます。
- 男女間のあらゆる暴力を許さない社会づくりと DV 被害の支援体制づくりを進めます。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	性別によって役割を固定する考え方に対する同意しない人の割合	%	64.8	考え方に対する同意しない人の割合の増加を目指す。			
成果指標	性別によって役割を固定する考え方に対する同意しない人の割合	%	64.8	—	—	—	70以上
	民間企業の管理職（課長相当職以上）に占める女性の割合	%	11	13	15	15以上	15以上
	中学校における予防教育実施によりDVについて理解できた生徒の割合	%	91	90以上	90以上	90以上	90以上

③ さがすたいいるの推進

【担当課】県民協働課

【目指す将来像】

県民一人ひとりが、年齢、性別、障害のあるなし、言葉や文化などの違いにかかわりなく、みんなの多様性を価値として尊重しており、誰でも、どこでも、困らない、人にやさしいまちが形成されている。

【課題・対応】

今後、人口減少と少子高齢化が一層進むことが見込まれますが、高齢者や障害者の社会参加、男女共同参画が進んできており、県内の外国人も増加するなど、多様性は増してきています。

多様な人々が安心して暮らしていくことができる、人にやさしいまちであるためには、地域社会・県民一人ひとりがみんなの多様性を受け入れ、個々人が自力でできること・できないことを知り、共有していくことが必要です。

県内においても、年齢、性別、障害のあるなし、言葉や文化などの違う多様な人々が暮らしていますが、多くの人にとって、自分と違う点が多いほどコミュニケーションを取る機会が少なく、特に子どもたちは学校などの同質性が高い環境で生活する時間が長い傾向にあります。

県民一人ひとりが多様性を当たり前のこととして受け入れ、互いに理解を深めていくために、自分と違う点を持つ多様な人々の接点を増やすことが必要です。

【取組方針】

- お年寄りや障害のある方、子育て・妊娠中の方など、誰もが安心して外出できる、人にやさしいまちのスタイルを「さがすたいいる」として広げる取組を行い、日常生活の場において困りごとを抱えがちな当事者と県民の接点を増やします。
- 県内の子どもたちが、年齢、性別、障害のあるなし、言葉や文化などの違いによって、身の回りでも困りごとを抱えている人がいることに気づきを促し、多様性を当たり前のものとした、人にやさしいまちづくりの必要性を学ぶ機会をつくります。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	お年寄りや障害のある方などを含んだすべての人が暮らしやすいと感じている人の割合	%	26.8	暮らしやすいと感じている人の割合が暮らしにくいと感じている人の割合を上回ることを目指す。 (18年) 暮らしやすいと感じている人の割合：26.8% 暮らしにくいと感じている人の割合：30.2%			
成果指標	さがすたいる倶楽部の新規会員数(県の「人にやさしいまちづくり」の協力店舗数)	件	約 200 (累計： 約 720)	120 (840)	120 (960)	120 (1,080)	120 (1,200)
	県内小中高等学校における出前講座の実施件数	件	25	26	27	28	30

① 佐賀の産業を支える人材の確保と労働環境の整備

【担当課】◎産業人材課、企業立地課、産業企画課、ものづくり産業課、関係各課

【目指す将来像】

県内企業の労働環境整備が進み、若者、女性、高齢者及び外国人など多様な人材が自身の仕事にやりがいを感じながら働いている。多様な人材が確保されることにより、生産性の向上が図られ、企業が成長することで企業の魅力が増し、県内で生まれ育った若者などがこれまで以上に県内で活躍し産業の発展を支えている。

【課題・対応】

産業振興による地域経済の活性化を図るために、中小企業の振興や企業誘致を積極的に進めるとともに、その担い手となる人材の確保・育成が必要です。

近年、少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少に加え、佐賀県では男女ともに15～24歳が就職や進学等を機に県外へ転出し大幅な転出超過が続いていることから、あらゆる産業で人手不足感が広がり、企業経営への影響が大いに懸念されています。

佐賀県の産業を支える人材を確保するためには、就業者の健康維持や仕事と生活の調和「ワーク・ライフ・バランス※1」が実現できる労働環境整備を進めるとともに、若者の県内就職やUJIターン等による人材確保対策を一層積極的に推進し、加えて現在労働に参加していない就業を希望する女性や高齢者等の労働参加を促すことも必要です。

また、団塊の世代が大量退職する中、県内のものづくり企業において技能・技術の伝承が課題であるため、企業における人材育成や技能継承への支援が必要です。

【取組方針】

- 使用者・労働者・行政が一体となって「働き方改革」を実現するため、県内企業への労働時間短縮や年次有給休暇取得促進などに取り組み「ワーク・ライフ・バランス」の推進を図ります。
- 県内企業の採用力向上を支援し、関係機関一体となって高校生や大学生などの県内就職を促進します。
- 就業を希望する女性、高齢者、県内企業等に対し就業支援を行います。
- 県内企業における技能・技術の伝承や人材育成を支援します。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	採用計画を達成した企業の割合	%	36.4	採用計画を達成した企業の割合の増加を目指す。			
成果指標	年次有給休暇の取得率	%	44.9	57.5	70.0	70.0	70.0
	県内高校生の県内就職率	%	57.0 (※)	58.0	59.0	60.0	60.0
	人材確保を課題とするものづくり企業の割合	%	79.0	75.0	70.0	65.0	60.0

※ 3月31日現在の内定者率（「高等学校卒業者の就職状況に関する調査（文部科学省）」）の数値。今後、5月1日現在の就職率（「学校基本調査（文部科学省）」）が公表され次第、当該数値に更新予定。

【用語解説】**※1 ワーク・ライフ・バランス**

男女がともに、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の啓発など、様々な活動について、自らの希望に沿った形で、バランスを取りながら展開できる状態のこと。

① 稼げる農業の確立

【担当課】◎農政企画課、関係各課

【目指す将来像】

農業の担い手が夢と希望を持って働き、稼げる農業を実践している。

【課題・対応】

佐賀県では、恵まれた自然条件や、高い技術を有する生産者の努力によって、「さがびより」や「いちごさん」、「佐賀牛」など、佐賀ならではの優れた農産物が数多く生産されています。

しかしながら、担い手の高齢化や減少、産地の縮小が進むとともに、生産資材価格の高止まり等により農業所得は伸び悩んでいます。

このため、新規品目・新品種の導入やAI・IoTの活用等による生産性の向上、担い手への農地の集積・集約、雇用等による経営の規模拡大・多角化等に取り組み、農業所得の向上を図ることで、新規就農者や担い手の確保につなげていく稼げる農業の好循環を作っていく必要があります。

【取組方針】

- 消費者が求める高品質な園芸農産物を安定して出荷することを基本に、所得の向上が期待される露地野菜や施設園芸の生産拡大、統合環境制御技術※1の導入による単位面積当たりの生産量の向上、機械化や施設整備による省力化・生産コスト低減などの取組を推進します。
- 国内外から高い評価を受けるブランド牛「佐賀牛」の生産基盤の強化と畜産農家の所得向上のため、繁殖農家の規模拡大や繁殖肥育一貫経営※2の取組、ブリーディングステーション※3の整備などによる肥育素牛の県内自給率の向上、EU、米国等への輸出に対応した食肉センターの整備による販路拡大を推進します。
- 人口減少や食生活の変化に伴い主食用米の需要が減少傾向にある中、主食用米と需要のある大豆、麦、飼料用米等を適切に組み合わせた水田フル活用を基本として、これまで以上にマーケットを意識しながら、地域の特色を活かした消費者・実需者から選ばれる米・麦・大豆生産を推進します。
- 生産現場が直面する課題を解決する新品種・新技術の開発・普及に取り組むとともに、スマート農業などの将来を見据えた中長期的な視点による研究開発も推進します。
- 農薬等の使用履歴の記帳をはじめとする農作業の安全・衛生管理等を行う農業生産工程管理(GAP)の取組拡大や、有機農業等の環境保全型農業の推進、米や牛肉のトレーサビリティ・システム※4の実施等により、消費者や取引先のニーズに即した安全・安心な農産物の供給を推進します。
- 人口減少に伴う労働力不足に対応するため、外国人材の活用や農福連携などを含めた労働力の確保と調整の仕組みづくりを行うとともに、AI・IoT等を活用した作業の省力化や無人化の実証試験と現地への導入を推進します。
- 意欲ある担い手の安定した農業経営を実現するために、担い手の多様なニーズに合った農業生産基盤の整備を推進します。

- 市町・農業団体等はもとより、地域の生産部会や先進農家等と一体的に、意欲ある新規就農者の確保を推進します。
- 農業法人や雇用型経営体※₅など、経営力のある担い手の育成と女性農業者の経営参画を推進します。
- 農地中間管理機構事業※₆の活用等により担い手への農地の集積・集約の促進や耕作放棄地※₇の発生防止と再生利用に努めます。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	農業産出額	億円	1,311 (17年)	農業産出額の増加を目指す。			
成果指標	露地野菜の作付面積	ha	3,280	3,290	3,380	3,580	3,780
	肥育素牛の県内自給率	%	28.6	29.8	30.1	30.4	30.7
	水田の耕地利用率	%	143.3	140 以上	140 以上	140 以上	140 以上
	GAPに取り組む産地の割合	%	22	50	70	70 以上	70 以上
	農地・農業水利施設の効率化等に取り組む地区数（累計）	地区	6	7	8	10	15
	新規就農者数	人	161	180	180	180	180
	新たに設立される集落営農法人数（累計）	法人	84	86	89	94	100
	優良園地の継承や担い手間の利用権の交換など、地域ぐるみで農地の集積・集約化に取り組む地区数（累計）	地区	6	7	8	10	12



～園芸農業の產出額 888 億円を目指します～

野菜、果樹、花き、茶などの園芸農業の產出額を 2028（令和 10）年までに 888 億円に拡大することを目標に、2019（令和元）年度から県や市町、JA、生産者などの皆さんと一丸となって「さが園芸生産 888 億円推進運動（略称：さが園芸 888（はちはちはち）運動）」を展開します。

この運動では、JA の生産部会や生産者グループごとに、収量増加や面積拡大などの目標や新規就農者の確保対策などを盛り込んだ「園芸産地 888（はちはちはち）計画」を策定していただき、関係機関が連携して、その実現に向けて、栽培技術や経営改善の指導を行います。

さらに、計画を進めていく上で必要となる園芸ハウスの整備や省力化機械の導入への支援、収量・品質の向上のための革新的な取組や新しい産地づくりの取組等に支援することとしています。



統合環境制御システムを導入したきゅうり
ハウス



みかんの根域制限栽培※8

【用語説明】

※1 統合環境制御技術

植物の光合成などに最適なハウス内環境にするため、ハウス内の温度や日射量、炭酸ガス濃度などを測定しながら、暖房機や、換気扇、遮光装置などを統合的に活用してハウス内環境を自動制御するシステムのこと。

※2 繁殖肥育一貫経営

子牛価格変動の影響を緩和し経営の安定化を図るため、繁殖（肥育素牛の生産）と肥育（肥育素牛を仕入れて肉牛として出荷するまでの育成）を 1 つの経営体で一貫して行う経営のこと。

※3 ブリーディングステーション

繁殖雌牛の種付けから分娩までの各過程を農家に代わって実施することにより、受胎率の向上や農家の労働力軽減を図るための繁殖支援施設のこと。

※4 トレーサビリティ・システム

生産、処理・加工、流通・販売等の各段階における食品（農産物）に関する情報（例えば、農薬散布履歴や添加物の使用状況など）を追求し、遡及できるシステムのこと。

※5 雇用型経営体

雇用を入れて農業経営を行う経営体のこと。

※6 農地中間管理機構事業

地域内の農地を整理して担い手ごとに集約化する必要がある場合や耕作放棄地を農地中間管理機構が借り受け、必要な場合には基盤整備等の条件整備を行うなど、担い手がまとまりある形で農地を利用できるように貸し付ける事業のこと。

※7 耕作放棄地

現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地のこと。

※8 根域制限栽培

不織布や防根シートで一定程度隔離された培地に樹を植栽することで、養水分吸収を適正範囲に制御しながら品質を向上させる栽培方法のこと。

② 活力ある農村の実現

【担当課】◎農政企画課、関係各課

【目指す将来像】

それぞれの地域が人・農地などの資源を活かし、活力ある農村になっている。

【課題・対応】

高齢化等による担い手不足や地域活動※1の減少により農村地域の活力低下が危惧される中、集落等においては課題の抽出及びその解決策を検討するための話し合いが十分に行われていない状況にあります。

今後、地域の活性化を図っていくためには、それぞれの集落等が主体となり、行政や関係機関・団体と連携しながら十分な話し合いを行った上で、農地の維持・集積や有害鳥獣被害対策、生活環境基盤や農業用施設の維持・補修など、課題解決に向けた取組を行っていく必要があります。

さらに、農村の維持・発展のためには農業所得の確保が必要になることから、地域の特性を活かした農産加工品の開発や農家民宿などの農村ビジネス※2の創出などにより農村での交流人口※3を拡大していく必要があります。

【取組方針】

- 中山間地域の農業・農村の維持・発展に向けて、関係機関との連携による地域での話し合いに基づく課題解決や、補助事業の活用などによる目標達成に向けた取組を推進します。
- 地域ぐるみでの有害鳥獣被害対策（「棲み分け」、「侵入防止」、「捕獲」の3つの対策）を着実に推進するとともに、捕獲対策の担い手の確保・育成に向けた取組を推進します。
- 農村地域の共同活動による農地や農業用施設の維持保全を着実に推進するとともに、集落内の生活環境基盤の整備や、農業水利施設管理の省力化に取り組んでいきます。
- 地域にある農産物や景観等の資源を活かした農村ビジネスを創出します。また、クリエイター※4の視点を加えることで、県内外で広く知られるような成功事例を作り、県内の実践者に波及させていきます。さらには、佐賀の農業や農村の魅力について情報発信やPRを行います。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は		目標	
				19年	20年	21年	22年
施策指標	中山間地域の活性化に向けた取組を行っている地域※5数	地区	5	中山間地域等の活性化に向けた取組を進める地域の増加を目指す。			
成果指標	チャレンジ集落・産地※6数 (累計)	地区	16	20	25	30	40
	有害鳥獣による農作物被害額	億円	1.4	1.35	1.3	1.25	1.2
	多面的機能支払制度※7の取組の継続割合	%	67	67	67	67	67
	農村ビジネスの新たな取組件数 (累計)	件	0	25	50	75	100



～「山」は源流。中山間地域の特性を生かした「山での営み」を応援します～

「山」は、そこに暮らす人々だけでなく、平野部の暮らしを支え、豊かな海を育むなど、すべての人々に恵みをもたらす“源流”です。県では、中山間地域に暮らす人々が安心して永く住み続けられるよう、「山を守る」「山で営む」「山の魅力を伝える」の三つの視点で、森・川・海の豊かな自然のつながりを守り、未来につなぐ取組を進めています。

中山間地域における農地の維持や農業所得の向上に向けて、県や市町、JA等が連携しながら「それぞれの中山間チャレンジプロジェクト※8」に取り組み、中山間地域の集落や産地での話し合いやビジョンづくりを進め、その目標の実現に向けて支援していきます。

また、「山」を守りながら、将来に引き継いでいくため、それぞれの地域の特性を生かした農林業の取組を後押しします。

農業では、中山間地域において露地野菜の新規品目の導入などによる園芸農業の生産拡大や、特色ある地域資源を活用した農村ビジネスの推進などに取り組みます。

林業では、コスト低減につながる高性能機械※9の導入促進や下草刈り作業に対する支援などを行い、生産の効率化や施業の省力化に取り組みます。



集落のビジョンづくり



新規品目の高菜の植え付け

【用語説明】

※1 地域活動

集落における草刈りや溝掃除などの共同作業や地域行事、伝統芸能などの各種活動のこと。

※2 農村ビジネス

農産加工品の開発・製造や農産物直売所、農業体験・観光農園、農家レストラン、農家民宿などの農山漁村にある資源・魅力を活かしたビジネスで、生産者の所得向上と地域の活性化を目指す取組のこと。

※3 交流人口

買い物・観光・レジャーなどの目的でその地域を訪れる（交流する）人のこと。

※4 クリエイター

自由な発想や人と異なる着眼点からアイデアを生み出し、問題解決を図る専門家のこと。

※5 中山間地域の活性化に向けた取組を行っている地域

中山間地域において、話し合いを基にビジョンや目標を定め、その達成に向けて関係機関と連携しながら取組を進めている地域のこと。

※6 チャレンジ集落・産地

「それぞれの中山間チャレンジプロジェクト」において、市町が選定し、中山間地域農業の活性化に取り組むモデル地区のこと。主に農業・農地の維持に取り組む地区を「チャレンジ集落」、主に農業所得の向上に取り組む地区を「チャレンジ産地」としている。

※7 多面的機能支払制度

農業・農村が有する県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成といった多面的機能を維持・発揮するために行われる地域の共同活動に対する支援のこと。

※8 それぞれの中山間チャレンジプロジェクト

中山間地域のそれぞれの集落や産地における話し合いや、課題の抽出、ビジョンづくり、さらには目標の実現に向けた取組を関係機関、団体が一体となって支援することで、中山間地域の「農業・農地の維持」や「農業所得の向上」につなげていくプロジェクトのこと。

※9 コスト低減につながる高性能機械

チェーンソーに代わり立木の伐倒等を行うハーベスター、伐倒後の木材の集材を行うフォワーダなどの機械のこと。

① 魅力ある林業と活力ある木材産業の展開

【担当課】◎林業課、森林整備課、農山漁村課

【目指す将来像】

持続的な林業経営を実践する林業経営者等によって木材生産活動が活性化し、森林所有者や林業従事者の所得が向上し林業の魅力が高まるとともに、県産木材の利用拡大が進み木材産業が活性化している。

【課題・対応】

県内の林業事業体の多くは、経営が安定せず計画的な事業実施や事業拡大が困難なことから、林業生産活動を活性化し森林資源の循環的利用を進めていくためには、林業事業体を持続的な林業経営ができる「意欲と能力のある林業経営者※1」となるよう育成することが必要です。

県内の製材業者は経営規模が小さく、クリーク護岸整備等の公共工事や公共施設整備等の大型需要に柔軟に対応できない事業体が多いため、必要な施設整備や関係者と連携した供給体制を構築し、大型需要にも対応できる加工・流通システムづくりを進めることができます。

木造住宅の新築やリノベーション等においては、木材使用量に占める県産木材の使用率は低いことから、県産木材の更なる利用拡大を進めるためには、木の良さだけでなく、施主となる若い世代が好む魅力的なデザインと併せた県産木材を使用した木質空間の普及 PR を展開することが必要です。

【取組方針】

- 県内林業事業体の事業拡大や経営基盤強化の支援などにより、森林の経営管理を担う「意欲と能力のある林業経営者」の育成と確保を推進します。
- 公共建築物等の需要に対応した製品の生産供給体制を構築し、県産木材の安定供給と利用拡大を推進します。
- 魅力的なデザインの木造住宅や店舗等の内装空間を創出し、木の良さを広く県民に広め、県産木材の利用拡大を推進します。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	県産木材(丸太)の県内流通量	m ³	117,000	県内流通量の増加を目指す。			
成果指標	意欲と能力のある林業経営者数(累計)	事業体数	0	2	4	6	8
	公共建築物の木造・木質化率	%	60	65	70	75	80
	クリークの護岸整備による間伐材等の利用量(累計)	千m ³	70.8	77.2	83.6	90.0	96.3
	県産木材によるリノベーション物件数(累計)	物件数	5	7	10	13	16

【用語説明】

※1 意欲と能力のある林業経営者

森林管理を効率的かつ安定的に行う能力と経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有することを県から認定された林業事業主のこと。

① 玄海・有明海における活力ある水産業の展開

【担当課】◎水産課、生産者支援課、流通・貿易課、農山漁村課

【目指す将来像】

玄海では、漁船漁業や養殖業の生産が安定するとともに、ブランド化や経営の多角化※₁に取り組むことなどにより、漁家の経営が安定している。

また、有明海では、貝類などの水産資源が回復するとともに、ノリ養殖業については、引き続き“生産額日本一”的地位を確保している。

【課題・対応】

玄海では、水産資源の減少や消費者の魚離れによる魚価の低迷などによって漁家経営が悪化しており、漁業者数が減少し高齢化が進んでいます。このため、漁場環境の整備を進めて資源の回復を図るとともに、玄海漁協魚市場の販売力の強化や漁業経営の多角化を推進し、また、新規漁業就業者を確保することが必要です。

有明海では、漁場環境の悪化等によって、貝類の大量死やノリの色落ち※₂等が発生し、主要な貝類・水産動物の漁獲量の著しい減少やノリ生産の不安定化が続いている。このため、新たな増殖技術の開発や漁場環境の整備を進めて、漁業者が実感できる資源の回復を図るとともに、養殖漁場の環境モニタリング※₃を密に行い、調査結果に基づく指導を徹底し、生産の安定を図ることが必要です。

【取組方針】

- 玄海において、藻場造成※₄などによる水産資源の回復や養殖業の生産安定化、漁港施設の整備などに取り組みます。
- 玄海地区において、経営多角化への支援等により漁家経営の安定を図るとともに、意欲ある新規就業者を着実に確保します。
- 有明海において、種苗放流などによる主要な貝類・水産動物の資源回復、漁港施設の整備などに取り組みます。
- 有明海におけるノリ養殖の生産安定を図ります。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	県内の漁業生産量	トン	75,000	玄海と有明海の両海域の生産量の増加を目指す。			
成果指標	佐賀玄海漁協魚市場の水揚量	トン	1,727	1,680	1,695	1,711	1,727
	玄海地区における新規漁業就業者数	名/年	7	10	10	10	10
	有明海の漁船漁業における主要な貝類・水産動物の漁獲量	トン	3,412	3,618	3,870	4,323	5,275
	養殖ノリ生産金額の国内順位	位	1	1	1	1	1

【用語説明】

※1 経営の多角化

漁業者が生産や漁獲以外の販売や加工なども行うことで経営の柱を1本だけでなく複数持つことにより、収益の向上や経営の安定化を目指す経営形態のこと。

※2 色落ち

植物プランクトンの増殖に伴い海水中の栄養分が不足して、養殖ノリが退色し品質が著しく低下する現象のこと。

※3 環境モニタリング

水温、塩分、赤潮プランクトンの細胞密度などの水質環境を定期的に調査すること。

※4 藻場造成

投石や、海藻の着生と餌生物の培養機能を併せ持った増殖礁を海底に設置すること等により、魚介類の産卵・生育の場となる海藻の群落「藻場」を増やすこと。

① 企業誘致の推進

【担当課】◎企業立地課、コスメティック構想推進室

【目指す将来像】

自動車関連産業やコスメティック関連産業などの佐賀県に強みや素地がある分野や、各種産業の成長に必要不可欠となっているIT関連分野など、佐賀県の成長を牽引するような多様な企業が県内各地に立地し、県内で働く若者などが増えている。

【課題・対応】

佐賀県の強みである「人財」「自然災害の少なさ」「交通アクセス」等を前面に打ち出した誘致活動を展開することにより、企業の立地が堅調に進んでいますが、高校生や大学生等の若者を中心とした雇用の受け皿が十分でないことから、若者の多くが県外に流出しています。

人口減少が進行する中、地域の活力を向上させるためには、佐賀県産業の成長を牽引し、若者を中心とした県外流出防止・県内定着を促す企業誘致を更に推進していく必要があります。

このためには、自動車関連産業やコスメティック関連産業、IT関連産業をはじめとする佐賀県に強みや素地がある分野、今後の成長が見込める分野、県内各産業の成長への寄与が期待できる分野をターゲットに、正社員雇用の割合が比較的高い企業を重点的に誘致することが重要です。

コスメティック関連産業については、佐賀県独自の取組としてコスメティック構想^{※1}を推進しており、ジャパン・コスメティックセンター（JCC）^{※2}の会員企業の拡大、地産素材の活用等の成果が着実に生まれ、同構想への賛同・参画を佐賀県への立地の理由に挙げる企業も見受けられるようになっていますが、同構想が目指すコスメティック関連産業の集積までには至っていません。国際取引や地産素材の活用等をさらに活発化させるとともに、コスメに特化した起業支援を行うことにより、国内で最もコスメビジネスをしやすい環境を作り、企業が県内に立地することで得られるメリットを高めることで、コスメティック関連産業の集積を図る必要があります。

また、近年、あらゆる産業分野において、ビジネスの成長・発展にはAIやIoT等の先進技術をはじめとしたIT（情報通信技術）の利活用が不可欠となっています。このような中、佐賀県では、県内のIT関連産業の成長を積極的に支援するとともに、佐賀県産業スマート化センターを核とした様々な業種業態の県内企業へのAIやIoT等の導入支援に取り組んでおり、こうした取組を佐賀県の新たな強みの一つとしてIT関連企業等の誘致に努め、県内企業の生産性向上や、県外流出が顕著な若者や女性にとっての魅力的な就業機会の創出につなげていく必要があります。

一方、近年企業の立地が堅調に進み、企業が立地するために必要となる産業用地が大幅に不足していることから、県内各地への企業立地を推進するため、県と市町で連携しながら産業用地の確保を推進する必要があります。

【取組方針】

○ 佐賀県に強みや素地がある分野や今後の成長が見込める分野の製造業をはじめ、若者の就業機会の創出や各種産業の成長に必要不可欠となっているIT関連産業を中心とする事務系企業など、県内高校生や大学生等（県外進学者を含む）の地元就職やUJIターンを誘引するような、

多様で魅力ある企業の誘致を推進します。

- 国際取引や地産素材の活用等をさらに活発化させるとともに、コスメに特化した起業支援を行うことにより、国内で最もコスメビジネスをしやすい環境を作り、企業が県内に立地することで得られるメリットを高めることで、コスメティック関連産業の集積を図ります。
- 企業立地に必要な用地を確保するため、大規模な産業用地については県で、中規模な産業用地については市町を支援しながら整備を推進します。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	立地企業※3の正社員雇用者数	人	440 (15~18 年度の平 均値)	正社員雇用者数の増加を目指す。			
成果指標	立地企業の正社員雇用者数	人	440 (15~18 年度の平 均値)	480	480	480	480
	企業立地件数	件	25 (15~18 年度の平 均値)	15	15	15	15

【用語説明】

※1 コスメティック構想

フランスのコスメティックバレー（世界最大級の化粧品関連産業集積地）と唐津市との協力連携協定（2013（平成25）年4月）を契機に、唐津市・玄海町を中心とした北部九州に美と健康に関するコスメティック産業を集積し、コスメティックに関連する天然由来原料の供給地となることを目標としている。中長期的にはアジアのコスメティック産業の拠点となることを目指している。

※2 ジャパン・コスメティックセンター（JCC）

コスメティック構想を推進する産学官の連携組織。2013（平成25）年11月設立。事務局は唐津市にある。会員企業数は設立5年目で200社を超えた。

※3 立地企業

県及び市町との立地協定又は県立会のうえ市町と立地協定を締結した企業

② テクノロジーと起業・創業を通じたイノベーションの推進

【担当課】◎産業企画課、経営支援課

【目指す将来像】

県内企業が新製品や新技術の開発、ITを核とした企業間連携、AIやIoTなどの先進技術の利活用を通じて時代を先取りした活発なイノベーションに取り組んでいるとともに、老若男女様々な層が、起業や創業を通じて市場環境などの変化に応じた新たなビジネス創出に挑戦している。

【課題・対応】

県内産業の持続的な成長と発展には、地域の企業が市場環境などの変化に応じたイノベーションに積極的に挑戦することが不可欠であり、そのためには新製品や新技術の開発、ITを核とした企業間連携、AIやIoTなどの先進技術の利活用、さらには起業や創業といった取組を支援し、促していく必要があります。

このうち、業種や業態を問わず多くの企業が新事業展開や販路開拓等に取り組んでいますが、それらを確実な成果へつなげ、全国や世界で評価される企業等へと育てていくためには、例えば知名度や市場規模、協力会社や支援者の発掘など、地方に所在するがための不利な条件を克服し得るよう、支援していく必要があります。

また、昨今の目まぐるしい環境変化の中、「オープンイノベーション」という言葉に代表されるように、新たな技術やビジネスが業種や業態を超えた企業相互の連携を通じて生じています。県内でも、ここ数年の行政施策と民間の自主的な取組が相まってIT・クリエイティブ^{※1}関係の企業や人材などが顕在化し、かつ多様化してきましたが、これらを付加価値の高いビジネスの創出へつなげていくには、企業間の「垣根」を超えた連携や競争を促していく必要があります。

さらに、AIやIoTをはじめとした先進技術の利活用が、産業構造や経済社会を根本的に再編しつつある中、県内でもこれらに挑戦するIT企業等が台頭してきました。とはいっても、県内産業の振興と発展のためには、業種や業態を問わずあらゆる企業がその利活用に取り組み、生産性の向上や新たなビジネスの創出につなげていく必要があります。佐賀県産業スマート化センターを核に、それらを支援する場や促進する仕組みを講じていく必要があります。

一方、起業や創業については、県内でも官民の施設やコミュニティなど環境整備が進んできましたが、人口や経済規模といった母数の小ささ故に、起業や創業を志す方々も、それらを支援する方々も、都市部と比べて数が限られています。数が限られるからこそ、将来性のある起業家やビジネスアイディアを重点的に支援するとともに、士業・コンサルや金融機関といった支援者側でも相互の連携を深め、有望な案件を確実に成長させていく取組が求められます。

【取組方針】

- 事業環境の変化に対応し、新事業展開等に取り組む中小企業に対し、事業計画の磨き上げや販路開拓の重点支援などを行います。
- IT・クリエイティブ関係の人材・企業について、相互の連携と競争の下、ビジネスの高度化や他地域への応用を進め、関連産業の飛躍と経済社会の変化に応じた付加価値の高いビジネス

の創出を図ります。

- 県内における AI や IoT といった先進技術の導入支援や県内 IT 産業の成長支援を行うことで企業の生産性向上や新たなビジネスの創出を図ります。
- 地元民間の施設や組織等と連携しつつ、県全体があたかも一つのインキュベートスペース「さがラボ」として機能するよう、機会の創出と場や人材の育成・支援に取り組んでいきます。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	九州や全国など、県外における県内企業のアワード受賞件数	件	2	受賞件数の増加を目指す			
成果指標	経営革新計画の承認件数及び経営力向上計画の認定件数	件	162	180	180	180	180
	新たなビジネスに対する IT・クリエイティブ関係の人材・企業による資金調達成功件数(累計)	件	15	34	50	70	100
	新たな AI・IoT といった先進技術導入の取組件数	件	23	25	40	50	70
	県や支援機関が支援した創業件数	件	100	120	150	150	150



～AI や IoT などテクノロジーを利活用し、新たな時代を
切り開きます～

昨今、AI や IoT をはじめとしたテクノロジーが、人々の仕事や働き方、さらには日常生活に至るまで浸透し、経済社会を様変わりさせようとしています。このような中、県内でも AI や IoT などを用いたビジネスにチャレンジする企業が台頭し、IT 産業の労働生産性は 2012 (平成 24) 年から 2016 (平成 28) 年にかけて約 3 割上昇、47 都道府県で 30 位台から 10 位台へと躍進しました。

県では、この時代の節目と佐賀県 IT 産業の躍進を「好機」と捉え、テクノロジーを利活用して企業や産業の支援・振興に取り組みます。2018 (平成 30) 年 10 月にオープンした「佐賀県産業スマート化センター」を「テクノロジーとオープンイノベーションのハブ」として、県内企業と国内・外の企業とのマッチングなどを支援するとともに、2019 (平成 31) 年 3 月に制作した「サガ☆ミライの仕事と働き方ジッカムービー」を活用し、県民の皆様が AI や IoT などをより身近に感じてその利活用に取り組んでいただけるよう、機運の醸成を図ります。

さらに今後は、これらの取組から生み出された佐賀発の新たな技術やサービスのビジネス化をバックアップしていくとともに、それらを担う人材の育成・確保にも努め、佐賀県が「新たな時代を世界に先駆けて切り開く地域社会」となっていけるよう、取り組みます。



産業スマート化センター「ショールーム」 「サガ☆ミライの仕事と働き方ジッカムービー」

【用語説明】

※1 クリエイティブ

デザイン、ライティング、WEB アプリ・コンテンツ制作、動画制作など、いわゆるクリエイターと呼ばれる人材の創造性や技能・技術が価値を生み、文化を形成し得るような産業分野のこと。

③ ものづくり産業の振興

【担当課】 ◎ものづくり産業課、流通・貿易課

【目指す将来像】

佐賀の生命線であるものづくり産業が、人口減少やグローバル化、AI・IoTなどの先進技術の進展など様々な環境変化に対し、生産性向上等の取組を通じて持続的に成長し、佐賀県経済をけん引している。

また、陶磁器や家具をはじめとする伝統的地域産業では、事業者が意欲的にものづくりに取り組み、伝統に裏打ちされた技術力で、時代のトレンドを捉えた顧客に選ばれる商品が持続的に生まれ出されている。

【課題・対応】

佐賀県経済をけん引するものづくり産業が持続的に成長するためには、個々の企業が、生産性の向上や企業情報の発信等により人手不足を解消し、継続的に事業規模を拡大していくことが必要です。

また、事業規模の拡大のためには、売上を伸ばし、利益を増やすことで、それを人材や設備への投資に繋げることが必要であり、このため、企業間連携や産学官連携、研究機関の利活用促進などを通じたイノベーションによりオンリーワンの高付加価値の技術や製品を開発するとともに、国内外への販路拡大・取引拡大に取り組んでいくことが必要です。

特に海外との取引については、国内市場縮小への危機感や、国や県の施策により、県内でも海外展開への機運は高まってきていますが、知識・ノウハウ、資金及び人材の不足が企業の積極的な海外展開への挑戦の阻害要因となっているため、JETRO等と連携しながら中小企業の支援施策をより充実させていくことが必要です。

伊万里・有田焼や唐津焼などの陶磁器、諸富家具・建具をはじめとする伝統的地域産品については、生活様式の多様化や低価格輸入品の増加、国内市場の縮小などの環境変化に直面し、売上の低迷が続いていることから、支援機関やクリエイター等を活用するなど、伝統技術に創造の視点を取り入れ、時代のトレンドを捉えたものづくりに取り組んでいくことが必要です。あわせて、技術者を育成していくことも必要です。

【取組方針】

- 佐賀県経済をけん引するものづくり産業の持続的な成長を図るため、ものづくり企業における生産性の向上や企業情報の発信等とともに、技能・技術の伝承や人材育成により人手不足を解消します。
- ものづくり産業の持続的成長のため、企業間連携や産学官連携、研究機関の利活用促進などを通じたイノベーションによるオンリーワンの高付加価値の新技術・新製品の開発や、県内企業が有する独自技術・製品の国内外への販路拡大・取引拡大に対する支援に取り組みます。
- 陶磁器や家具をはじめとする伝統的地域産品については、時代のトレンドを捉えた顧客に選ばれる商品を持続的に生み出していくため、公設試験研究機関等の活用促進や顧客視点に基づ

く新商品開発などへの支援に取り組みます。

- 窯業技術を継承していくため、次世代を担う技術者育成に取り組みます。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	製造品出荷額	億円	17,908 (16年)	製造品出荷額の増加を目指す。			
成果指標	人材確保を課題とするものづくり企業の割合	%	79	75	70	65	60
	新技術・新製品開発支援による事業化件数	件	—	2	4	6	8
	伝統的地場産品の新商品開発支援により取引に至った事業者の割合	%	64 (16~18年度の平均値)	64	64	64	64
	窯業人材育成の取組における県内又は肥前窯業圏※1への就業率	%	65	65	65	65	65



～佐賀のものづくりを 世界へ、未来へ～

2015（平成 27）～2018（平成 30）年度の「佐賀県ものづくり人財創造基金」での取組により、県内でものづくりを再評価する土壤ができつつあるものの、企業の人手不足感は依然として深刻です。そのため、2019（令和元）年度以降はものづくり産業で働く人を増やす取組、ものづくり産業の生産性を高める取組を柱に据え、「SAGA ものづくり強靭化プロジェクト」として様々な事業に取り組みます。

例えば、小中学生にものづくりへの興味・関心を高めてもらうための「SAGA ものスゴフェスタ」を引き続き開催したり、ものづくり現場を若者や女性にとって「働きたいと思わせる場所」に変えていくために意欲のある企業と共同して工場のブランディングを行ったりすることで、ものづくり産業で働く人の増加に繋げます。また、佐賀県が持つ“ものづくりの伝統・DNA”の継承と再興を図り、技術技能の向上につなげるため、技能者個々のレベルアップや、習得した技術技能を企業等でフィードバックできる指導者の育成等を行うことで、ものづくり産業の生産性向上を後押しします。



SAGA ものスゴフェスタ



さがものづくり道場

【用語説明】

※1 肥前窯業圏

肥前窯業圏とは、日本遺産として文化庁に認定された「日本磁器のふるさと～百花繚乱のやきもの散歩～」の構成文化財の所在市町村（佐賀県唐津市、伊万里市、武雄市、嬉野市、有田町、長崎県佐世保市、平戸市、波佐見町）

④ 中小企業の持続的発展に向けた支援

【担当課】◎経営支援課、産業企画課

【目指す将来像】

県内で事業活動を営む中小企業が、商工団体や金融機関等の関係機関の支援も受けつつ、様々な環境の変化に対応しながら、経営資源を磨き上げ、販路開拓、生産性の向上等、経営力の向上に積極的に取り組むことにより、事業の持続的発展につながっている。

【課題・対応】

県内経済の持続的な成長と発展には、県内企業の大勢を占める中小企業の振興が不可欠ですが、少子化に伴う人口減少等による経済社会の構造的変化により、需要の低下、人材不足などの様々な経営課題に直面しています。

また、IT化やグローバル化が進展する中、AI・IoTの利活用、キャッシュレスの推進等、時代の潮流に即した対応が必要となるなど、企業経営を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした変化の激しい時代にあって、地域の活性化を図るためにには、個々の事業者が、自らの事業を取り巻く経営環境に的確に対応しながら、また、その将来を見据えながら、事業を持続的に発展させていくことが重要であり、そのために、経営課題を把握し、技術・ノウハウ、人材、商品等の経営資源を磨き上げ、販路開拓、生産性の向上、人材の確保など、経営力の向上に意欲的に取り組む必要があります。

事業者を支援する商工団体においては、記帳や税務指導にとどまらず、経営分析や事業計画の策定等への支援の重要性が高まっており、職員の支援スキルの向上や、他の支援機関との連携等により支援機能の強化を図り、事業者の経営力の向上のため、多様化・複雑化する経営課題に対して、個々に応じた支援を行う必要があります。

また、こうした経営力の向上のための支援と一体となって、信用力の低い事業者のためのセーフティネットの役割を果たすとともに、環境変化に対応し、新たな事業展開につなげる金融支援策を講じることが必要です。

さらに、経営者の高齢化による廃業が増加している中、県内経済の活力を維持していくためには、技術・ノウハウ、人材、商品等の価値ある経営資源を有する事業が引き継がれていくことが重要ですが、経営者において、その重要性についての意識醸成が十分に図られていないことから、対応が進んでいません。

このため、各支援機関と行政が一体となり、事業承継に向けた対応の重要性について、経営者に気づきを促すとともに、それぞれの課題に応じて支援する必要があります。

【取組方針】

- 事業者の経営安定とともに経営力の向上のため、多様化・複雑化する経営課題に対して、個々に応じた支援が行われるよう、支援機関の中核である商工団体に対して、職員の支援スキルの向上などの取組を支援するとともに、制度金融を効果的に活用した金融支援を行います。
- 経営者に対して事業承継の重要性について気づきを促すとともに、支援機関と一体となって、

それぞれの課題を掘り起こし、継続的にサポートすることにより、円滑な事業承継を推進します。

- 創業や新たな事業展開、キャッシュレス化等の時代の潮流に即した対応など商業者の積極的な取組を支援します。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	中小企業者数	社	24,423	価値ある経営資源を有する中小企業者の維持を目指す。			
成果指標	商工団体による事業計画策定支援件数	件	591	600	600	600	600
	商工団体による事業承継計画策定支援件数	件	24	25	25	25	25
	県の施策を活用した商業者の支援件数	件	79	100	110	115	120

⑤ 地域資源を活用した産業の振興

【担当課】◎産業企画課、流通・貿易課、コスメティック構想推進室

【目指す将来像】

世界に誇れる伊万里・有田焼や農林水産物など、佐賀の地域資源を活用した新たなビジネスが活発に行われ、県内の産業が活性化するとともに、新たな産業の萌芽が見られる。

その一つとして、コスメティック関連産業については、地域資源を活用した商品開発や起業の活発化等により、唐津市・玄海町を中心とした北部九州にコスメティック関連産業の集積が進み、アジアの拠点となっている。

【課題・対応】

伊万里・有田焼については、400 年を超える伝統に裏打ちされた技術で生み出されるやきものとして国内での認知度が高く、近年には海外も視野に入れた商品が誕生し、世界的なデザイン賞を受賞するなど海外でも評価を得ていますが、このような強みをビジネスに活かしきれているとは言えません。

このため、伊万里・有田焼の強みを理解し、幅広いネットワークを持つクリエイター等を活用するなど、これまでの枠にとらわれない新たなビジネスの創出が必要です。

また、この他にも県内には様々な地域資源が存在しますが、認知度が低かったり、ブランディングが十分になされていないなど、その強みを十分に活かしきれているとは言えません。

こうした地域資源については、明治維新 150 年事業などを通じ、クリエイター等からその市場性を高く評価されている農林水産物などもあり、これらを活用した新たなビジネスの創出が必要です。

コスメティック構想においては、ジャパン・コスメティックセンター（JCC）の会員企業の拡大や海外の化粧品団体との連携協定等を生かし、国際取引や地産素材の活用等、着実に成果が生まれています。

一方、コスメティック構想が進展する中、事業者においては輸出ルートの維持・拡大やマーケットインによる商品開発等の課題も出てきており、JCC の専門的知見やネットワークを生かした支援でこれら課題を解決し、さらに成果を積み上げていく必要があります。

また、構想の推進においては、コスメティック関連産業で活躍するグローバルな起業家や新たなビジネスモデルを県内から生み出すことも重要ですが、こうした起業支援は未着手の状況です。

このため、新たな取組として、コスメに特化した起業支援を行う必要があります。

【取組方針】

- クリエイター等とのネットワークを活かし、地域資源の更なる磨き上げや食と器といった地域資源の掛け合わせによる新しい価値の創出などの高付加価値化への取組、またこれらを活用したビジネス化への取組を支援します。
- コスメティック構想の実現に向け、JCC の専門的知見やネットワークを生かした事業者支援により、国際取引や地産素材の活用をより一層促進し、コスメビジネスをさらに活発化させる

とともに、コスメに特化した起業支援を行います。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	地域資源を活用した新たなビジネス※ ₁ 件数 (累計)	件	132	地域資源を活用した新たなビジネス件数の増加を目指す。			
成果指標	クリエイター等と地域資源の結びつきや地域資源の掛け合わせで生まれた新たなビジネス件数 (累計)	件	27	40	45	58	63
	JCC会員企業等のコスメビジネス(国際取引、地産素材活用)及びコスメ産業分野起業(既存事業者でコスメ産業への事業展開を含む)件数 (累計)	件	105	127	149	171	193

【用語説明】

※ 1 新たなビジネス

- ①クリエイター等と地域資源の結びつきや、地域資源の掛け合わせで生まれた新たな商品やブランディングされた商品の取引
- ②JCC会員企業等における新たなコスメビジネス(国際取引、地産素材活用)
- ③コスメティック産業分野起業(既存事業者でコスメティック産業分野への事業展開を含む)

① 再生可能エネルギー等先進県の実現

【担当課】◎新エネルギー産業課

【目指す将来像】

地球温暖化対策やエネルギーの安定供給に有効な再生可能エネルギー導入の声が高まる中、県内発や県にゆかりある人・企業による関連技術・製品等の開発とともに普及が進み、それに伴い、県内に関連産業が創出されている。

一方、温室効果ガスの排出削減に向けて、県内産業界においても CO₂排出の少ないエネルギー源への転換が進み、企業活動に伴うエネルギーの低炭素化が広がっている。

【課題・対応】

2015（平成27）年にパリで開催された COP21^{※1}により、世界共通の地球温暖化対策の長期目標として、世界の平均気温上昇を産業革命前と比べて 2°C以下に抑制することが、また、SDGs^{※2}でも「すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代エネルギーへのアクセスを確保すること」が目標として定められています。

これらを受け、環境等に対する企業の対応を考慮して投資先を決定する動き^{※3}が世界的に広がっており、低炭素化に有効な再生可能エネルギー等関連産業分野は、長期的に拡大が予想されます。

こうした流れに対応するため、県では、2018（平成30）年3月に「佐賀県再生可能エネルギー等先進県実現化構想」を策定しています。

この構想では、「県内発や県にゆかりある人・企業・技術・製品等で日本・世界の再生可能エネルギー等の普及拡大」を目指すこととし、取組方針を次のとおりに定めています。

- 太陽光発電等の先行する再生可能エネルギーの更なる拡大（水素等を用いて不安定な発電量を調整する仕組みの構築など）
- 海洋エネルギー・小水力・地中熱など多様な再生可能エネルギー資源の活用
- 再生可能エネルギー以外の CO₂削減手段の検討
- これらの取組による成果等の海外への展開検討

この構想の実現に向けては、率先的な取組を推進するとともに、県内発や県にゆかりある人・企業・技術・製品等を結集して、県内企業でも参画可能なマーケットニーズを把握し、ニーズに応えた製品やサービスを継続的に開発して社会に実装していくことが必要です。

そういう中で洋上風力発電（海上に設置した風車で発電する施設）については、海域を長期間利用するためのルールが存在しなかったこともあり、国内での導入は進んでいなかったものの、国において法整備が進められたことに伴い、洋上ウインドファーム（海上で多数の風車を一か所に集中して発電する施設）に関する事業化に向けた環境が整いつつあります。

洋上ウインドファームは産業としての裾野が広いとされ、風況に恵まれている県内海域において、他地域に先駆けて事業化が実現すれば、周辺地域にて長期安定的な雇用の発生も期待されることから、その導入を推進していくことが必要です。

また、将来的には企業活動における CO₂排出量が取引先の選別基準として用いられることが懸

念されることから、早期に産業用燃料の低炭素化を進める必要があります。

【取組方針】

- 再生可能エネルギー等先進県の実現に向けて県内発や県にゆかりある人・企業・技術・製品等を結集するための仕組みとして、佐賀大学と共同で産学官連携のプラットフォームを立ち上げ、オープンイノベーション※4による取組を推進します。
- 洋上ウインドファームの誘致とともに、関連産業の振興に取り組みます。
- 熱源を中心とした産業用燃料について、環境負荷の高いエネルギー源から、より環境負荷の低いエネルギー源（水素を含む）への転換を促進します。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	再生可能エネルギー等先進県実現化構想実現に向けた推進体制等の構築により新たに発生したプロジェクトの件数	件	0	再生可能エネルギー等の社会実装に向けた製品開発や事業モデル構築等の自律的なプロジェクトの増加を目指す。			
成果指標	再生可能エネルギー等の関連分野に係る研究開発等の取組実施件数（延べ件数）	件	6 (15年度からの累計)	4	8	14	20
	国による洋上ウンドファームの事業化を促進する海域（促進区域）の指定			促進区域の指定			
	重油等からガス燃料への転換等の事例件数	件		—	—	—	1



～再生可能エネルギーを中心とした低炭素な産業の創出を目指します～

再生可能エネルギーを中心とした低炭素社会の構築とともに、関連分野への県内企業の参入を促し、関連産業の創出を図ることで、再生可能エネルギー等先進県の実現を目指します。

県にゆかりある人・企業・技術・製品等を結集するための仕組みとして、佐賀大学と共同で産学官連携のプラットフォームを立ち上げ、オープンイノベーションによる取組を推進します。

また、県内における再生可能エネルギー等の導入拡大に向け、海上ウインドファームの誘致や、産業用の熱源について、より環境負荷の低いエネルギー源（水素を含む）への転換等を促進します。



海上風力発電



佐賀水素ステーションと FCV

【用語説明】

※1 COP21

COPは、気候変動枠組条約締約国会議（Conference of Parties）の略称であり、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくための国際的な議論の場を指し、2015（平成27）年に開催された第21回会議をCOP21と呼ぶ。

※2 SDGs（Sustainable Development Goals）

2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に定められた17の目標。目標の7として「すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代エネルギーへのアクセスを確保する」とされている。

※3 環境等に対する企業の対応を考慮して投資先を決定する動き

環境（Environment）、社会（Social）及び統治（Governance）に対する企業の対応を考慮して投資先を決定するESG投資プロセスが組み入れられた「責任投資原則（Principles for Responsible Investment=PRI）」は、2018（平成30）年4月時点で世界各国の2,000近くの年金基金や運用会社が署名し、運用資産残高が19兆ドル（約2,100兆円）に達している。この投資原則に沿って、既に石炭やオイルサンドの開発から具体的に資金が引き上げられており、グローバル企業を中心に事業領域を見直す動きが広がっている。

※4 オープンイノベーション

複雑化・多様化している社会情勢やニーズに対応した技術・製品・サービス等を生み出し、社

会に実装していくため、広くユーザーを含む社会と連携して経済発展に繋がる技術革新に取り組む手法、考え方。

① 佐賀県産品の国内外での販売促進

【担当課】◎流通・貿易課、国際課、農産課、園芸課、畜産課、水産課

【目指す将来像】

国内最大の消費地である首都圏などの大都市圏を中心に県産品の販路が更に拡大するとともに、海外でも県産品が香港などアジア地域で更に浸透し、欧米などにも輸出促進が図られている。

【課題・対応】

佐賀県には、佐賀牛や佐賀海苔など全国に誇る高品質な農林水産物をはじめ、優れた加工食品、伝統的地域産品の県産品が数多くあります。これまで以上に県産品の販売促進を図っていくためには、社会構造の変化に伴う食に対するニーズや生活様式の多様化、少子高齢化や人口減少に伴う国内市場の縮小への対応が必要です。

国内においては、佐賀牛や佐賀海苔等の農水産物について、これまでの取組により一定の認知度向上やブランド化が図られてきましたが、厳しい産地間競争に勝ち残っていくためには、更に認知度を高めブランド力に磨きをかけていくことが必要です。

また、加工食品については、競合する商品が多数あること等から一層の差別化が求められていますが、県内事業者の多くは事業規模が比較的小さく、販路開拓のためのノウハウが不足している状況です。

さらに、伝統的地域産品については、生活様式の多様化など様々な環境変化に直面しており、売上が低迷している状況です。

このため、大都市圏の消費者等から選ばれるよう、商品の魅力や競争力を高めていく支援等が必要です。

一方、海外においては、国内市場の縮小が見込まれる中、アジア地域をはじめ、海外へ県産品の販路開拓に取り組んでいくことが必要ですが、輸出に取り組む生産者や事業者はまだ一部にとどまっているため、生産者や事業者の輸出に対する関心を高め、輸出に向けて取り組む事業者等を増やしていく必要があります。

また、国内同様、差別化を図らなければ、現地輸入業者等から選ばれることができ難しくなっているため、ブランド力の維持・向上や現地ニーズに合った商品開発に加え、佐賀県の魅力をトータルで伝えていくことなどが必要です。

【取組方針】

- 生産団体と一体となって大都市圏を中心に農水産物の認知度やブランド力の更なる向上に向けて取り組みます。
- 大都市圏の百貨店やスーパー等を中心に加工食品や伝統的地域産品の更なる販路開拓・販売拡大・定着を図るため、さが県産品流通デザイン公社等を通じて支援するとともに、専門家を活用するなどして事業者の商品企画力等を高めるための支援を行います。
- JETRO や関係団体、さが県産品流通デザイン公社等と連携しながら、県産品の海外におけるブランドの維持・向上を図るとともに、生産者や事業者の輸出への関心を高めつつ、現地ニ

ズに合った商品開発など輸出に向けた事業者等の取組を支援します。また、食と器を一体的にPRするなど、事業者間の連携を図り相乗効果を高める取組を進めます。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	展示会や商談会、各種フェア、卸への営業活動支援等による成約件数	件	835	成約件数の増加を目指す。			
	輸出に取り組む事業者数	社	76	輸出に取り組む事業者数の増加を目指す。			
成果指標	東京都中央卸売市場におけるいちご主要産地の平均単価との対比	%	85	88	92	97	100
	主要出荷市場における和牛平均単価に対する県産和牛単価の割合	%	103	103	104	104	105
	展示会や商談会、各種フェア、卸への営業活動支援等による成約件数	件	835	850	900	1,000	1,000
	テストマーケティング等により新たな販路開拓・拡大に至った加工食品事業者数	社	—	3	3	3	3
	牛肉の輸出量	t (15~18年度の平均値)	56	62	67	72	77
	青果物の輸出量	t (15~18年度の平均値)	44	44	45	46	47
	清酒・焼酎の輸出量	k ℥	172	177	182	187	192
	伊万里・有田焼の輸出額	百万円	190 (17年度)	200	210	220	230

① 地域資源の魅力創出・発信

【担当課】◎広報広聴課

【目指す将来像】

佐賀県の物産、観光、伝統・文化など様々なモノ・コトの魅力が増し、県外の多くの人が佐賀県に興味・関心を持っている。

県外の多くの人が、佐賀県に興味・関心を持つことで、地域資源のプロモーションを効果的に行いややすい環境になっており、地域が活性化している。

【課題・対応】

佐賀県には全国に誇れる資源や素材が数多くありますが、その魅力が十分に知られていないものもあります。そこで、これまでの情報発信事業で培った、話題化させる企画・PRのノウハウやメディアとのリレーション等を継続的に活用し、話題となるような情報コンテンツを創り出し発信していく必要があります。

また、地域発で地域資源の新たな価値を創り出すためにも、獲得した評価・評判を県内にフィードバックしていくことが必要です。

【取組方針】

- 佐賀県の価値ある資源・素材を磨き上げ、県内外から評価される魅力的なコンテンツを創り出し、メディアやSNS、イベントを通じて全国に情報発信します。また、流通や観光の分野を中心とした県担当課が行う既存事業やコンテンツにも、話題化のノウハウを活かしたPR手法を取り入れ、より効果の高いプロモーションを行います。
- 話題となり、評価・評判を獲得した情報やコンテンツを、県内・在福メディアや県内イベント等を通じて県内にフィードバックします。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	年間で事業が生み出した広告換算額※1	億円	15	現状の広告換算額の維持を目指す。			
成果指標		億円	15	15	15	15	15

【用語説明】

※1 広告換算額

メディアに露出した情報量を計る測定値

① 多彩な文化芸術の振興

【担当課】 ◎文化課、まなび課

【目指す将来像】

県民が、多彩な文化芸術※₁に出会い、鑑賞し、自ら文化芸術活動に取り組むとともに、文化芸術を楽しむことで地域が賑わっている。

【課題・対応】

文化芸術は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするとともに、すべての県民が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していくうえで不可欠なものです。

文化芸術の分野は多種多様にわたるため、多彩な文化芸術に出会い、鑑賞し、自ら文化芸術活動に取り組むことができる環境を整備することにより、文化芸術活動の裾野を広げるとともに、取り組む層を厚くしていくことが必要です。

文化芸術を通じた交流を促進することにより、地域を活性化させていくことが必要です。

障害のある人が文化芸術活動を通じて社会に参画し、障害のあるなしに関わらず、真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな暮らしを実現していくことが必要です。

【取組方針】

- 文化芸術活動の裾野を広げ、取り組む層を厚くするため、多彩な文化芸術に出会い、鑑賞し、自ら取り組む機会を創出します。
- 佐賀さいこうフェス※₂などの魅力ある文化芸術イベントを開催することにより、地域の賑わいを創出します。
- 障害のある人の文化芸術活動を支援します。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	文化・芸術に親しめる環境が整っていることに満足を感じている県民の割合	%	20.5%	満足を感じている県民の割合の増加を目指す。			
成果指標	県立文化施設の来館者数	人	885,000 (14~16年平均)	900,000	930,000	960,000	1,000,000
	文化芸術イベントの参加者数	人	68,000 (17年)	74,000	77,000	79,000	81,000
	佐賀県障害者芸術文化活動支援センター※3への相談件数	件数	244	255	260	265	270

【用語説明】

※1 文化芸術

芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化・国民娯楽、文化財等（文化芸術基本法第8条～13条）。

※2 佐賀さいこうフェス

佐賀城公園で開催する音楽とアートをテーマとした文化芸術イベント。

※3 佐賀県障害者芸術文化活動支援センター

文化芸術活動を行う障害者本人やその家族、障害福祉サービス事業所、文化施設、支援団体等を支援する拠点のこと。

② 豊かな文化・歴史の継承と魅力発信

【担当課】◎文化課、文化財保護室

【目指す将来像】

佐賀県の有形・無形の文化的、歴史的資産※₁が、適切に保存、活用、継承されており、それらの魅力が国内外で注目を集め、多くの県民が佐賀を誇りに思い、愛着を感じている。

【課題・対応】

地域の持続的な発展に郷土愛が大きく影響する中、県民が佐賀を誇りに思い、愛着を感じるには、県民自らが歴史や文化の素晴らしさを再発見・再認識することが不可欠です。

県民自らが郷土の歴史や文化の素晴らしさを再発見・再認識し、地域文化を発展させるために、特別史跡の吉野ヶ里遺跡や名護屋城跡並びに陣跡、世界遺産の三重津海軍所跡、有田焼をはじめとする陶磁器、見島のカセドリをはじめとする伝承芸能など、価値ある文化的、歴史的資産を保存・活用するとともに、次世代へ継承していくことが必要です。

肥前さが幕末維新博覧会の開催を機に芽生えた郷土への愛着や誇りを佐賀県の持続的な発展に繋げるため、引き続き佐賀の偉業や偉人を顕彰し、その志を今に活かし、未来へ繋げ、広げていく取組が必要です。

県外からの評価の高まりが県民意識の向上にも繋がることから、佐賀県を舞台・題材にした映画やドラマ等による佐賀県の文化的・歴史的魅力の国内外への発信が必要です。

【取組方針】

- 県民自らが郷土の歴史や文化の素晴らしさを再発見・再認識できるよう、地域の文化的、歴史的資産の保存、活用、継承に取り組んでいきます。
- 肥前さが幕末維新博覧会により広く県民に芽生えた郷土への愛着と誇りを未来へ繋ぎ、広げていくため、引き続き佐賀の偉業や偉人を顕彰します。
- 佐賀県を舞台・題材にした映画やドラマ等を創出することにより、佐賀県の文化的・歴史的な魅力を国内外へ発信します。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	他県に誇れる佐賀県の文化的、歴史的な魅力・価値を感じる県民の割合	%	52.8	他県に誇れる佐賀県の文化的、歴史的な魅力・価値を感じる県民の割合の増加を目指す。			
成果指標	伝承芸能を継承する取組に新たに参画する芸能団体・事業者数	団体数	—	50	70	85	100
	県内の世界遺産やユネスコ無形文化遺産等の価値を認識している県民の割合	%	—	45	50	55	60
	維新博メモリアル展示※2 観覧者数	人	—	25,000	50,000	50,000	50,000
	ドラマ・映画のロケ誘致件数	件数	4	5	5	6	6



～伝承芸能を次世代へ継承し、地域の絆を深めます～

佐賀県の特色ある伝承芸能を地域の宝として次世代へ継承し、地域の絆を深めるとともに、佐賀への誇りと愛着を育む社会の実現を図るために、市町や地域と連携しながら、伝承芸能を再評価する機運の醸成、継承意欲の向上、担い手不足の解消及び技能の伝承に一体的に取り組みます。

機運の醸成、継承意欲の向上では、広く県内外において伝承芸能の魅力に触れていただくため、県内外の伝承芸能が一堂に会する佐賀県伝承芸能祭の開催や、県内伝承芸能の映像素材であるさが祭時記「まつりびと」の活用に取り組みます。

人材育成では、継承に必要な担い手や指導者を育成するため、若手リーダー向け先進事例研修の実施に取り組みます。

自立できる仕組みの確立では、商業・観光分野での活用事例の創出や外部人材とのマッチングに取り組みます。



佐賀県伝承芸能祭



さが祭時記「まつりびと」

【用語説明】

※1 文化的、歴史的資産

文化芸術基本法第13条に規定する文化財等（有形及び無形の文化財並びにその保存技術）や、これらを含む学術的・歴史的・芸術的な価値を有する所産。

※2 維新博メモリアル展示

2018（平成30）年3月から2019（平成31）年1月までの期間に開催された「肥前さが幕末維新博覧会」（以下、「維新博」という。）のコンテンツを活用した展示コーナー。佐賀県立博物館及び佐賀城本丸歴史館に開設し、維新博に来場できなかった方にも佐賀への誇りや志を感じてもらい、郷土への愛着と誇りを未来に繋げ、広げていく。数値は佐賀県立博物館のメモリアル展示観覧者数。

① トップアスリートの育成と地域が元気になるスポーツの推進

【担当課】◎SAGA スポーツピラミッド推進グループ、関係各課

【目指す将来像】

SAGA スポーツピラミッド構想 (SSP 構想) の推進に伴い、スポーツを「する、育てる、観る、支える」の各分野に好循環が生まれ、佐賀ゆかりのトップアスリートが世界で活躍するとともに、県民がそれぞれのスタイルでスポーツを楽しんでいるほか、様々なスポーツイベント等が開催され、県内外からの参加者と一体となって地域が賑わっている。

【課題・対応】

強豪校・強豪チームが少なく、育成環境が整っていないため、選手の県外流出が進んでおり、2023（令和5）年に開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀大会（以下「佐賀国スポ・全障スポ」という。）を念頭に、人材育成の基礎づくりを加速させることが必要です。

スポーツに取り組む時間の捻出が難しいことから、働き世代や子育て世代のスポーツを行う割合が低く、また、障害者は健常者に比べて日常的にスポーツを楽しむ人の割合が少ないため、県民のライフスタイルやスポーツの楽しみ方の変化・多様化等に対応した取組やアプローチが必要です。

国民の注目度の高いスポーツイベントや話題性のあるスポーツ合宿・キャンプは、多くの人々のスポーツへの関心を高めるとともに、地域の情報発信やイメージアップ、地域経済の活性化に寄与することから、スポーツを使った交流や誘客を通じて地域の活性化につなげていく「スポーツツーリズム」を推進していく必要があります。

最初の国民スポーツ大会となる佐賀国スポ・全障スポを成功させ、大会のレガシーとして新しいスポーツ文化を地域に定着させていくことが必要です。

佐賀国スポ・全障スポを契機として、県民の夢や感動を生み出すスポーツ的一大拠点の形成を図るとともに、スポーツ・文化など様々な活動を通じて、地域の活力を生み出し、新たな佐賀県の未来を切り拓く「さが躍動」の象徴的なエリアとなるよう SAGA サンライズパークの整備を着実に進める必要があります。

【取組方針】

- SSP 構想基本方針（2018（平成30）年9月策定）※1に沿って、スポーツエリートアカデミー SAGA (SEAS) ※2を核とした人材育成、県内練習環境の充実、アスリート・指導者の佐賀定着に向けた取組の3分野が一体となった取組を進めます。
- スポーツイベント等の開催やその支援などにより、年齢、性別、障害のあるなしに関係なく、誰もが、それぞれのスタイルでスポーツを楽しむことができる環境づくりに取り組みます。
- 県外のトップレベルチーム等の事前キャンプ・合宿、スポーツイベントの誘致、開催のほか、佐賀県が誇るトップレベルチーム等の活躍を支援することを通じ、地域の活性化につなげます。
- 佐賀国スポ・全障スポは、大会に参加する選手が最高のパフォーマンスを発揮するだけでなく、「観る」、「支える」など、誰もが自分のスタイルでスポーツを楽しみ、共感しあえる喜びを

全国へ発信する大会となるよう準備を進めます。

- 佐賀国スポ・全障スポのメイン会場となる SAGA サンライズパークの整備を着実に進めます。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	スポーツを楽しめる環境に満足している県民の割合	%	27.4	スポーツを楽しめる環境に満足している県民の割合の増加を目指す。			
成果指標	国民体育大会総合成績(天皇杯)	位	33	20位 台	20位 台	10位 台	10位 (23年) 1位
	「週1日以上」運動を行う成人の割合	%	49.4	—	—	—	65% 以上
	スポーツの試合観戦やイベントに参加する県民の割合	%	30.6	—	—	—	50% 以上

【用語説明】

※1 SSP (SAGA スポーツピラミッド) 構想基本方針

2018(平成30)年9月に策定した SSP 構想の目標、重点3分野などを定めた基本方針。人材育成、アスリート・指導者の佐賀定着・就職支援、練習環境の充実を重点3分野に定めている。

※2 スポーツエリートアカデミーSAGA (SEAS)

2018(平成30)年7月にスタートした県内の有望選手に対する人材育成事業。コンセプトとして、①長期継続支援、②チームによる支援、③指導者も育つ、④キャリア形成を掲げており、競技ごとに、県外から招聘した一流指導者と県内指導者がチームを組織し、将来有望な小学生から高校生を中心に育成を行うなど、各種育成事業を展開している。

① 魅力ある観光地域づくり

【担当課】 ◎観光課、関係各課

【目指す将来像】

佐賀県に住む人と訪れる人が共に感動を共有できる観光地域づくりが推進されることで、県民がふるさとへの誇りを実感している。

【課題・対応】

地域における観光資源の磨き上げや商品開発などの観光客を惹きつける「魅力づくり」と、そのために必要となる DMO_{※1}などの担い手育成が必要です。

佐賀を訪れた人が快適な旅を満喫するとともに、地域に暮らす人々との触れ合いを通じて、再び佐賀を訪れたいと思える仕掛け（「受入環境の充実」）が必要です。

国、地域、個人の嗜好など、地域の従来的な価値観にとらわれることなく、ターゲットに応じて客観的に際立つ情報を適切なツールで観光客に届けること（「情報発信」）が必要です。

これらの課題に対応するため、分野や地域を超えて相互に連携し、「オール佐賀」で取り組むことが必要です。

【取組方針】

- 地域資源を活かした商品づくりや街並みの維持・保全、また、それに取り組む DMO などの担い手の育成などへの支援を通じて、日常の中にある資源を大切にした「魅力づくり」を図ります。
- 多言語化や決済等の利便性の向上、二次交通の充実、ユニバーサルデザイン_{※2}化の促進、また、日常の中にある資源への関心と理解を深めることにより、観光客を温かく迎え入れる「受入環境の充実」を図ります。
- 情報技術等を活用し、国や地域、個人で異なる嗜好を踏まえ、日常の中にある資源を効果的に「情報発信」します。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	観光消費額	百万円	215,325 (17年)	人口減少により地域における消費の減少が見込まれる中、観光消費額の増加を目指す。			
成果指標	宿泊者数	人泊	総数 2,752,990 外国人 391,900	総数 2,812,500 外国人 412,500	総数 2,875,000 外国人 425,000	総数 2,937,500 外国人 437,500	総数 3,000,000 外国人 450,000

【用語説明】

※1 DMO

Destination Management/Marketing Organization の略で、企画力や経営感覚を持つ「観光地域づくりの推進主体」のこと。

※2 ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障害等の身体的能力、言葉や文化の違いに関わらず、すべての人にとって、できるだけ利用可能であるように、最初から考えて、製品・建物・環境・サービス・制度などを設計・計画するという考え方。

① 自発の地域づくりの推進

【担当課】◎さが創生推進課、移住支援室、市町支援課、交通政策課、農政企画課

【目指す将来像】

地域住民による地域資源を活用した自発的かつ主体的な地域づくりを通して、地域住民の地域に対する愛着や誇りが高まり、県外の方からも共感される魅力ある地域となっている。

【課題・対応】

自発の地域づくりの核となる人材を確保するため、若い世代が地域づくりに興味を持ち、活動を担っていく仕組みづくりが必要です。

地域課題の発見等にとどまり、その後の計画づくりや実践に時間を要している地域があることから、地域に対して「背中を押す」、「刺激を与える」という観点から、引き続き、気運の醸成、取組の芽の掘り起こし、専門家のアドバイス等の支援を行うことが必要です。

特に中山間地・離島・県境の多くの地域では人口減少率及び高齢化率は佐賀県の平均を大きく上回っていることから、関係人口※2や移住者を増加させることで地域の活性化を図るとともに、地域の誇りや自発の地域づくりの想いを後世に伝えることが必要です。

人口減少社会を迎える、佐賀県の人口は全国平均を上回るペースで減少しており、このままでは地域の活力低下が懸念されることから、県外の方に佐賀県の魅力を知ってもらい、移り住んでもらうための取組を促進する必要があります。

【取組方針】

- 若い世代が地域づくりに興味を持ち、活動に参画するきっかけをつくり、新たな自発の地域づくりの動きを創出します。
- 自発的な地域づくりの取組へのチャレンジや取組の継続に向けた支援を市町と連携して行います。
- 中山間地・離島・県境振興対策として、現場の課題や自発の芽を直接吸い上げ、課題解決や自発の取組の実現に向けて取り組むとともに、地域資源を活用した新たな取組等を支援します。
- 移住希望者に佐賀県の暮らしやすさ等の魅力を発信するため、市町と連携したセミナーや移住相談会、体験ツアー等を通して佐賀県に共感していただき、新たな人を呼び込む流れを創出します。
- また、福岡県（主に福岡都市部）からの移住促進を進めるとともに、他の地域についても2022（令和4）年度の九州新幹線西九州ルートの開業を見据えて、通学・通勤の利便性や他地域との距離の近さ等を、暮らしやすさと併せて情報発信します。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	人口の社会減（転出超過）の縮小	人	▲1,472	人口減少が更に進むことが見込まれる中、人口移動による社会減の縮小を目指す。			
成果指標	県が支援した自発の取組により、新たに地域づくり活動に参画した若い世代の人数（累計） ※若い世代：40代までの住民	人	—	20	40	60	80
	県外からの移住者数※3	人	640	655	670	685	700



～「山」は源流。「山の魅力を伝える」取組を進めます～

「山」は、そこに暮らす人々だけでなく、平野部の暮らしを支え、豊かな海を育むなど、すべての人々に恵みをもたらす“源流”です。県では、中山間地域に暮らす人々が安心して永く住み続けられるよう、「山を守る」「山で営む」「山の魅力を伝える」の三つの視点で、森・川・海の豊かな自然のつながりを守り、未来につなぐ取組を進めています。

佐賀県の「山」は、険しい山が少なく、都市にも近いという特徴があり、県内外の多くの方に楽しんでいただける大きな可能性を秘めており、市町の境を超えて「山」の地域を一つのエリアとして、地域住民と共に「山」の魅力を伝える取組を進めます。

また、「山」に暮らす人々の声や想いをお聴きし、地域で活躍するキーパーソンや地域外の力も取り入れ、「山」の魅力に光を当て、「山」の素晴らしいところを共有しながら、人々の真に豊かな暮らしを支える「山」にこだわった取組を進めます。



「山」の地域でも進む「自発の地域づくり」



これからの「山」での暮らしを語り合う

【用語説明】

※ 1 地域

地理的にまとまりがあり、同一の目的を持って活動に取り組む範囲。

※ 2 関係人口

移住した「移住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々の数。

※ 3 移住者数

さが移住サポートデスク及び県内市町の支援策を利用した移住者の数。

② 快適で暮らしやすいまちづくり

【担当課】◎都市計画課、建築住宅課、企画課

【目指す将来像】

適正な土地利用や道路・公園などの都市施設の整備などにより、良好な都市環境や住環境の形成が進み、地域特性を活かした個性あふれ、快適で暮らしやすいまち^{※1}づくりが進んでいる。

【課題・対応】

人口減少社会において、郊外への市街地の拡散などにより市街地内的人口減少や中心市街地の空洞化がさらに進むと、生活利便施設が利用しにくくなり、まちの魅力が失われることから、地域特性を活かした個性あふれ、快適で暮らしやすいまちをつくるために、適正な土地利用や道路・公園といった都市施設のユニバーサルデザイン化を含めた整備などにより、良好な都市環境の形成を進める必要があります。

暮らしを支える住宅は、生活の基盤となる空間であるにもかかわらず、家庭内事故の発生が多いことから、安全で快適に暮らすためのバリアフリー化や、低炭素社会^{※2}に向けた省エネルギー化等の既存住宅の質の向上が必要です。

また、住宅は量的に充足し、世帯数の減少が見込まれる中、空家の増加が懸念されることから、既存の住宅を有効に活用し、まちの賑わいが維持できるよう、既存住宅（空き家を含む）の流通促進が必要です。

加えて、住宅確保要配慮者^{※3}の増加が見込まれる中、住宅確保要配慮者が賃貸住宅への入居を拒否される実態もあることから、まちで安心して暮らせるよう、住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅を確保し、入居支援等の活動を広げることが必要です。

【取組方針】

- 市町が主体となる「適正な土地利用のための立地適正化計画^{※4}に基づく施策の実行」や「各々の地域に合った都市再生整備計画事業^{※5}」などを支援します。
- 良好的な都市環境を形成するため道路や公園などの都市施設の整備を計画的に進めます。
- 既存住宅のバリアフリー化や省エネルギー化などの住宅の質の向上を推進するとともに、増え続ける空家を含めた既存住宅の流通促進を図ります。
- 住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の普及や、公営住宅の適切な維持管理とあわせて、住宅確保要配慮者の入居支援をおこなう法人の活動を広げ、住宅セーフティネット^{※6}の充実を図ります。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	市街地内※7の人口	万人	約36.4	人口減少が予測される中、現状の市街地内の人団の維持を目指す。			
成果指標	快適で暮らしやすいまちづくりのために市町が行う取組※8の数	件	6	8	10	12	14
	県立都市公園の事業実施中の区域における整備済み面積の割合	%	0	17	44	77	90
	既存住宅の流通シェア率(住宅取得時に既存住宅を取得した割合)	%	12.0	12.0	13.0	14.0	15.0
	居住支援法人※9の活動する市町数(累計)	市町	3	5	10	15	20 (全域)

【用語説明】

※1 快適で暮らしやすいまち

良好な都市環境や住環境が形成され、医療・福祉・商業施設などの生活利便施設が利用しやすいまち。

※2 低炭素社会

地球温暖化の原因である二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内に削減する社会。

※3 住宅確保要配慮者

高齢者、障害者、外国人等の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律で定義される特に住宅の確保に配慮を要する者。

※4 立地適正化計画

住宅や生活利便施設の一定範囲への誘導による集約型のまちづくりと公共交通機関との連携により、集約拠点・地域ネットワーク型の都市づくりを進めるために、市町が策定する計画。

※5 都市再生整備計画事業

都市の再生に向けてハード事業及びソフト事業を総合的に実施するために市町等が策定する都市再生整備計画に基づき実施される事業。

※6 住宅セーフティネット

自力では住宅を確保することが困難な方々が、それぞれの所得、家族構成、身体の状況等に適した住宅を確保できるような仕組み。

※7 市街地内

用途地域(建てられる建物の用途を制限することで用途が異なる建物の混在を防ぐために市町が定める土地利用に関する計画)

※8 市町が行う取組

立地適正化計画等に基づく施策の実行や都市再生整備計画事業。

※9 居住支援法人

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、住宅確保要配慮者の入居支援等を行う県が指定する法人。

③ 美しい景観づくり

【担当課】都市計画課

【目指す将来像】

地域の自然や歴史的なまちの景観、建造物が保存・活用され、佐賀県らしい美しい景観^{※1}が守り育てられており、県民が地域に誇りと愛着を持ちながら暮らしている。

【課題・対応】

地域の特色を活かしたまちづくりを行うためには、その地域固有の景観資源を活用した景観づくりを進めていくことが重要であることから、景観づくりを行う上で主体的な役割を担う市町、県民に対して、景観づくりの必要性についての意識の醸成や意欲の喚起を図っていく必要があります。さらに、県は広域的な景観づくりの観点から佐賀県らしい景観の保全・活用などを行う必要があります。

2022（令和4）年の九州新幹線西九州ルートの開業や、2023（令和5）年の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会など佐賀を国内外にアピールできる大きなイベントを控えており、花と緑でおもてなしする心を育み・醸成していくことが重要であり、市町と連携して、地域の自発的な緑化活動を推進する必要があります。

屋外広告物の規制について、集中的な訪問指導などにより、許可申請率は向上してきていますが、未だ相当数の未許可広告物が存在していることから、更なる許可申請率の向上を図るため、引き続き是正指導を行っていく必要があります。また、適正な管理がなされず放置され、老朽化している広告物も散見されることから、関係機関等と連携し、撤去を含めた取組も推進していく必要があります。

【取組方針】

- 景観づくりの主体である県民・CSO や市町による、地域の特色を活かした魅力ある景観づくりの取組に対する支援等を行います。
- 県民共有の財産である佐賀県の美しい景観を次世代に残し、地域づくりに活かすため、景観づくりに関する総合的な施策を推進します。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	景観法に基づく景観づくりに取り組む市町数 (累計)	市町	6	景観法に基づく景観づくりに取り組む市町の増加を目指す。			
成果指標	市町の景観法を活用した取組 ^{※2} 数 (累計)	件	19	21	23	25	27
	佐賀県遺産認定件数 (累計)	件	51	52	53	54	55

【用語説明】

※1 佐賀県らしい美しい景観

山、川、海などの自然と、棚田やクリーク、家並みなど人間が作り上げたものがバランスよく調和し、大陸との交流等で培われた歴史や風土など佐賀県の個性と魅力を感じさせ、また、それに接する人が心地よく感じる、自然空間及び生活文化空間のこと。

※2 市町の景観法を活用した取組

景観行政を司る自治体（景観行政団体）への移行、景観計画の策定及び改訂、景観協定・景観整備機構・景観重要建造物・景観重要公共施設等の指定をいう。

① 幹線道路ネットワークの整備

【担当課】道路課

【目指す将来像】

広域幹線道路※₁を基軸とした幹線道路※₂ネットワークの整備が進み、地域間の移動時間が短縮されることにより、人やモノの交流が促進されることで、地域や産業の活性化、観光振興など、県勢発展の下支えとなっている。

災害発生時には、避難や救急救援物資の輸送など「命をつなぐ道」の役割を發揮している。

【課題・対応】

小さな都市が各地に点在する分散型県土を形成している佐賀県にとって、県内都市間や隣県都市及び主要な物流拠点（空港、港湾、鉄道駅等）・観光地等を結ぶ交通ネットワークの強化が必要であるため、地域にとって将来の発展のベースとなる広域幹線道路（有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、西九州自動車道、国道498号）を基軸とした幹線道路ネットワークの整備が不可欠となっています。

また、人口減少により、地域や産業の活力低下が懸念される中にあって、当県は自動車交通に依存していることから、主要な幹線道路で発生している交通渋滞の解消、時間短縮や定時性の確保はもとより、平常時・災害時を問わない安定的な物流・人流の確保・活性化や将来の成長の基盤としてのインバウンドや国際物流の増加への対応等が求められています。

このため、2018（平成30）年3月に重要物流道路制度が創設されたことを契機として、今後の広域幹線道路ネットワークのあり方等を含め検討するとともに、「地方創生」、「国土強靭化」や「生産性向上」を図るために、整備促進に取り組む必要があります。

特に、2023（令和5）年の「国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会」開催に向けて、選手や観客のスムーズな移動のため、幹線道路交通網の整備を計画的に進めることができます。

また、国内外からの利用者数が毎年度過去最高を更新し、九州のゲートウェイ空港の地位を確立しつつある九州佐賀国際空港や、高度専門医療により県民の尊い命を守る佐賀県医療センター好生館へのアクセスの強化などを図るため、当県を横断する有明海沿岸道路と縦断する佐賀唐津道路が接続するエリア「Tゾーン」を、重点的に整備していく必要があります。

【取組方針】

- 幹線道路の中でも有明海沿岸道路などの基軸となる広域幹線道路ネットワークの整備に重点をおいて取り組みます。
- 特に、九州佐賀国際空港や佐賀県医療センター好生館へのアクセス強化を図るため、有明海沿岸道路と佐賀唐津道路が接続するエリア「Tゾーン」を重点的に整備します。
- 広域幹線道路を補完する幹線道路及びインターチェンジへのアクセス道路の整備については、広域幹線道路ネットワークとの関連性、事業効果や緊急性を考慮して整備を進めます。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	広域幹線道路ネットワーク等の供用状況	—	—	4年間において、以下の区間の供用など目指します。 【有明海沿岸道路】 芦刈南 IC～福富 IC 間の供用 【武雄福富線】 福富 IC アクセスの供用 【有明海沿岸道路・佐賀道路】 Tゾーンの工事着手 他			
成果指標	広域幹線道路ネットワーク等の供用など	—	—	【有明海沿岸道路】 芦刈南 IC～福富 IC 間の供用 【武雄福富線】 福富 IC アクセスの供用 【有明海沿岸道路・佐賀道路】 Tゾーンの工事着手 他 (※)直轄事業について、開通時期が示されていない路線は明記していない。			

【用語説明】

※ 1 広域幹線道路

県内幹線道路の骨格となるとともに、県内外の主要都市を連絡する道路。

※ 2 幹線道路

二次生活圏の骨格となり、主要幹線道路を補完して幹線道路ネットワークを形成する道路。

② くらしに身近な道路の整備

【担当課】 ◎道路課、都市計画課、交通規制課

【目指す将来像】

日々の生活を営む上で利用される「くらしに身近な道路」については、ユニバーサルデザインを考慮した道路の改良や歩道の整備等が進み、誰もが安全・安心、快適に移動できる環境が整うことを目指すとしている。

【課題・対応】

県内には、歩道がない道路や歩道が狭い道路などが多く残っており、誰もが安心・快適に移動できるように、今後も道路管理者と交通管理者が連携して、歩道の整備や歩行者等の交通安全対策を推進していく必要があります。

また、既設歩道などの段差でつまずくなどの意見に対応し、歩きやすい環境を整備するため、歩道段差のスロープ化などユニバーサルデザインを考慮した歩道の整備等に取り組む必要があります。

県管理道路は、県民の日常生活や地域活動を行う上で身近な社会資本であるが、整備が必要な箇所が多く残っており、交通の安全性向上と円滑化、交通渋滞の緩和のため、くらしに身近な道路の改良を着実に取り組んでいく必要があります。

【取組方針】

- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を重点的に取り組みます。
- また、整備にあたっては、すべての利用者が安全で快適に通行できるように、ユニバーサルデザインの視点も取り入れて取り組みます。
- 県道の改良率※1を向上させることで、道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組みます。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	交安法指定通学路の整備率	%	80.6	交安法指定通学路の整備率の増加を目指す。			
	県道の改良率	%	71.6	県道の改良率の増加を目指す。			
成果指標	通学路合同点検における要対策箇所（294 箇所：17 年末）の整備率	% (箇所)	64.6 (190)	69.0 (203)	73.5 (216)	77.9 (229)	82.3 (242)
	県道（18.4.1 現在：1,262 km）の改良率	%	71.6	72.1	72.6	73.1	73.6

【用語説明】

※1 県道の改良率

国道等との重用区間を除く供用中の県道延長（H30.4.1：1,262km）に対する改良済道路延長の割合。なお、改良済道路延長とは、通行車両が安全かつ円滑に利用できる車道幅員 5.5m 以上に改良された道路の延長。

③ 地域における多様な移動手段の確保

【担当課】 ◎交通政策課、さが創生推進課

【目指す将来像】

住民が積極的に公共交通や徒歩等で移動している。

地域の実情に応じた移動手段が持続可能な形で存続し、自家用車だけでなくそれらが積極的に利用されることで、住民相互の交流の拡大や街の賑わい創出につながり、地域が活性化している。

【課題・対応】

佐賀県においては、自家用車に依存し過ぎた社会となっていることから、公共交通や徒歩等での移動の良さを認知してもらい、自家用車での移動と上手に使い分けることが必要です。

公共交通の持続可能性を高める観点から、地域の実情（移動の実態、ニーズ）に合わせた移動手段の検討・見直しや公共交通の利用促進・改善等を、市町や交通事業者と連携して進める必要があります。

【取組方針】

- 自家用車以外の移動手段による移動の良さを知ってもらい、公共交通や徒歩等での移動も積極的に選択してもらうための機運醸成を図ります。
- 地域の実情（移動の実態、ニーズ等）に合わせた地域の移動手段を持続可能な形で存続させるため、移動手段確保の検討・見直しに取り組む市町等を支援するとともに、既存の公共交通の改善・維持に取り組む交通事業者を支援します。また、公共交通を利用しやすい環境整備を推進します。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	月に1回以上、公共交通機関を利用した人の割合	%	—	増加を目指す。			
成果指標	公共交通機関を以前(18年)と比べて利用するようになったと回答した人の割合	%	—	—	前年度より増加	前年度より増加	前年度より増加
	人口千人あたりの路線バスの年間利用者数	千人	10.5	前年度より増加	前年度より増加	前年度より増加	前年度より増加

④ 鉄道による交流の促進

【担当課】 ◎交通政策課、関係各課

【目指す将来像】

県内の鉄道が日常的な移動手段としての役割を果たすとともに、国内外から多くの観光客が鉄道を利用して来訪し、二次交通によって各地域を訪れ、賑わいと活力をもたらしている。

【課題・対応】

県内の鉄道沿線地域においては、人口減少などに伴い一部路線や区間において鉄道利用者が減少し、沿線地域における賑わいの喪失や活力低下を招くおそれがあります。このため、地域の魅力づくりや二次交通等の拡充により観光客等の利用を増やすことで、地域への人の流れの拡大を図る必要があります。

九州新幹線西九州ルートの開業による交流拡大の効果を県全域に波及させるとともに、長崎本線（肥前山口～肥前大浦）については、上下分離^{※1}後においても地域を支える鉄道としての役割を果たす必要があります。

【取組方針】

- 県内の鉄道が、地域の様々な人たちに利用されるとともに域外から多くの人たちに訪れてもらうため、地域の魅力づくりや二次交通等の拡充により観光客等の利用を増やすことで、地域への人の流れの拡大を図ります。
- 九州新幹線西九州ルート開業の機会を活かし、県全域において観光や移住などの人の流れを活性化させるとともに、特急本数の減少が予定される長崎本線（肥前山口～肥前大浦）沿線においては、交通の利便性確保や観光企画列車の運行促進等に注力します。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	県内主要 6 駅※ ₂ の乗車人員実質増加率 (18 年度を 100 として算出。沿線人口の増減率で補正)	%	100	乗車人員の増加を目指す。			
成果指標	県内主要 6 駅の乗車人員実質増加率 (18 年度を 100 として算出。沿線人口の増減率で補正)	%	100	101	102	103	104
	長崎本線（肥前山口～諫早）輸送密度※ ₃ の実質増加率 (18 年度を 100 として算出。沿線人口の増減率で補正)	%	100	101	102	103	—



～長崎本線沿線地域に新たな交流を生み出します～

九州新幹線西九州ルートの開業によって特急本数が大幅に減ることになる長崎本線沿線地域においては、ガタリンピックや酒蔵ツーリズムといった地域の特色を活かした魅力づくりや肥前浜駅の交流拠点としてのリノベーションといった鉄道や駅を活かした観光地づくりなどがすすめられています。

インバウンドが増加する中、日本の伝統的なものや伝統的な美しさがあふれるこの地域には多くの方が訪れるポテンシャルがあることから、今後も、干潟やたらカキ焼海道をはじめとした観光・体験プログラムの開発等への支援や日本酒や竹崎カニ等を活かした観光・企画列車の誘致やおもてなし、沿線地域の魅力発信に市町をはじめ関連団体と一緒にになって取り組み、新たな交流を生み出していくます。



地域資源を活用した観光・体験プログラム創出

沿線の特産物が楽しめる企画列車の運行

【用語説明】

※1 上下分離

2022(令和4)年度の九州新幹線西九州ルートの開業に伴い、JR九州が列車を運行し佐賀・長崎両県が鉄道施設を保有する運行方式

※2 主要6駅

佐賀駅、鳥栖駅、唐津駅、武雄温泉駅、肥前鹿島駅、伊万里駅（松浦鉄道）

※3 輸送密度

路線の1日1kmあたりの利用者数（＝1日当たりの旅客輸送人キロ÷路線の営業キロ）

⑤ 九州佐賀国際空港の発展

【担当課】 ◎空港課、消防防災課

【目指す将来像】

基幹路線である東京便を中心としながら、LCC の拠点空港化が進み、九州におけるゲートウェイ空港としての地位を確立している。

災害時の防災拠点としての機能が備わっている。

【課題・対応】

国内外の LCC が積極的に路線展開を図っている一方で、増便や新たな路線の誘致は全国の空港との厳しい競争環境にあります。

このような中、増便や新たな路線の誘致を実現するためには、国内外への LCC 等への積極的かつタイムリーな誘致活動を行うとともに、既存路線の定着・更なる利用促進を図り、九州佐賀国際空港の潜在力の高さを示していく必要があります。

このため、既存路線の高い利用実績を積み重ねていくとともに、空港アクセスの充実や空港施設の機能強化等、空港の利便性を高める必要があります。さらに、東南アジアや南アジアとの路線開設を見据え、滑走路延長に取り組む必要があります。

北部九州の中心に位置し、かつ、比較的災害が少ない佐賀県に立地する強みを生かし、大規模災害時における防災機能や周辺空港の被災時における代替機能としての役割を果たすため、機能強化を図る必要があります。

【取組方針】

- より高い利用実績を積み重ねていくため、事業所や旅行会社等への営業活動や広報活動、アクセス対策、さらには就航先での認知度向上や誘客等、佐賀と就航先双方からの利用促進に取り組み、佐賀県及び福岡県南西部地域の一体的な発展につなげていきます。
- 高い利用実績を積み重ねるとともに九州佐賀国際空港の優位性をアピールしながら、国内外の LCC 等に対し積極的かつタイムリーな誘致活動を行います。加えて、県営空港ならではの柔軟な対応を活かして近隣の空港との差別化を図るため、ビジネスジェットの誘致に取り組みます。
- 空港の更なる発展を支える基盤として、旅客ビルの拡張や滑走路の 2,500m への延長等、計画的に空港施設の機能強化に取り組みます。
- 災害時などにおける近隣空港の代替機能を十分に担えるよう滑走路の 2,500m への延長に取り組むとともに、消防防災ヘリコプターを活用した航空防災体制の整備に取り組みます。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	九州佐賀国際空港の利用者数	人	819,024	過去最高の利用者数を更新し続ける。			
成果指標	国内線の路線数・便数	路線 便/日	2 6	2 6	3 9	3 9	3 10
	国際線の路線数・便数	路線 便/週	4 17	4 18	4 18	5 21	5 21

⑥ 唐津港・伊万里港等の利活用及び機能強化の推進

【担当課】◎港湾課

【目指す将来像】

地域の特性を活かした物流や観光・交流の港湾機能が充実するとともに、物や人の流れが活発化しており、港を拠点として地域の幅広い産業や人々の生活を支えている。

【課題・対応】

唐津港、伊万里港においては、近隣港との競合の中、取扱貨物量の増加と港湾利用者の利便性を高めるために、新規航路の開設や既存航路の増便に取り組むとともに、国内外の新規荷主の獲得に向けて、官民一体となったポートセールスを積極的に進める必要があります。

また、船舶の大型化への対応、増加するコンテナ貨物の荷役効率化への対応、多様化するバラ貨物への対応、港周辺の交通対策や港湾施設や航路泊地の適正な確保、地震などの自然災害時の緊急物資輸送の拠点としての役割など、港湾の競争力と機能向上を図るため、必要不可欠な整備等を推進する必要があります。

唐津港においては、佐賀県観光の海の玄関口としてクルーズ船寄港を増加させるため、クルーズ船の誘致活動の充実を図る必要があります。

県内の港湾施設の多くは、高度経済成長期に集中的に整備され老朽化が進んでいるため、予防保全を基本に計画的な保全を行う必要があります。

【取組方針】

- 新規航路の開設や既存航路の増便等、港湾の利便性向上に取り組みます。
- 伊万里港は、コンテナ貿易を中心とした物流港としての港勢拡大を図ります。
- 唐津港は、物流・水産に加えて、佐賀らしい観光資源と港の魅力を活かした「観光と交流の賑わいある国際観光港」の複合港として港勢拡大を図ります。
- 臨港道路の整備や航路・泊地の増深等、港湾施設の機能強化に取り組みます。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	唐津港と伊万里港における入港船舶の総トン数（暦年）	万トン	760	入港船舶の総トン数の増加を目指す。			
成果指標	唐津港及び伊万里港の貨物取扱量（暦年）	万トン	419	420	430	440	450
	伊万里港コンテナ貨物取扱量(20フィートコンテナ換算)（暦年）	個	37,346	39,000	40,000	41,000	43,000
	唐津港へのクルーズ船の寄港回数（暦年）	隻	7	13	15	17	20

① 多様な主体による協働社会づくり

【担当課】 ◎県民協働課

【目指す将来像】

県民、CSO、企業、行政などの多様な主体が公共サービスを担い、県民一人ひとりが暮らしの満足度を高めていく主体となり、自助・共助・公助のバランスがとれた協働社会が形成されていく。

【課題・対応】

人口減少・高齢化が加速する中、地域の課題解決を図り、暮らしの満足度を向上させていくためには、行政のみがサービスを提供するのではなく、県民、CSO、企業、行政など様々な主体が担い手となり、さらなる協働社会づくりを推進することが必要です。

また、CSOは経営力や課題解決力などの更なる向上を図る必要があります。

【取組方針】

- 様々な主体との協働社会を推進するため、県民・CSO・企業等との協働に対する行政職員の意識改革や、行政とCSO等との協働事業を推進します。
- CSOとの協働にあたっては、市町や、中間支援組織等との連携を更に強化するなどし、推進していきます。
- 企業との協働にあたっては、幅広い分野において積極的に包括連携協定の締結を行うなどし、推進していきます。
- 県外で活躍するCSOの誘致により、人材の流入と雇用創出につなげるとともに、県内CSOの事業拡大や新たな事業創出を図ります。
- ふるさと納税の活用促進や経営基盤の強化、CSO活動の普及啓発支援等により、CSOの経営力や課題解決力など更なる向上を図ります。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	県とCSO、企業等との協働事業数	件	366	様々な主体との協働事業数の増加を目指す。			
成果指標	CSO提案型協働創出事業数	件	7	8	9	10	11
	県外CSO(NPO、NGO)誘致件数(累計)	件	8	9	11	12	14

① 世界と行き交う佐賀づくり

【担当課】◎国際課、関係各課（室）

【目指す将来像】

佐賀の歴史や文化、産業などの佐賀の本物に加え、外国人を温かく迎え入れる県民の姿勢が世界の人達に高く評価され、「佐賀県のプレゼンス」が世界的に高まり、世界の人々が集い、行き交う地域になっている。

【課題・対応】

近年、我が国は、少子高齢化や人口・労働力の減少が続いている一方で経済をはじめとする様々な分野においてグローバル化が急速に進展し、地域が国境を越え、直接、世界の諸地域と交流・連携する時代を迎えています。

こうした中、佐賀県が活力ある地域として持続的に発展していくため、海外に向けては、産業や文化、教育など幅広い分野において、そのターゲットやカウンターパート※1を海外に広げ、実際の人やモノの往来につなげていく必要があります。

また、県内においては、外国人住民の増加を踏まえて、外国人がいることを前提とした社会へと転換し、地域の日本人と外国人がコミュニケーションを深め、尊重しあう社会を実現することが求められます。

【取組方針】

- 佐賀の強みを活かし、世界基準を意識した「付加価値」や「本物」の磨き上げを行うとともに、海外の人に響く情報発信を行うことで、海外活力の取り込みを図ります。
- 日本人と外国人がコミュニケーションを深め、豊かな生活を実現できる社会づくりを推進します。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	海外との人の往来	人	493,775	少子高齢化で国内市場が縮小する中、海外との人やモノの往来の増加を目指す。			
成果指標	国際線の路線数・便数	路線 便/週	4 17	4 18	4 18	5 21	5 21
	唐津港及び伊万里港の貨物取扱量(暦年)	万トン	419	420	430	440	450
	ドラマ・映画のロケ誘致件数	件	4	5	5	6	6
	事前キャンプ・合宿の誘致件数	件	17	18	19	20	21
	外国人宿泊観光客数	人	391,900	421,500	425,000	437,500	450,000
	JCC 会員企業等のコスメビジネス(国際取引、地産素材活用)及びコスメ産業分野起業(既存事業者でコスメ産業への事業展開を含む)件数(累計)	件	105	127	149	171	193
	牛肉の輸出量	トン	56 (15~18 年度の平 均値)	62	67	72	77
	伊万里・有田焼の輸出額	百万円	190 (17年 度)	200	210	220	230
	海外からの留学生(1か月以上)の受け入れ数	人	12	12	14	16	18
	地域日本語教室設置市町数	市町	11	13	15	17	20

【用語説明】

※1 カウンターパート

対等の立場にある相手方、取引相手・提携先

第3章－2

分野横断的な施策

この章では、社会課題や県民ニーズ等に対して第3章－1で示した分野を跨いで総合的に取り組むべき施策について、それぞれの施策ごとに、目指す将来像、課題・対応、取組方針、指標を示します。

佐賀で輝く未来の創造

【担当部局等】◎産業労働部、政策部、総務部、教育庁、関係部局等

【目指す将来像】

佐賀で働きたいと思う若者が増え、その能力を十分に発揮しながら、地域経済の担い手として活躍している。

【課題・対応】

佐賀県では、少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少に加え、男女ともに15～24歳が就職や進学等を機に県外へ転出し大幅な転出超過が続いている、若者の県外流出は地域の活力に関する大きな問題となっています。

こうした中、地域経済の担い手を確保していくためには、若者が意欲的に働く場を増やしていくとともに佐賀への誇りや愛着を持ち、将来は佐賀で働きたいと思う若者を増やしていくことが必要です。

そのためには、生産性の向上や付加価値の高いモノやサービスの創出を図るとともに処遇の改善や労働環境の整備など、企業の魅力を向上していくことが重要です。

加えて、IT関連企業をはじめ、佐賀県の成長を牽引するような企業を誘致し、若者にとって魅力的な就業機会を創出することや、価値ある経営資源を有する事業を継承することで、働く場を確保していくことも重要です。

また、教育現場における郷土学習の充実とともに、保護者も含め県内企業や産業について知つてもらい、県内企業と教育機関との間で若者に対してきめ細やかに就業の選択肢を提案できる関係を築くことが必要です。

【取組方針】

- 県内におけるAIやIoTといった先進技術の導入支援や県内IT産業の成長支援を行うことで企業の生産性向上や新たなビジネスの創出を図ります。
- 佐賀県経済をけん引するものづくり産業の持続的な成長を図るため、ものづくり企業における生産性の向上や企業情報の発信等とともに、技能・技術の伝承や人材育成に取り組みます。
- 事業者の経営安定とともに経営力の向上のため、多様化・複雑化する経営課題に対して、個々に応じた支援が行われるよう、支援機関の中核である商工団体に対して、職員の支援スキルの向上などの取組を支援します。
- 使用者・労働者・行政が一体となって「働き方改革」を実現するため、県内企業への労働時間短縮や年次有給休暇取得促進など「ワーク・ライフ・バランス」の推進を図ります。
- 佐賀県に強みや素地のある分野や今後の成長が見込める分野の製造業をはじめ、若者の就業機会の創出や各種産業の成長に必要不可欠となっているIT関連産業を中心とする事務系企業など、県内高校生及び大学生等（県外進学者を含む）の地元就職やUJIターンを誘引するよう、多様で魅力ある企業の誘致を推進します。
- 経営者に対して事業承継の重要性について気づきを促すとともに、支援機関と一体となって、それぞれの課題を掘り起こし、継続的にサポートすることにより、円滑な事業承継を推進しま

す。

- 子どもたちが社会的・職業的自立に向け、自らの生き方について考え、希望する進路を実現できるよう、県内産業界との連携を図りながら、キャリア教育の充実に取り組みます。
- 県内企業の採用力向上を支援するとともに、県内企業と教育機関との更なる連携を図るなど、関係機関一体となって若者の県内就職を促進します。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	15歳から24歳の転出超過数	人	2,243	転出超過の減少を目指す。			
成果指標	新たなAI・IoTといった先進技術導入の取組件数	件	23	25	40	50	70
	人材確保を課題とするものづくり企業の割合	%	79.0	75.0	70.0	65.0	60.0
	商工団体による事業計画策定支援件数	件	591	600	600	600	600
	年次有給休暇の取得率	%	44.9	57.5	70.0	70.0	70.0
	立地企業の正社員雇用者数	人	440(15~18年度の平均値)	480	480	480	480
	企業立地件数	件	25(15~18年度の平均値)	15	15	15	15
	商工団体による事業承継計画策定支援件数	件	24	25	25	25	25
	ふるさと佐賀への誇りや愛着がある生徒の割合	%	85.2	85	85	85	85
	県内高校生の県内就職率	%	57.0(※)	58.0	59.0	60.0	60.0
	専修学校(専門課程)の卒業者の県内就職率(医療系除く)	%	67.7	現状を維持	現状を維持	現状を維持	現状を維持
県内大学生の県内就職率(医学部除く)	大学	%	31.0	30以上	30以上	30以上	30以上
	短期大学	%	71.7	70以上	70以上	70以上	70以上

※ 3月31日現在の内定者率(「高等学校卒業者の就職状況に関する調査(文部科学省)」)の数值。今後、5月1日現在の就職率(「学校基本調査(文部科学省)」)が公表され次第、当該数値に更新予定。

歩くライフスタイルの創造

【担当部局等】◎地域交流部、県民環境部、健康福祉部、産業労働部、県土整備部、関係部局等

【目指す将来像】

住民や佐賀を訪れる方が積極的に地域やまちなかを歩いており、人的交流が盛んになることで、地域のコミュニティ保持やまちの賑わい創出など、地域の活性化につながっている。

住民が積極的に歩くことで、住民個人の健康や幸福感といった生活の質の向上につながっている。

多様な移動手段が、地域の実情に応じた持続可能な形で確保されており、人的交流の活発化や住民の外出促進に寄与している。

【課題・対応】

佐賀県においては、移動に自家用車を利用することが多く、住民が日常的に歩く機会が少ないほか、佐賀を訪れる方が過ごしやすく、楽しみながら歩くことができる環境が十分ではありません。

このため、住民や佐賀を訪れる方が積極的に歩きたくなるような仕掛けづくりや環境づくりを行い、将来にわたって交流が盛んで魅力のある地域となるよう、「人」が主役の歩く社会づくり、歩きたくなるまちづくりを推進します。

【取組方針】

- 住民に、「街を歩くことの楽しさ」や「歩くことの健康効果」など、歩くことの良さを知つてもらい、徒歩や自転車、公共交通での移動を積極的に選択してもらうための仕掛けづくりに取り組みます。
- 住民や佐賀を訪れる方が、楽しみながら歩けるよう、歩道空間やユニバーサルデザインを考慮した歩きやすい歩道等の整備、まちなかの魅力向上に向けた商業者の積極的な取組の支援、自然歩道の整備やトレッキングの推進など、地域の魅力向上に向けた環境づくりを進めます。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	日常生活における歩数の増加（20～64歳）	歩	男性 7,201歩 女性 6,578歩 (16年)				
成果指標	以前（18年）と比べて歩くようになったと回答した人の割合	%	—	—	前年度より増加	前年度より増加	前年度より増加

子育てし大県“さが”の推進

【担当部局等】 ◎男女参画・こども局、関係部局等

【目指す将来像】

誰もが安心して楽しみながら子育てができ、次世代を担う子どもたちが骨太で健やかに成長している。

【課題・対応】

佐賀県における出生数は、全国と同様に減少傾向にあり、少子化に歯止めがかかる状況であるものの、平均初婚年齢が若く、合計特殊出生率や14歳以下の年少人口比率が全国上位に位置していることは佐賀県の特徴です。

この特徴を生かしながら、「佐賀で子育てがしたい」、「子育てが楽しい」と思ってもらえる環境や社会にしていくためには、「結婚したい」、「子どもが欲しい」といった希望が叶えられるための支援や、子育て支援の充実、配慮が必要な子ども・若者や家庭への支援、仕事と家庭・地域のバランスが取れたライフスタイルの実現など、出会いから結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を行っていく必要があります。

また、次世代を担う子どもたちが様々な体験を積み、自分の考えで判断・行動できる人材に成長するよう、佐賀県の豊かな自然や歴史、みんなで助け合う県民性や土地柄、地域のコミュニティを活かし、学校、自治体、企業、CSOなど地域の関係機関が連携して支援していくことも必要です。

【取組方針】

- 市町や企業、CSOと連携しながら、出会いの場の創出など、社会全体で結婚を希望する人を応援する気運醸成を図ります。
- 妊娠を望む時期から妊娠、出産、育児へと切れ目のない支援を行うとともに、母子の疾病的早期発見、早期治療により、障害や疾病の重症化を防ぎます。
- 市町と連携し、保育所や放課後児童クラブなど子どもたちの受入施設を整備するとともに、保育士、放課後児童支援員等の担い手確保に向けた支援を行います。
- 幼児期における質の高い教育・保育を行うため、幼稚園教諭、保育士、保育教諭などの人材育成を総合的に推進します。
- 市町と連携し、病児・病後児保育、延長保育、一時預かり、障害児への対応等の保育サービスの充実を図ります。
- 学校や企業、CSO、市町などと連携しながら、様々な体験・交流活動を行い、子どもたちが骨太で健やかに学び育つ環境づくりを推進します。
- 子ども・若者の育成支援や子育て世帯への支援の充実を図るとともに、県民が子育てを応援する気運を醸成します。
- スマートフォン等によるSNSなどの適正利用の普及啓発やインターネット上の有害情報、犯罪等から子ども・若者を守る取組を行います。

- 市町と児童相談所の体制強化、警察などとの連携の強化、児童福祉司等の資質向上を図り、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に努めます。また、里親制度の理解促進を図るとともに、児童養護施設の小規模化を進め、家庭的養護を推進します。
- ひとり親家庭に対する就業支援、生活支援、経済的支援など、きめ細やかな支援を行うとともに、市町や企業、CSOと連携し、子どもの貧困対策を推進します。
- 妊娠、出産、育児に不安を抱える妊産婦や小児慢性特定疾病等で日常生活が困難な児童とその家族が、安心して生活が送れるよう、関係機関との連携強化を図り、支援内容を充実します。
- 子ども・若者支援地域協議会を中心に、ニートやひきこもりなど、さまざまな困難を抱えた子ども・若者の社会参加や就労につながる支援を行います。
- 女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革を進めます。
- 使用者・労働者・行政が一体となって「働き方改革」を実現するため、労働時間短縮や年次有給休暇取得促進などに取り組み「ワーク・ライフ・バランス」の推進を図ります。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	子育て環境に対し「満足している」「まあ満足している」と回答した人の割合	%	45.8	「満足している」「まあ満足している」と回答した人の割合の増加を目指す。			
成果指標	結婚支援事業でのカップル成立数	組	600	600	600	600	600
	産後ケアに満足した母親の割合	%	77.9 (17年)	80.5	81.0	81.5	82.0
	保育所待機児童数	人	33	20	8	0	0
	放課後児童クラブを利用できなかった児童数	人	264	198	132	66	0
	病児・病後児保育施設数	施設	16	17	19	20	21
	子育て応援宣言事業所登録数	事業所	903	950	1,000	1,050	1,100
	情報モラル講座の参加者数	人	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000
	防犯ボランティア研修会等への参加者数	人	270	300	300	300	300
	里親委託及びファミリーホーム入所児童数	人	62	64	66	68	70

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
	県事業によるひとり親家庭の就職者数	人	84	90	100	110	120
	小児慢性特定疾病児童等レスパイト訪問看護事業の登録訪問看護ステーション数	施設	21	22	23	24	25
	子ども・若者総合相談センターの訪問支援(アウトリーチ)件数	件	4,600 (17年)	4,600	4,600	4,600	4,600
	民間企業の管理職（課長相当職以上）に占める女性の割合	%	11	13	15	15 以上	15 以上
	年次有給休暇の取得率	%	44.9	57.5	70.0	70.0	70.0

S A G A スポーツピラミッド構想の推進

【担当部局等】 ◎文化・スポーツ交流局、関係部局等

【目指す将来像】

佐賀県で育ったトップアスリートが世界大会、全国大会で活躍し、県民にとって誇りとなるとともに、県外へ転出したアスリート、指導者が佐賀県へ戻り、さらに次世代のアスリート育成に結びつく好循環が生まれている。

その好循環が、スポーツを「する、育てる、観る、支える」の各分野に、多くの県民が何かしらの形でかかわっているスポーツ文化の拡大に結び付き、その裾野の拡大が、さらなるトップアスリート育成の良き土壌となっている。

【課題・対応】

スポーツは、「する」人の人格育成や、「観る、支える」人に夢、希望、感動をもたらすなど人々に与える効果や、地元強豪校・チームや地元ゆかりのアスリートの活躍が地域のブランド価値を高めるなど地域づくりに与える効果もあるなど、様々なチカラを持っています。

このスポーツが持つチカラを活かした地域づくりに取り組むことは、佐賀県の未来にとって重要です。

しかしながら、現状では、強豪校・強豪チームが少なく、育成環境が整っておらず、有望な選手の県外流出が進んでいます。

このため、SSP 構想基本方針に沿って、県内における育成体制の確立、アスリート・指導者の就職支援・佐賀定着、練習環境の充実の3分野一体となった取組を展開する必要があります。

2023（令和5）年に開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会を念頭に取組を加速させ、佐賀で育成されたアスリートの活躍に県民が感動し、誇りに思うことで、さらなる次世代のアスリート育成に向けた好循環を創る必要があります。

【取組方針】

- スポーツエリートアカデミーSAGA（SEAS）を核とした長期安定的な人材育成体制の構築を図ります。
- アスリートに対する競技力向上、キャリア支援など総合的な個人伴走支援を充実し、佐賀からトップアスリートが生まれる好循環を生み出します。
- アスリート・指導者が佐賀に定着するよう、SSP アスリートジョブサポ^{※1}による就職支援を進め、次世代の育成やスポーツの裾野が拡大する土壌をつくります。
- 全国大会優勝など優れた実績を残した競技の練習環境の充実などを重点的に進め、優れた競技力が次世代に伝承する基盤をつくります。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	佐賀ゆかりのオリンピアン、パラリンピアン	人	5	パリオリンピックに佐賀ゆかりのアスリート10人出場を目指します。			
成果指標	国民体育大会総合成績 (天皇杯)	位	33位	20位 台	20位 台	10位 台	10位 23年 1位
	SSP トップアスリート 支援基準該当選手数	人	9	9	10	11	12
	SSP アスリートジョブサポによる就職支援数	人	—	10	40	100	50

【用語説明】

※1 SSP アスリートジョブサポ

2019（平成31）年1月に開設した県が開設したアスリート・指導者を対象とする無料職業紹介所。佐賀定着や次世代育成の志を持つアスリート・指導者と県内企業・団体の個別マッチングを実施する。

県民の命を守る取組の推進

【担当部局等】 ◎県民環境部、県土整備部、警察本部 ／ ◎健康福祉部

①交通安全対策の推進

【目指す将来像】

県民一人ひとりの交通安全意識が高まり、交通事故が少ない安全・安心な社会となっている。

【課題・対応】

佐賀県の人口 10 万人当たりの人身交通事故発生件数は、依然としてワーストレベルであり、発生件数を少なくするためには、約半数を占める追突事故や、割合が高い高齢者事故への対策が喫緊の課題です。

県民の交通ルールやマナーに対する意識が低いことや交差点事故が多いことから、道路管理者や警察などが連携して、道路環境整備や啓発活動などに取り組み、交通安全に対する県民の意識を変えていく必要があります。

また、歩道がない道路や歩道が狭い道路が多く残っており、誰もが安心・快適に移動できるよう、今後も道路管理者及び警察が連携して、歩道整備や交通安全対策を推進していく必要があります。

【取組方針】

- 幼児から高齢者まで世代の特徴に応じたきめ細やかな交通安全教育や広報啓発活動を推進し、県民の交通安全意識の高揚を図ります。
- 交差点付近を重点とした路面表示（カラー化や横断歩道）などのハード整備と注意喚起・啓発などのソフト対策を一体的に取り組み、県民の交通安全に対する行動変容を図ります。
- 交通事故の実態分析に基づく交通指導取締りを始めとした交通街頭活動を、関係機関と連携して取り組みます。
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を重点的に取り組みます。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	人口 10 万人当たりの人身交通事故発生件数	件	694.8	人口 10 万人当たりの人身交通事故発生件数の減少を目指す。			
成果指標	人身交通事故発生件数	件	5,725	5,135	4,606	4,132	3,706

②がん対策の強化

【目指す将来像】

県民ががんをはじめとする生活習慣病の予防に努め、がんになりにくい生活を送っているとともに、定期的にがん検診を受診している。

また、がんになっても、早期に適切な治療を受けることができ、療養生活と社会生活を両立している。

【課題・対応】

我が国では2人に1人ががんになり、3人に1人ががんで亡くなると言われており、佐賀県でもがんは県民の疾病による死亡の最大の原因となっています。がんの罹患者数や死者数を減少させるため、避けられるがんを防ぐとともに、がんの早期発見・早期治療を促進する必要があります。

特に、佐賀県では肝がんの死亡率（粗死亡率）が19年連続で全国ワーストであることから、肝がんの主な原因であるウイルス性肝炎などの肝疾患対策を更に進めが必要です。

また、女性のがん（乳がん、子宮がん）の死亡率は全国ワースト上位を推移しており、40歳前後が罹患のピークであることから、働き盛りの女性や主婦層のがん検診受診を促進するなど女性のがん対策が必要です。

がん患者とその家族は、身体的及び精神的な苦痛のほか、仕事と治療の両立が困難等の社会的苦痛も抱えていることから、苦痛を軽減するとともに、がんになっても安心して暮らせる社会の構築が必要です。

【取組方針】

- がんをはじめとする生活習慣病の予防に取り組む機運を高め、がん検診の受診率を向上させます。
- 死亡率が全国ワーストの肝がんの予防の一環として、働く世代の肝炎ウイルス検査の促進、定期検査の受診促進など、ウイルス性肝炎・肝がん対策を更に進めます。
- がん検診の充実や受診促進など、女性のがん対策を推進します。
- 仕事と治療の両立をはじめとする様々な相談支援の充実を図ります。また、がん医療の充実に向けて重粒子線がん治療をはじめとしたがん先進医療の普及啓発を図ります。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	がんの死亡率(75歳未満年齢調整死亡率、人口10万人対)	人	79.8 (16年)	がんの死亡率の減少を目指す。			
成果指標	がん検診受診率	%	大腸がん 38.3 (16年) 胃がん 43.0 (16年) 肺がん 47.4 (16年)	大腸がん 44.1 (19年) 胃がん 46.5 (19年) 肺がん 48.7 (19年)			
	肝炎ウイルス検査陽性者の精密検査受診率(累計)		57.8 (17年)	70	75	80	85
	女性のがん検診受診率	%	乳がん 42.5 (16年) 子宮がん 42.0 (16年)	乳がん 46.2 (19年) 子宮がん 46.0 (19年)			
	がん検診向上サポーター企業登録数(累計)		件 2,010	2,050	2,100	2,150	2,200

森川海人っ（もりかわかいと）プロジェクトの推進

【担当部局等】◎農林水産部、県民環境部、県土整備部

【目指す将来像】

県民が「森・川・海はひとつ」との意識を持ち、佐賀の豊かな自然を未来につなげるため、森・川・海を保全するため行動している。

【課題・対応】

私たちの暮らしは、豊かな自然に恵まれ森・川・海がもたらす恩恵に支えられていますが、近年、集中豪雨等の異常気象が頻発化する中、森・川・海においては、荒廃森林の増加、洪水被害の多発化・激甚化や海域環境の悪化などの多くの問題が発生しています。

特に、山は、平野部の人々の暮らしを支え、海へ恩恵をもたらす源流であることから、山の環境を保全することが必要です。

このため、「森川海人っ（もりかわかいと）プロジェクト」※1に取り組み、森・川・海のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として県民に広げ、県民一人一人の意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた県民協働による森・川・海の適切な管理や保全を進める必要があります。

【取組方針】

- 佐賀の豊かな森・川・海の自然を守り未来に継承するため、森・川・海のつながりを再認識し、環境保全意識を醸成する取組を推進します。また、森・川・海に関する環境保全活動のすそ野を拡大し、特に源流たる山を大切にする行動に結び付けるなどの持続的な県民活動へ発展させます。
- 肥沃な大地と豊かな海を育み、暮らしに必要な水を供給するなど森林の持つ多面的機能を将来にわたって發揮させるために、森林の働きや森林を守り育てる活動への県民理解を促し、県民協働による災害に強い多様な森林（もり）づくりを推進します。
- 森から引き継いだ水や自然の恵みを良好な状態で海に流下させるなど、川が森と海をつなぐ役割を将来にわたって果たしていくために、川を体感する機会等を通じて、川の環境を守り育てる活動への県民理解を促し、県民協働による河川環境等の保全を推進します。
- 森と川から与えられた豊かな栄養を蓄えた水がたどり着く海は、多様な生物が生まれ育まれる場となり、その豊かな恵みを享受する私たちの生活と漁業者の営みの場として重要な役割を果たしているため、海や海辺の自然とふれあい親しむ活動を通じて、海を守り育てる活動への県民理解を促し、県民協働による海域環境の保全と水産資源の回復を推進します。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	森・川・海の保全等活動者数	人	162,584	活動者数を増加させていく。			
成果指標	森川海人っ（もりかわかいと）プロジェクト イベント参加者数	人	8,684	8,800	9,000	9,200	9,500
	森林ボランティア活動者数	人	10,862	10,900	11,000	11,100	11,200
	川の保全等活動者数	人	142,164	142,600	143,300	144,000	144,700
	海の保全等活動者数	人	5,355	5,360	5,390	5,430	5,470



～「山」は源流。「山を守る」取組を進めます～

「山」は、そこに暮らす人々だけでなく、平野部の暮らしを支え、豊かな海を育むなど、すべての人々に恵みをもたらす“源流”です。県では、中山間地域に暮らす人々が安心して永く住み続けられるよう、「山を守る」「山で営む」「山の魅力を伝える」の三つの視点で、森・川・海の豊かな自然のつながりを守り、未来につなぐ取組を進めています。

「山を守る」ということは、中山間地域で暮らす人々が安心して住み慣れたところに住み続けられるようにすることです。また、そうすることが、「山」の環境を守り、平野部の暮らしを支え、海の恩恵を守ることにつながります。

森・川・海のつながりやその管理の重要性などについて、県民意識の醸成を図るとともに、保全活動などの行動促進につなげていくため、「森川海人っ（もりかわかいと）プロジェクト」に取り組みます。

また、荒廃した森林を再生するため、佐賀県森林環境税※2を活用し、県や市町が、森林所有者に代わって、間伐等の公的な森林整備を進めるとともに、荒廃森林の再生を目的として、CSO等が自ら企画・立案し、自主的かつ持続的な森林（もり）づくり活動の支援などに取り組みます。



「森川海人っ（もりかわかいと）プロジェクト」
のキャラクターとロゴ

CSO等による森林（もり）づくり活動

【用語説明】

※1 森川海人っ（もりかわかいと）プロジェクト

「森川海人っ（もりかわかいと）」は、「森・川・海はひとつ」という思いを「人がつなぐ」という意味。佐賀の豊かな自然環境を未来につなげるプロジェクトのこと。

※2 佐賀県森林環境税

2008（平成20）年から開始した佐賀県独自の県税のこと。さがの森林（もり）を県民みんなで支えていくことを目的として、個人は年額500円、法人は資本金の額に応じて、1,000円から40,000円を負担いただいているものであり、それを財源として、荒廃森林の再生を行っている。

交流拠点“さが”の推進

【担当部局等】◎文化・スポーツ交流局、地域交流部、県土整備部

【目指す将来像】

県民がふるさとへの誇りと愛着を持って訪れる人を迎えることで、訪れる人が心地よく感じるまちづくり・地域づくりが進むとともに、人・モノの交流が促進され、地域の活力が生まれている。

【課題・対応】

アジアが成長し、日本の基軸が東日本から大陸に近い九州へ移ろうとしている中、九州佐賀国際空港の利用者数、伊万里港のコンテナ貨物取扱量、唐津港へのクルーズ船の寄港数が増えるなど、九州におけるゲートウェイとしての佐賀県の役割が高まっており、さらには九州新幹線西九州ルートの開業、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催などの“さが躍動”的な好機を迎えます。

このような好機を佐賀県の発展につなげるには、住む人だけでなく訪れる人にも楽しんでもらうことを意識し、来訪者等に選ばれ続けるよう地域における「魅力づくり」や「受入環境の充実」、「情報発信」とそのための地域の担い手の育成が必要です。

また、SAGA サンライズパークなどの新たな交流を生み出す拠点づくりや駅等からの二次交通の拡充、空港や港湾といった拠点施設の機能強化や地域と地域を結ぶ交通ネットワークの強化など、ソフト事業とハード整備の効果を相まって發揮させていくことが重要です。

【取組方針】

- 常に来訪者等に選ばれ続けるよう、自然、食、歴史、文化、スポーツなどの地域資源の磨き上げによる「魅力づくり」や多言語化や決済等の利便性の向上といった「受入環境の充実」、国や地域等で異なる嗜好を踏まえた「情報発信」に取り組むとともに、地域における担い手を育成します。
- 九州佐賀国際空港が九州におけるゲートウェイ空港となるよう、路線数や便数の更なる拡充を図るとともに、旅客ビルの拡張や滑走路の 2,500mへの延長等、計画的に空港施設の機能強化に取り組みます。
- 県内の鉄道を域内外の多くの人たちに利用してもらうため、地域の魅力づくりや駅と目的地をつなぐ二次交通等の拡充により観光客等の利用を増やすことで、地域への人の流れの拡大を図ります。
- 新規航路の開設や既存航路の増便等の港湾の利便性向上と臨港道路の整備や航路・泊地の深等の港湾施設の機能強化に取り組みます。
- 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会のメイン会場となる SAGA サンライズパークの整備を着実に進めます。
- 有明海沿岸道路などの基軸となる広域幹線道路ネットワークの整備を重点的に取り組みます。特に、佐賀県を横断する有明沿岸道路と縦断する佐賀唐津道路が接続するエリア「Tゾーン」を重点的に整備します。

【指標】

指標区分	指標名	単位	現状 (18年)	目指す方向性 又は 目標			
				19年	20年	21年	22年
施策指標	観光消費額	百万円	215,325	人口減少により地域における消費の減少が見込まれる中、観光消費額の増加を目指す。			
成果指標	宿泊者数	人泊	総数 2,752,990 外国人 391,900	総数 2,812,500 外国人 412,500	総数 2,875,000 外国人 425,000	総数 2,937,500 外国人 437,500	総数 3,000,000 外国人 450,000
	国内線の路線数・便数	路線 便／日	2 6	2 6	3 9	3 9	3 10
	国際線の路線数・便数	路線 便／週	4 17	4 18	4 18	5 21	5 21
	県内主要6駅の乗車人員実質増加率 (18年度を100として算出。沿線人口の増減率で補正)	%	100	101	102	103	104
	唐津港及び伊万里港の貨物取扱量(暦年)	万トン	419	420	430	440	450
	唐津港へのクルーズ船の寄港回数(暦年)	隻	7	13	15	17	20
	広域幹線道路ネットワーク等の供用など	—	—	【有明海沿岸道路】 芦刈南IC～福富IC間の供用 【武雄福富線】 福富ICアクセスの供用 【有明海沿岸道路・佐賀道路】 Tゾーンの工事着手他 (※)直轄事業について、開通時期が示されていない路線は明記していない。			



筑後佐賀一体圏域連携事業 ~県境を越えた一体的な発展をめざします~

有明海や筑後川を囲んだ「筑後佐賀圏」は、九州佐賀国際空港や有明海沿岸道路、九州新幹線、三池港といった陸・海・空の交通インフラが集積しています。また、圏域人口 111 万人、域内総生産額は 3 兆 7053 億円と、九州では福岡都市圏、北九州都市圏に次ぐ規模で、域内総生産額では、千葉市やさいたま市と同等と、一体的発展の大きなポテンシャルを有しています。

また、明治時代には「三瀬（みづま）県」として佐賀県は福岡県南西部（筑後地方）と合併した時期もあるなど、現在も通勤や通学、買い物など日々の暮らしにおいて県境を越えた交流があります。

筑後佐賀一体圏域連携事業では、集積している交通インフラやそれぞれの地域が持つ強みを生かし、交流、補完、結合によってそれぞれの地域が主役となる、新たなスタイルの広域連携を目指し、九州佐賀国際空港を核としたインバウンド観光交流の推進などに取り組みます。



インバウンドで賑わう九州佐賀国際空港

第4章

計画推進の基本姿勢

この章では、本計画を推進するに当たっての県庁組織と県職員の基本姿勢などを示します。

<県政運営のキーワード>

佐賀県庁の存在意義は、県民一人ひとりの幸せの向上であり、その目的を達成するため、現行の制度やルール等について、県民のためになっているか、現場の実態と乖離がないか等を常に意識し、県民目線で議論を行うとともに、透明で信頼される県政を推進します。

こうした考え方の下、

- 『現場』：現場の人の思いが実現され、人が現場で輝いていること
- 『ミッション』：本来の目的を忘れることなく、何のためにやっているのかという目的意識を常に持って行動すること
- 『プロセス』：政策や事業を決定していく場合、県民の声を聴き、そして県民と議論を重ねることで信頼関係をつくること

を県政運営のキーワードとして、そこから導かれる以下の基本姿勢に基づき、本計画を推進します。

1 県民と地域が主役の佐賀づくり

(1) 県民と地域が主役

地域の課題に対しては、多くの方が様々な形で地域づくりに参加し、地域が自ら考え、自ら行動することが大切です。

自らの課題を自発的に解決しようとする自発の地域とやる気のある住民を、県は全力で応援します。

(2) 市町との連携

地域が主役の佐賀県づくりを進めていくためには、住民に最も身近な基礎自治体である市町の役割が重要であり、県と市町は「対等・協力」、「補完性の原理」を基本とし、役割分担に留意しつつ、連携を密にし、地域が主役となる佐賀県を共につくっていきます。

このため、知事（Governor）と20市町の市長・町長（Mayors）の21人の首長をメンバーとした「佐賀県GM21ミーティング」を開催し、地域からの声や思いを聴き、地域課題の解決に向け、県が市町の取組を支援することで、「自発の地域づくり」を推進します。

2 県民から信頼される県庁づくり

(1) 人が中心の県政

施策の推進に当たり、人に寄り添い、人と対話して、県民一人ひとりの「思い」や「考え」をしっかりと受け止めていくことが大切です。そのため、私たち県職員は現場に出向き、県民と対話し、何よりも人を大切にすることを前提として行動します。

(2) コンプライアンス

県民の満足度を高めるためには、まず職員が県民の信頼を得ることが前提であり、より高いコンプライアンスの意識を持って行動します。

(3) 危機管理体制

県民の安全・安心を脅かす危機事象（自然災害、大規模事故、新型インフルエンザ、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫などの家畜伝染病等）の発生に備え、適切な予防対応を行います。また、初動の段階から情報収集などの組織的対応を迅速に行うとともに、県民の安全・安心を守るため、危機事象に対しては全職員が一丸となって行動します。

このため、それぞれに危機に応じて、基本となる計画やマニュアルを予め作成しておくとともに、実際の危機の経験や関係機関等との実践的な訓練等を通じて、計画等を不断に見直していきます。

また、いざ危機的な事態が発生した場合には、必ずしも計画やマニュアルどおりに進まない場合もあることから、現場の状況に応じて、臨機応変な対応ができる人材の育成や体制の整備を図ります。

さらに、県民の安全・安心につながるよう、緊急情報を迅速かつ正確に提供できる体制整備を図ります。

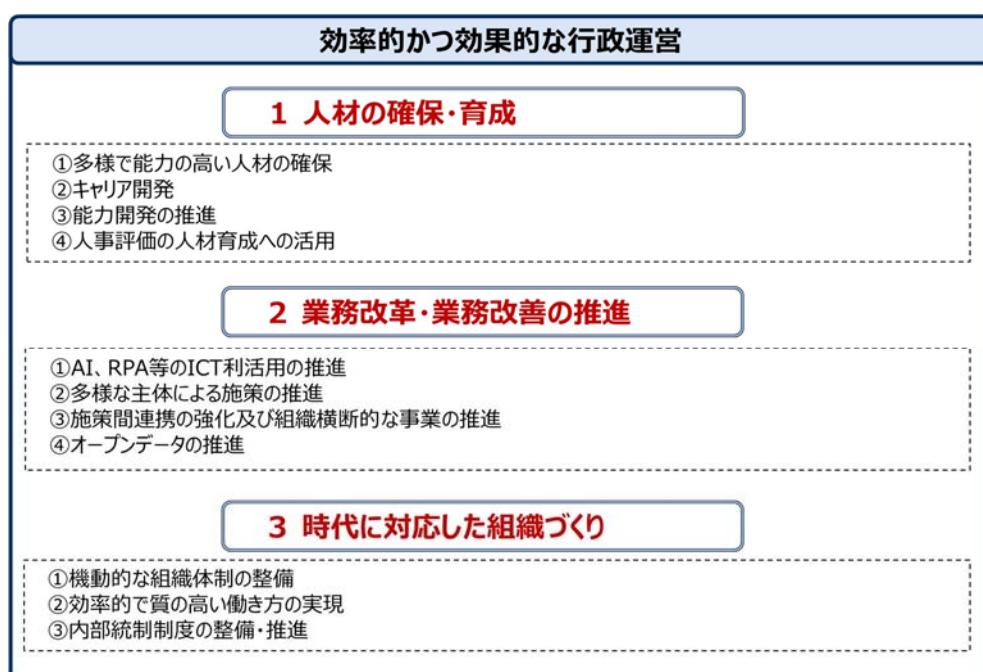
3 行財政運営

時代に即した様々な施策を時機を逃さず実施していくためには、県政運営の土台となる行財政運営を効果的・弾力的なものとするとともに、内容を更に充実する必要があります。

このため、2019（平成 31）年3月に策定した「佐賀県行財政運営計画 2019」に基づき行財政運営に取り組みます。

(1) 効率的かつ効果的な行政運営

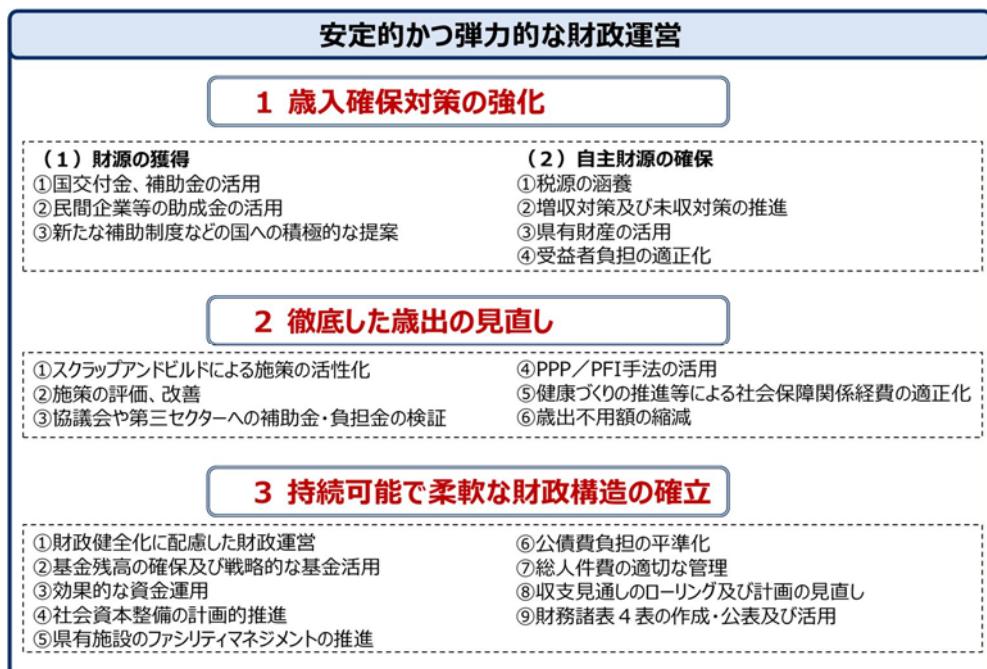
限られた経営資源（人員・財源）の中で、社会経済情勢の変化や多様化・高度化する県民ニーズ、危機事象等に適切に対応し、より水準の高い行政サービスを提供していくため、人材の確保・育成及び業務改革・業務改善の推進を図るとともに、時代に対応した組織づくりを進めることで、効率的かつ効果的な行政運営に取り組みます。



(2) 安定的かつ弾力的な財政運営

計画期間における収支試算を行った結果、この期間における財政運営に目処は立っていますが、この前提となる収支改善対策にしっかりと取り組む必要があることから、県税収入をはじめとする歳入確保対策を強化し、徹底的に歳出を見直します。

また、本県の自主財源比率は4割程度に留まっていることから、中長期的な視点で財政の安定性の確保を目指すとともに、財政の健全化に配慮しながら、弾力的な財政運営に取り組みます。



附属資料

- ①佐賀県まち・ひと・しごと創生総合戦略関連
- ②佐賀県知的財産の創造等に関する基本構想関連
- ③佐賀県教育振興基本計画関連
- ④「－佐賀県総合計画2019－ 人を大切に、世界に誇れる佐賀づくりプラン」の策定過程

①佐賀県まち・ひと・しごと創生総合戦略関連

「佐賀県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標及び基本的方向

《基本目標①》

ひとづくり・ものづくり佐賀～安定した雇用を創出する～

《数値目標》

新規雇用創出数 3,200人（4年間累計）

《基本的方向》

- 起業、イノベーションの推進から事業承継といった県内企業の各ステージにあった支援を行い、県内に新しい仕事をつくるとともに、競争力のある技術等を将来に承継します。あわせて、これらの取組を通じて、県内に起業や新たなことへのチャレンジを許容し、それらを支える風土をつくります。
- 県内企業の育成や企業誘致等により、雇用の場を増やすとともに、それら企業に必要な人財を確保します。
- 若者を中心とし、県内高校生・県外進学者等の地元就職、UJターンを促進します。特に、産業・教育が一体となり、「ものづくり人財」の育成等を強力に推進します。
- 経営感覚を持ち自らの判断で消費者・実需者ニーズの変化等に対応する「チャレンジする農林水産業経営者」の育成、生産基盤の整備等により、稼げる農林水産業を確立します。

《基本目標②》

本物を磨き、ひとが集う佐賀～本県への新しいひとの流れをつくる～

《数値目標》

人口の社会減（転出超過）の縮小 2018年：▲1,472人 ⇒ 2022年：▲900人

宿泊観光客数 1,162万人泊（4年間累計）

《基本的方向》

- 移住希望者が移住の決断をスムーズに行うことができるよう、ワンストップで仕事や住まい等の移住関連情報を提供するとともに、相談者に対する支援を行う体制を整備し、きめ細やかな支援を行います。
- 本県においては、多くの若者が大学等進学時に県外に流出していることから、高等教育機関等の充実を図り、県内進学者を増やします。
- 産学官金連携の推進によって、高校生や大学生等（県外進学者を含む）の地元就職を促進することにより、若者の県内定着を図ります。
- 佐賀県の魅力を発信し、知ってもらうこと、そして来てもらうことにより、人や物の交流を拡大させ、新しいひとの流れのきっかけをつくります。
- 広域幹線道路を始めとした各種交通ネットワークの整備や九州佐賀国際空港の使いやすさの向上等によるストック効果を活かして、新しいひとの流れを支えます。

《基本目標③》

子育てし大県佐賀～若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる～

《数値目標》

合計特殊出生率 2017年：1.64 ⇒ 2022年：1.64を上回る

《基本的方向》

- 「結婚したい」、「子どもが欲しい」といった希望がかなえられるとともに、多様化するニーズに応じたサービスの充実、仕事と育児の両立支援など、安心して出産・子育てができる環境を整備します。
- 出会いから結婚・妊娠・出産・子育てまでの切れ目ない支援の強化やワーク・ライフ・バランスの実現を推進する「子育てし大県“さが”プロジェクト」を展開します。

《基本目標④》

自発の地域づくり佐賀～時代と向き合う地域をつくる～

《数値目標》

県が支援した自発の取組により、新たに地域づくりに参画した若い世代の人数

80人（4年間累計）

《基本的方向》

- 地域課題に対する意識の共有や課題解決のノウハウ等の習得支援、人材の確保の支援を通して地域自らが活性化策を講じることで、自発型の地域づくりを推進します。
- 2025年に佐賀県の高齢者数がピークとなることが見込まれており、市町・保険者における地域づくりを通じた効果的・効率的な介護予防の推進と高齢者の積極的な社会参加を推進することにより、高齢者が元気に活躍する社会づくりと自立支援の充実を図ります。
- すべての女性が自分らしく、個性と能力を発揮できる社会づくりを目指し、自分の能力を発揮したいと願う女性をしっかりと支援し、女性の活躍推進を図ります。
- 人口減少や、高齢者の免許保有の増加などにより、地域公共交通の利用者が減少する一方で、車の運転ができない人等が今後も見込まれるため、移動困難者が利用しやすい、地域の実情（移動の実態等）に合わせた身近な移動手段の維持確保に取り組みます。
- 集約拠点・地域ネットワーク型の都市づくりを進めるとともに、ダム・道路・港湾施設等の社会資本について計画的な維持管理を行い、施設の機能確保と長寿命化を図り、ストック効果を活かして人口減少社会に対応した安全・安心な地域づくりを支えます。

※基本目標ごとの具体的な施策は次ページのとおり。

「佐賀県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標ごとの具体的な施策

佐賀県総合計画2019 具体的な施策	基本目標	①ひとづくり・ものづくり佐賀	②本物を磨き、ひとが集う佐賀	③子育てし大県佐賀	④自発の地域づくり佐賀					
		佐賀県まち・ひと・しごと創生総合戦略								
1 安全・安心のくらしさが										
(1) 防災・減災・県土保全										
①防災・減災等の体制づくり					○					
③治水対策の推進					○					
⑦道路の防災対策の推進					○					
(2) くらしの安全・安心										
②犯罪の起きにくいまちづくりと犯罪被害者等支援の充実				○						
2 楽しい子育て・あふれる人財さが										
(1) 子育て										
①結婚や出産の希望が叶う環境づくり				○						
②子ども・若者を支え育てる環境づくり				○						
③配慮が必要な子ども・若者や家庭に寄り添う環境づくり				○						
(2) 教育										
①志を高める教育の推進				○						
②確かな学力を育む教育の推進				○						
③豊かな心を育む教育の推進				○	○					
④健やかな体を育む教育の推進				○						
⑤多様なニーズに対応した教育の推進				○						
⑦私立学校の魅力づくり			○							
⑧高等教育機関の充実		○								
(3) 生涯学習										
①ライフステージに応じたまなびの環境づくり					○					
3 人・社会・自然の結び合う生活さが										
(1) 福祉										
②高齢者福祉の充実					○					
④障害者の就労支援	○									
(2) 健康										
①生涯を通じた健康づくりの推進				○	○					
②がん対策の強化					○					
(3) 医療										
①医療提供体制の充実		○			○					
(5) 人権・共生										
②男女共同参画社会づくり				○	○					
③さがすたいるの推進					○					
4 豊かさ好循環の産業さが										
(1) 雇用・労働										
①佐賀の産業を支える人材の確保と労働環境の整備	○	○	○							
(2) 農業										
①稼げる農業の確立	○				○					
②活力ある農村の実現	○				○					

佐賀県まち・ひと・しごと創生総合戦略 佐賀県総合計画2019 具体的な施策	基本目標	①ひとづくり・ものづくり佐賀	②本物を磨き、ひとが集う佐賀	③子育てし大県佐賀	④自発の地域づくり佐賀
(3) 林業	①魅力ある林業と活力ある木材産業の展開	○			
(4) 水産業	①玄海・有明海における活力ある水産業の展開	○			
(5) 企業立地・商工業	①企業誘致の推進	○			
	②テクノロジーと起業・創業を通じたイノベーションの推進	○			
	③ものづくり産業の振興	○			
	④中小企業の持続的発展に向けた支援	○			
	⑤地域資源を活用した産業の振興	○			
(6) エネルギー	①再生可能エネルギー等先進県の実現	○			
(7) 流通	①佐賀県産品の国内外での販売促進	○			
(8) 情報発信	①地域資源の魅力創出・発信	○	○		
5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが					
(1) 文化	①多彩な文化芸術の振興		○		
	②豊かな文化・歴史の継承と魅力発信		○		
(2) スポーツ	①トップアスリートの育成と地域が元気になるスポーツの推進		○		
(3) 観光	①魅力ある観光地域づくり		○		
6 自発の地域づくり さが					
(1) 地域づくり	①自発の地域づくりの推進		○		○
	②快適で暮らしやすいまちづくり				○
	③美しい景観づくり				○
(2) 交通	①幹線道路ネットワークの整備		○		
	③地域における多様な移動手段の確保				○
	④鉄道による交流の促進		○		
	⑤九州佐賀国際空港の発展		○		
	⑥唐津港・伊万里港等の利活用及び機能強化の推進	○	○		○
(3) 県民協働	①多様な主体による協働社会づくり		○		○
(4) 国際化	①世界と行き交う佐賀づくり		○		

②佐賀県知的財産の創造等に関する基本構想関連

佐賀県における知的財産の創造、保護及び活用の推進の基本的な柱と取組の方向性

《基本的な柱①》

-知的財産が尊重される環境の醸成-

《取組の方向性》

- 本県において知的活動 — 知的財産を生み出す創造的な活動 — が活発に行われるためには、まず、県民の皆さんに知的財産に関心を持っていただくことが大切であり、そのための社会的気運を醸成する必要があります。
- このため、事業者や県民の皆さんのが知的活動を行う場を積極的に創出するための取組を推進するほか、関係機関と連携した知的財産セミナー・研修の開催や図書館の蔵書の充実など知的財産の理解促進のための取組を推進します。

《基本的な柱②》

-人材の育成-

《取組の方向性》

- 本県において将来にわたり活発な知的活動が行われていくためには、知的財産の創造の担い手となる人材を持続して育成することが必要です。
- 知的財産の創造の担い手には、現在の担い手と、将来の担い手—これからの産業や文化の発展を担う子どもや若者—が存在します。
- 現在の担い手に対しては産業人材の育成を行う体制を整備し、また、将来の担い手に対しては、知的財産に触れ、考える機会を創出し、知的好奇心を醸成するための取組を推進していきます。

《基本的な柱③》

-産学官の連携強化による基盤整備-

《取組の方向性》

- 創造された知的財産（新しい技術や高付加価値な製品、ブランドなど）は、適切に保護され、また活用（販売、実用化など）されることで研究開発等に要した費用を回収し、次なる創造につながっていきます。こうした「知的創造サイクル」を回していくために、創造、保護、活用のそれぞれの段階で取組をサポートしていく体制を関係機関等と連携しながら整備していきます。
- 本県において今後有望な分野（健康関連分野、エネルギー分野など）については、より具体的、戦略的な取組を推進していきます。

《基本的な柱④》

-地域のブランドの創出・育成支援-

《取組の方向性》

- 本県そのもののイメージや認知度を向上させるためには、その地域の特色を生かした魅力ある商品、いわゆる地域ブランドの創出や育成を行うことが不可欠です。
- 農林水産物や工芸品だけではなく、観光地、伝統芸能、文化といったものも広く地域ブランドと捉え、さらには佐賀県そのものをひとつのブランドとして位置付け、そのプレゼンスを高めていくための取組を推進していきます。
- また、他との差別化ができるオンリーワンの製品や技術を創出するための支援にも力を入れていきます。
- こうして磨き上げられ、生み出された高付加価値なものを、そのブランド力をさらに高めていくための情報発信にも積極的に取り組んでいきます。

《基本的な柱⑤》

-知的財産を意識した組織経営-

《取組の方向性》

- 本県が将来にわたって発展していくためには、知的財産の創造、保護及び活用が重要であり、県職員一人一人がその重要性を認識し、業務ノウハウの創出・蓄積による公共サービスの向上や、県内の事業者等が持つ知的財産を活用した効率的・効果的な業務遂行など、施策展開においては知的財産の創造、保護及び活用を意識していきます。
そのため、以下の取組などを推進していきます。
 - ・県立試験研究機関による新技術、新品種等の開発及び地元産業への普及
 - ・知的財産についての理解を深めるための職員研修の実施
 - ・佐賀県のブランド価値を高めるための積極的な情報発信

※基本的な柱ごとの関連施策は次ページのとおり。

知的財産の創造等の推進の基本的な柱ごと関連施策

佐賀県総合計画2019 関連施策		知的財産の創造等の推進の 基本的な柱	①知的財産が 尊重される環 境の醸成	②人材の育成	③産学官の連 携強化による 基盤整備	④地域のプラ ンドの創出・ 育成支援	⑤知的財産を 意識した組織 経営 ※共通
2 楽しい子育て・あふれる人財 さが							
(2) 教育							
⑧高等教育機関の充実			○				※
3 生涯学習		①ライフステージに応じたまなびの環境づ くり	○	○			※
4 豊かさ好循環の産業 さが							
(1) 雇用・労働							
①佐賀の産業を支える人材の確保と労働環 境の整備		○	○				※
(2) 農業							
①稼げる農業の確立					○		※
②活力ある農村の実現					○		※
(3) 林業							
①魅力ある林業と活力ある木材産業の展開					○		※
(4) 水産業							
①玄海・有明海における活力ある水産業の 展開					○		※
(5) 企業立地・商工業							
①企業誘致の推進				○			※
②テクノロジーと起業・創業を通じたイノ ベーションの推進		○	○	○	○		※
③ものづくり産業の振興		○	○	○	○		※
⑤地域資源を活用した産業の振興				○	○		※
(6) エネルギー							
①再生可能エネルギー等先進県の実現				○			※
(7) 流通							
①佐賀県産品の国内外での販売促進				○	○		※
(8) 情報発信							
①地域資源の魅力創出・発信					○		※
5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが							
(1) 文化							
①多彩な文化芸術の振興		○	○				※
②豊かな文化・歴史の継承と魅力発信					○		※
(3) 観光							
①魅力ある観光地域づくり					○		※

③佐賀県教育振興基本計画関連

佐賀県教育振興基本計画は、佐賀県総合計画 2019 における教育、生涯学習、文化、スポーツ、子育て及び雇用・労働に関する部分をもって構成します。

「佐賀県教育振興基本計画」の関連施策

佐賀県総合計画2019 関連施策	佐賀県教育振興基本計画 関係施策
2 楽しい子育て・あふれる人財 さが	
(1) 子育て	
②子ども・若者を支え育てる環境づくり	<input type="radio"/>
③配慮が必要な子ども・若者や家庭に寄り添う環境づくり	<input type="radio"/>
(2) 教育	
①志を高める教育の推進	<input type="radio"/>
②確かな学力を育む教育の推進	<input type="radio"/>
③豊かな心を育む教育の推進	<input type="radio"/>
④健やかな体を育む教育の推進	<input type="radio"/>
⑤多様なニーズに対応した教育の推進	<input type="radio"/>
⑥教育を支える人材の育成と環境の整備	<input type="radio"/>
⑦私立学校の魅力づくり	<input type="radio"/>
⑧高等教育機関の充実	<input type="radio"/>
(3) 生涯学習	
①ライフステージに応じたまなびの環境づくり	<input type="radio"/>
4 豊かさ好循環の産業 さが	
(1) 雇用・労働	
①佐賀の産業を支える人材の確保と労働環境の整備	学校教育に関する部分
5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが	
(1) 文化	
①多彩な文化芸術の振興	<input type="radio"/>
②豊かな文化・歴史の継承と魅力発信	<input type="radio"/>
(2) スポーツ	
①トップアスリートの育成と地域が元気になるスポーツの推進	<input type="radio"/>

「－佐賀県総合計画 2019－ 人を大切に、世界に誇れる佐賀づくりプラン」の策定過程

平成 30 年 1 月～5 月	「さがの未来を語ろう 2018」の開催（各種団体等との意見交換を 4 回開催）
4 月～8 月	「佐賀県総合計画 2015」実績評価（政策レビューの実施）
平成 31 年 2 月 14 日	「佐賀県総合計画 2019」骨子案の策定、2 月定例県議会への報告、公表
2 月 14 日～3 月 15 日	「佐賀県総合計画 2019」骨子案のパブリック・コメント
2 月 19 日	「佐賀県総合計画 2019」骨子案の市町担当課説明会
3 月 9 日～3 月 12 日	「佐賀県総合計画 2019」骨子案の県民意見交換会（県内 5 か所で開催）
4 月 25 日	「佐賀県総合計画 2019」素案の策定、公表
4 月 25 日～5 月 14 日	「佐賀県総合計画 2019」素案のパブリック・コメント
令和元年 5 月 20 日	「佐賀県総合計画 2019」素案の市町長との意見交換（GM21 において）
6 月 4 日	「佐賀県総合計画 2019」（案）の策定・公表
6 月 11 日	6 月定例県議会への「佐賀県総合計画 2019」策定議案の上程
7 月 1 日	「佐賀県総合計画 2019」策定議案の議決
7 月 18 日	「佐賀県総合計画 2019」の策定